

平成29年 3 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成29年 3 月 14日 (火)

平成29年 3 月 16日 (木)

平成29年 3 月 17日 (金)

平成29年 3 月 21日 (火)

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成29年 3 月14日 (火)	5 頁
平成29年 3 月16日 (木)	55頁
平成29年 3 月17日 (金)	151頁
平成29年 3 月21日 (火)	201頁

平成29年3月定例会審査日程

日次	月日	摘 要
第1日	3月14日（火）	<p>開会 審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第1号 市民環境部関係議案審査 議案乙第1号、議案乙第2号、議案乙第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第1号、議案乙第2号、議案乙第3号 〔採決〕</p>
第2日	3月16日（木）	<p>健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第8号 〔説明、質疑〕</p>
第3日	3月17日（金）	<p>市民環境部関係議案審査 議案乙第8号、議案乙第9号、議案乙第10号 議案甲第2号 〔説明、質疑〕</p>
第4日	3月21日（火）	<p>現地視察 旭まちづくり推進センター改修工事（儀徳町） 自由討議 議案審査 議案乙第8号、議案乙第9号、議案乙第10号 議案甲第2号 〔総括、採決〕</p> <p>報 告（市民環境部税務課、国保年金課） 鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について 国保制度改正の概要 〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成29年3月13日付託]

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

議案乙第2号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第6号) [可決]

議案乙第3号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) [可決]

[平成29年3月14日 委員会議決]

議案甲第2号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例 [可決]

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案乙第9号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算 [可決]

議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算 [可決]

[平成29年3月21日 委員会議決]

2 報告

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について(市民環境部税務課)

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について(市民環境部国保年金課)

国保制度改正の概要(市民環境部国保年金課)

平成29年 3 月 14 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間聡
社会福祉課長	吉田 忠典
社会福祉課参事	松隈 義和
社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長	緒方 守
社会福祉課長補佐兼保護係長	久保 雅稔
社会福祉課高齢者福祉係長	佐藤 直美
社会福祉課地域福祉係長	八尋 茂子
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
こども育成課子育て支援係長	田中 大介
こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長	久保山史葉
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐	名和 麻美
健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
文化芸術振興課長	村山 一成
文化芸術振興課文化芸術振興係長	林 康司
スポーツ振興課長	古賀 達也
スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長	大石 泰之
スポーツ振興課担当係長	時田 丈司

市 民 環 境 部 長	橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原信
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市 民 課 長	徳淵 悦子
市 民 課 整 備 係 長	原 隆士
市 民 課 市 民 係 長	大石 昌平
国 保 年 金 課 長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税 務 課 長	青木 博美
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	榎 浩喜
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	榎原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下徹
環 境 対 策 課 担 当 係 長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第2号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

議案乙第3号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第2号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

議案乙第3号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

執行部の説明を求めます。

詫間聡健康福祉みらい部長

それでは、議案乙第1号 平成28年度鳥栖一般会計補正予算（第5号）のうち、健康福祉みらい部関係分について御説明を申し上げます。

歳入総額といたしましては629万8,000円の減額、歳出につきましては1億4,974万4,000円、1億4,974万4,000円の減額となっておりますのでございます。

補正後の一般会計予算総額250億2,502万8,000円のうち、健康福祉みらい部の予算額は106億7,682万4,000円となりまして、一般会計に占める健康福祉みらい部の予算割合は42.7%となっております。

なお、詳細につきましては関係課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

吉田忠典社会福祉課長

それでは、平成29年3月市議会定例会、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、健康福祉みらい部関係の議案につきまして、御説明を申し上げます。

手元にお配りしております厚生常任委員会資料をもとに、御説明をしていきたいと思っております。

それでは、歳入のほうから申し上げます。1ページをごらんください。

款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目1. 民生費負担金、節1. 社会福祉費負担金につきましては、主なものといたしまして、環境、経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する老人保護措置費負担金でございまして、対象者が見込みより多かったということで、減額補正をしております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下、節2. 児童福祉費負担金でございます。保育所保育料につきましては、当初見込みより入所措置数が少なかったことによる減額補正でございます。

村山一成文化芸術振興課長

続きまして、同じページの一番下でございます。款14. 使用料及び手数料、目1. 使用料、目5. 教育使用料、節1. 社会教育使用料につきましては、定住・交流センターの使用料及び都市広場使用料の決算見込みによる減額補正でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

次に、2ページをお願いいたします。

同じく目5. 教育使用料、節2. 保健体育使用料につきましては、スタジアム使用料を初めといたします体育施設の決算見込みに伴います補正でございます。

吉田忠典社会福祉課長

同じページでございますが、次に、款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものといたしまして、一番上、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金及び2つ下の障害者に対する福祉サービス給付に係る障害者自立支援給付費負担金、その下、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る障害者自立支援医療費負担金、いずれも決算見込みによる補正でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下、節2. 児童福祉費国庫負担金の主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度における給付費の単価が増額改定されたことに伴う国庫負担金の増額補正でございます。

1行飛びまして、児童扶養手当費負担金につきましては、所得制限により一部支給となった世帯の増加に伴い、全体の支給額が減少したことによる減額補正でございます。

その下、児童手当費負担金につきましては、国の負担率が高い3歳未満児の児童数の減少による国庫負担金の減額補正でございます。

吉田忠典社会福祉課長

節3. 生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費及び失業者の家賃補助等を行う自立相談支援事業の決算見込みによる減額補正でございます。

3ページをお願いいたします。

一番上でございます。項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金の主なものといたしましては、2行目でございますが、年金生活者等臨時福祉給付金給付事業補助金及び地域生活支援事業費補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

その下、地域生活支援事業補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する補助金でございます。交付決定額による減額補正でございます。

また、一番下でございますが、地域介護・福祉空間整備推進交付金につきましては、昨年9月議会で介護ロボットの導入事業者への補助を議決していただきましたが、その追加内示が国からございましたので、今回計上をさせていただきます。

詳細につきましては、歳出のほうで詳しく申し上げます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下の段、節2. 児童福祉費国庫補助金のうち、2行目の子ども・子育て支援交付金につきましては、私立保育所等で実施される延長保育、一時預かり、子育て支援

拠点事業等の特別保育事業に要する費用に対する国庫補助金でございますが、今年度単価の改定があったことに伴う増額補正でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次の、目3. 衛生費国庫補助金、節1. 保健衛生費国庫補助金につきましては、女性特有のがん検診推進事業補助金で国の補助基準額が変更になったために増額補正をいたしております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

その下の段でございます。目5. 教育費国庫補助金、節1. 教育総務費国庫補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の増額補正でございます。

これは、本年度の国の負担率が確定したことに伴う国庫負担金の増額でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

一番下でございます。項3. 委託金、目3. 衛生費委託金、節1. 保健衛生費委託金は、アスベスト健康調査委託金でございますが、受診者が見込みより少なかった等の理由により減額をいたしております。

吉田忠典社会福祉課長

次に、4ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金につきましては、主なものといたしまして、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金など、県負担金の決算見込みによるものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下の段でございます。節2. 児童福祉費県負担金のうち、1行目の施設型等給付費負担金については、給付費の単価が増額されたことに伴う県負担金の増額補正でございます。

一番下の行の児童手当費負担金につきましては、3歳未満の児童数の減少による減額でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金の主なものといたしましては、3行目の地域生活支援事業補助金でございますが、交付決定額による減額補正でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下の段、節2. 児童福祉費県補助金のうち、2行目の子どもの医療費助成事業補助金につきましては、未就学児分の医療費助成申請件数が見込みより少なかったこ

とによる減額でございます。

続きまして、5ページ、上から2段目、款18. 寄附金、項1. 寄附金、目3. 民生費寄附金、節2. 児童福祉費寄附金の児童福祉費寄附金につきましては、子どもの医療費に対する指定寄附でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

款19. 繰入金、項2. 特別会計繰入金、目1. 国民健康保険特別会計繰入金、節1. 国民健康保険特別会計繰入金の健康増進課分といたしまして、国民健康保険保険事業に2種交付金187万5,000円でございます。これは、主にがん検診や健康マイレージ事業によるものでございます。

吉田忠典社会福祉課長

同じ5ページの下から2段目でございます。款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入につきましては、広域介護保険課から受託し、介護予防事業等を実施しております地域支援事業の決算見込みにより補正をするものでございます。

次に、一番下の段でございます。項6. 雑入、目4. 雑入、節1. 生活保護雑入につきましては、保護受給後に年金等の収入があった場合の生活保護費の返還金でございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。節4. 雑入につきまして、主なものとしたしましては、一番上、障害児通園施設ひかり園の介護受給費の決算見込みによる減額補正でございます。

以上、歳入でございました。

次に、歳出のほうを申し上げます。

7ページをお願いいたします。款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費のうち、主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までにつきましては、育児休業者分の減額、並びに介護予防事業における支弁人件費の計上に伴います組みかえによる補正でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものとしたしましては、社会福祉協議会補助金の減額補正でございまして、職員の退職による人件費の減額に伴うものでございます。

節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定のための繰り出しなどによる補正でございます。

次に、目2. 障害者福祉費でございますが、次の8ページをお願いいたします。主なものとしたしまして、節13. 委託料でございますが、障害者の外出を支援する外出介護委託料、障害者の生活訓練等を実施する日中一時支援事業委託料等の決算見込みに伴う減額補正でございます。

節20. 扶助費につきましては、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る障害者自立支援医療費、あるいは障害児の施設通所や相談支援事業等に係る障害児施設給付費、さらには障害者に対する福祉サービス給付に係る障害者自立支援給付費などについて決算見込みにより補正をいたしております。

次に、同じ8ページの下の段でございますが、目3. 老人福祉費でございます。8ページ一番下の節2から次の9ページ、節4. 共済費までは、地域支援事業費の決算見込みに伴う事業費支弁人件費の決算見込みによるものでございます。

節8. 報償費の主なものにつきましては、敬老祝い金及び在宅寝たきり老人等介護見舞金の決算見込みによるものでございます。

節13. 委託料の主なものにつきましては……。

〔録音機器の不調により議事を記録することができなかった〕

中川原豊志委員長

ちょっと、休憩します。

午前10時20分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前10時22分開議

中川原豊志委員長

再開します。

お願いします。

吉田忠典社会福祉課長

目3. 老人福祉費から再開させていただきます。

8ページ一番下の節2. 給料から次の9ページ、節4. 共済費までは、地域支援事業費の決算見込みに伴う事業費支弁人件費の決算見込みによるものでございます。

節8. 報償費の主なものにつきましては、敬老祝い金及び在宅寝たきり老人等介護見舞金の決算見込みによるものでございます。

節13. 委託料の主なものは、食の自立支援事業、緊急通報システム事業及び介護予防事業

等の決算見込みによるものでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金について、介護給付費等の決算見込みによる負担金の減額に伴う減額補正でございます。

また、一番下の行でございますが、地域介護福祉空間整備補助金につきましては、主要事項説明書の1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

昨年9月議会におきまして、介護施設等における介護ロボットの導入について、その経費を助成する補正予算を議決していただきましたが、その後、国のほうから追加交付の内示がございますので、今回計上しているところでございます。

今回の助成対象事業所は、当初から国に助成の要望をお願いしておりましたが、前回の内示において、1法人1事業所という国の方針に漏れたものでございました。

今回、再度国のほうから内示がございまして、前回の内示で漏れた2事業所に対し、助成の内示があったものでございます。

続きまして、節20. 扶助費でございます。老人保護費の老人保護措置費の減額でございまして、死亡などの理由による退所者の増加によるものでございます。

次に、真ん中の段でございますが、目4. 老人福祉センター費のところでございます。節11. 需用費につきましては、中央老人福祉センター等の燃料費の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、9ページ、一番下の段でございますが、目7. 臨時福祉給付金給付費につきましては、事業経費及び給付金の決算見込みによる減額補正でございます。平成26年4月に消費税率の引き上げに伴い、本年度その影響緩和策として、市町村民税の非課税の方などに対し3,000円を支給したものでございます。

経過といたしましては、支給対象者となる平成28年度分市県民税非課税の方に対し、平成28年9月下旬に申請書を郵送し、10月1日からことしの1月6日までを申請期間として対応したところでございます。

本年2月末現在で1万1,408名への支給対象者のうち、1万52名の方に支給決定を行い、支給率は88.1%、総支給額が3,015万6,000円となったところでございます。

次に、10ページをお願いいたします。目8. 年金生活者等臨時福祉給付金給付費につきましても、事業経費及び給付金の決算見込みによる減額補正でございます。この給付金は、1億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、実施されたものでございます。

市町村民税の非課税の方で65歳以上の高齢者や、障害遺族年金の受給者などに対し、3万

円を支給したものでございます。

経過といたしましては、高齢世帯の支給対象者に対しましては、平成28年5月下旬に申請書を郵送いたしまして、6月1日から8月31日までを申請期間として、障害、遺族年金受給者の支給対象者に対しては、平成28年9月下旬に申請書を郵送いたしまして、10月1日から1月6日までを申請期間として、それぞれ対応したところでございます。

本年2月末現在で5,846名の支給対象者のうち5,689名に支給を行い、支給率は97.3%、総支給額が1億7,067万円となったところでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、下の段、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費について申し上げます。節8. 報償費から節19. 負担金、補助及び交付金までは、いずれも決算見込みによる補正をお願いしております。

節20. 扶助費についてでございます。一番上の行、児童扶養手当につきましては、所得制限により手当の一部支給となる方がふえて、全額支払いとなる対象者の数が見込みより少なかったことによる減額でございます。

1行飛びまして、子どもの医療費につきましては、助成申請件数が見込みより少なかったことによる減額。

その下の母子生活支援施設入所措置費につきましては、入所措置がなかったことによる減額でございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度分のひとり親家庭等医療費に係る県補助金及び母子自立支援事業費に係る国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。

続きまして、その下の段、目2. 保育園費について主なものを申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、保育所職員45名分の決算見込みに伴う減額でございます。

節7. 賃金につきましては、保育士の確保ができなかったことによる代替保育士等賃金の減額補正でございます。

節11. 需用費の主なものにつきましては、給食費の決算見込みに伴う減額でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費の減額につきましては、私立保育所における受け入れ児童数が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

3行目の私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所等で実施される延長保育、一時預かり、子育て支援拠点事業等の特別保育事業に対する補助単価の増額改定があったことに伴う増額補正でございます。

次に、目4. 児童手当費のうち、節20. 扶助費につきましては、児童手当の支給対象児童

数が見込みより少なかったため、決算見込みによる減額をお願いしております。

これは、支給金額の高い3歳未満の児童数が減っていることに起因するものでございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、同じ11ページの一番下の段でございます。項3. 生活保護費、目1. 生活保護総務費でございます。主なものについて申し上げます。12ページをごらんいただきたいと思います。節20. 扶助費でございますが、住宅確保給付金の支給が見込みより少なくなったというところから減額補正をするものでございます。

次の段、目2. 扶助費、節20. 扶助費につきましては、生活扶助、医療扶助等の決算見込みによる減額補正でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費のうち、主なものを御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費は、育児休業に入っている職員1名分の減額補正でございます。

13ページをお願いいたします。

次に、節13. 委託料につきましては、妊婦健診及び乳児健診の受診者数が見込みより少なかったために減額補正をお願いしております。

続きまして、同じく目2. 予防費の主なものを御説明いたします。節13. 委託料のうち主なものは予防接種委託料、がん検診委託料の減額でございます。

予防接種委託料につきましては、日本脳炎、水ぼうそうの予防接種などの接種者数が見込みより少なかったためでございます。

がん検診委託料につきましては、乳がん検診がこれまで診察とマンモグラフィーだったものが、診察がなくなり、マンモグラフィーのみに変更になったために、単価が安くなったことのためでございます。

以上でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

一番下の段でございます。款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4. 幼稚園費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、決算見込みによる減額でございます。

村山一成文化芸術振興課長

14ページをお願いいたします。項4. 社会教育費、目6. 文化振興費の主なものについて

申し上げます。節2. 給料及び節3. 職員手当等は、文化芸術振興課職員9名分の決算見込みに伴う補正でございます。

節11. 需用費は、市民文化会館のガス代など、燃料費の決算見込みによる補正でございます。

節15. 工事請負費は、市民文化会館大ホールの舞台機構工事など、文化会館営繕工事費の入札残による補正でございます。

その下でございます。目7. 定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。

節13. 委託料及び節14. 使用料及び賃借料は、いずれも決算見込みによる補正でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その下の段でございます。項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費について御説明申し上げます。節1. 報酬から次のページ、15ページの節14. 使用料及び賃借料につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

その下の段、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、県大会を経て全国大会に出場する場合のスポーツ大会出場時補助金の3件の見込みが追加でございましたので補正するものでございます。

節25. 積立金につきましては、平成29年度のスポーツ振興奨励金に備えるスポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

その下の段でございます。目2. 体力づくり運動推進事業費につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

その下の段でございます。目3. 体育施設費につきましても、決算見込みに伴います減額補正でございます。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、資料の16ページ、最後のページをお願いいたします。平成28年度の繰越明許費でございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、事業名、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所の整備、並びにその開設に要する費用を助成する事業でございます。

9月議会で補正を行い、その後、交付決定を行い、事業所において施設の建築に入っておりますが、建設予定地におきまして地盤を調査しましたところ、軟弱な地盤と判断され地盤改良工事を実施する必要性が生じたことから、これらの調査工事に不測の日数がかかり、年

度内の完了が困難になったことから、これを繰り越すものでございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その下でございます、款10. 教育費、項5. 保健体育費のスタジアムネーミングライツ企業特典事業につきましては、ネーミングライツ契約をいただいておりますベストアメニティ株式会社との協議の結果、会社のロゴ横断幕をサガン鳥栖公式ゲーム中に2枚、掲出することといたしました。年度をまたぐ契約期間とすることになりましたので、繰越明許費として計上させていただいております。

以上をもちまして、健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

ちょっと皆さんが、考えている前にお尋ねしたいんですけど、1ページ目の社会福祉費負担金の最初。款13、2、1、1節、社会福祉費関係。老人保護措置費負担金の理由はなんて言われましたかね。見込みより……、単純なことですけど、済みません。

吉田忠典社会福祉課長

この老人保護措置費負担金は、環境、あるいは経済上の理由で養護老人ホームに措置入所される高齢者の方からいただく負担金でございます。当初の予定より対象者が多かったと。

その対象の理由が、死亡とかそういった方が多かったということで減額補正をするものでございます。

成富牧男委員

失礼しました。対象者が多かったわけね。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

西依義規委員

3ページのアスベスト健康調査なんですけど、少なかったというお話ですが、これが原因でお亡くなりになられている方とかを市のほうで何らかの把握ってされているんですか。この健康調査委託した後の、結果っていうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

うちが平成18年度から国の委託事業を受けて行っておりますけれども、その調査の中で死亡された方っていうのは、はっきりアスベストが原因っていうことで死亡された方はいらっ

しゃいません。

疑いっていう方はいらっしゃったんですけれども、それが精密検査を受けないと確定診断ができないんですが、その方がちょっと高齢者で精密検診を受けたくないっておっしゃいましたので、疑いっていうところで終わっております。

西依義規委員

この健康調査は、アスベストの予防というか、被害を何か改善するための、なんかそういう医療行為なんですか、これ。これはどういうことなんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

これが始まりましたのは、平成17年度でございまして、平成17年度に元アスベスト工場が曾根崎町のほうにございましたけれども、そこの周辺住民の方がアスベストが原因の中皮腫でお亡くなりになった方が1人おられまして、その方が出たことで、ちょっと平成17年度に単独事業として、うちのほうで検診を実施をいたしました。

そのあと、アスベスト被害が出ていたのが全国で何カ所かございましたので、国のほうがその委託事業として調査を始めたっていうことで、本当は、従業員の方ではなくって、その工場の周辺に住んである一般住民の方が石綿を吸ったことによる健康被害の状況を調べるっていうために始まった調査でございます。

西依義規委員

だから、現にその周辺で、被害にあっている方はいらっしゃるということでいいんですね。いらっしゃらないということでもいいんですか。現状、調査した結果。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

確かに、アスベストを吸ったっていう所見が、特有の所見が、胸膜プラークですとか、びまん性胸膜肥厚っていう病名があるんですけれども、その所見が出ている方は結構いらっしゃいます。

樋口伸一郎委員

2つ質問させてください。ちょっと順番ばらばらですけど。15ページをお願いします。

ちょっと教えてください、款10の教育費の目1. 保健体育総務費、15ページの一番上の節19. 負担金、補助及び交付金のところで、スポーツ大会出場費の補助金の全国大会に行く追加分っておっしゃったんですけど、教えていただけないでしょうか。

中川原豊志委員長

3件の何を。

樋口伸一郎委員

3件の詳細を教えてくださいませんか。

古賀達也スポーツ振興課長

今回、新たに3件の追加の見込みで補正をさせていただきます件につきましては、中学生の空手、それからボクシング、それからミニバスケットの3件でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ボクシングも中学生ですか。

古賀達也スポーツ振興課長

ボクシングも中学生でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。この件は以上です。

ちょっと戻ります、11ページをお願いします。款3. 民生費の項2. 児童福祉費、目2. 保育園費の節19. 負担金、補助及び交付金の施設型等給付費の中でちょっと質問させていただきます。

私立の受け入れが当初より少なかったっていうのは、やっぱ4歳、5歳児が少なくて、やっぱ下の年齢が低かったことによることいいですか。確認ですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

私立の受け入れが少なかったのは、保育士の確保が進まなかったということでございますけれども、今、入所の申し込みにつきましては、4歳、5歳児よりも3歳以下のお子さんが激増しておりますので、その分の受け入れができなかったということでございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。一般質問でも聞かせてもらったんですけど、多分、3歳児からの年齢層のほうが厚くなっていると思うんで、保育所の状況で、保育士確保が現在できていないとしても、多分3歳児からだ結構たくさんいる、保育園の先生が結構いるような配置になっていると思うんですけど。

今後の予定で、その子たちが持ち上がっていったら先生の数のバランスが崩れ、崩れるっていうか、調整していく必要が出てくると思うんですけど、そのあたりの現状把握っていうのは、今からできていく保育園からどういうふうに行っていきますというのは聞かれていますでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

確かに申し込みの数は激増しているんですけども、職員の配置数が変わってまいりますので、例えば、3歳児だと20人に1人保育士を置かなければならない。

4歳、5歳になりますと30人に1人の配置になりますので、その点で、そのまま保育士が

同じ数いるということにはなりませんし、また来年度から新しい保育園が3カ園、新しくできます。

その新しい保育園に関しましては、3歳未満のお子さんを中心に受け入れをしておりますので、4歳、5歳に関しましては、かなり余裕を持った受け入れとなっておりますので、このまま、今、0、1、2、3歳児が大きくなったとしても、今の現時点では4歳、5歳が受け入れられなくなる状況とは考えておりません。（「ありがとうございます。いいです」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかは、どうですか。

西依義規委員

9ページの、13の委託料で338万円減額、多分、理由が食の自立支援とか介護予防等の事業が少ないということは、当初予算どおりに行われなかったという捉え方でいいですか。

吉田忠典社会福祉課長

委託料の338万5,000円のうち、申しあげました主なものといたしまして、食の自立支援事業、緊急通報システム事業の委託料、そして介護予防教室の委託料というふうに3つ申しあげましたけれども、食の自立支援事業につきましては、当初6万8,000食ぐらいを予定、想定をしておりました。けれども、利用者数の減少ということで、見込み数、決算見込みが6万1,000食をちょっと割るぐらいの数字になるのじゃないかということで減額の補正をしております。

緊急通報システム事業につきましては、対象者を当初255人程度と見込んでおりましたが、現在設置をしている方がお亡くなりになったり、施設入所したりというふうな方で、決算見込みのほうも230名を切る程度になるのではないかということで減額補正をしているところです。

介護予防事業につきましては、入札の残というところがございます。

西依義規委員

緊急通報、介護予防はわかるですけど、食の自立、食の自立支援事業が6万8,000食が6万1,000食という考え方は、その事業自体が、例えば工夫が足りないとか、マンネリ化しているとかいう原因があるのか、それとも実質の利用者自体が減っているのか。

そのニーズの問題等はどういうふうに所管として思われていますか。

吉田忠典社会福祉課長

食の自立支援事業につきましては、私たちのほうで単に食事を配るだけの事業とは思っておりませんので、実際のところは、本当に食事の提供がないと生活するのが難しい方を対象

に、そして、さらにおひとり暮らしとかいうことで、見守りが必要な方、そのような方を対象としているということで、対象者がおのずと限られてくるところもございます。

食事のほうも、私たちの食の自立支援ということで、できるだけ食事に関しては高齢者の方でも自立していこうと、行っていただきたいと。

そして、できるだけ周りのサポート、御家族とか御親族の方のサポートのほうも要請をしているというところがございます。

こういったこともございまして、私たちのほうでは食事の食数を決めるのに点数制ということを導入しております、この方の生活の状況とか、例えば介護の状態とか、そういったところを点数化したしまして必要な食数を決定しているというところがございます。

そういったところもございまして、あとまた別に、民間の配食の事業者というのも、最近非常に多くなってきているというところもございまして、私たちのところが食の自立支援というところで、自立に向けたところの取り組みも行っているというところもございまして、食数については、ちょっと近年減少傾向にあるというふうな状況でございます。

西依義規委員

いや、感覚からいうとひとり暮らしの方もふえているだろうなあと、食事支援サービスが必要な方もふえているだろうなというイメージだったんですが、実際、補正で減ということは正直、その原因を知りたいということ、いろんな原因が今考えられるとおっしゃったんで、どういうふうに思われているのかなと思って質問しました。

ということは、年々減っているということですね。わかりました。

国松敏昭委員

11ページの民生費、児童手当の件ですが、扶助費で見込みより少なくなったということは、扶養手当、児童扶養手当の該当者がどういう原因で少なくなったのか。

3歳以上、児童云々という話は、ちょっとその辺がよく聞こえなかったわけですが、その原因を教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

児童手当につきましては、3歳未満については1万5,000円、3歳以上については1万円の支給になりますけれども、現在、3歳、特に3歳未満児については、人口が減少しております。

18歳までの人口を見ますとほぼ横ばい、むしろ若干微増になっているんですけども、もう低年齢の子供さんの人口につきましては、減少傾向にございます。

そういった関係で、金額の高い1万5,000円対象となる3歳未満のお子さんの数が減ったことによる、支給額が減少しているというところがございます。

国松敏昭委員

ちょっとさっき、担当部署でありましようが、そうずっと今、待機児童とかふえているのと、またその辺の整合性はどぎゃんふうに見ていいのかなという思いがありましてね。減っているんだったら、保育所とかずつつくる、それは、もちろん働いたり、いろんな状況が違うとは言いながら、だから、その推移をね、教えてもらわんとわからんことでしょうけど。

その年齢層と、それから、今言う待機児童の関係はどういう整合性があるのかというのは、ちょっとそういうことで気になったものですから聞きよるわけですが。

そういうデータ、当然、お持ちでしょうが、具体的な何かそういう状況は、示す指標とか何かあるんでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

人口に関して申し上げますと、例えば、0歳児が平成24年には777名、これが平成28年の4月1日現在の数でございますが、695名となっております。大体0、1、2歳に関しましてはこれぐらいの減少があつているということでございます。

ただ、保育所の待機児童に関して申し上げますと、生まれてくる子供は、実際数は減っているんですけども、働きたい、働かなければならないということでお子さんを0歳から保育所に預けたいと希望される方がかなりふえてきているっていうのは実態でございます。

伸び率に関しましては、ちょっと今、手元に資料持ちませんので申し上げられませんが、かなりふえてきているということと、先ほども申し上げましたように、保育士の確保がなかなか進みませんので、そういった関係で受け入れることが非常に難しいと。希望者がふえているほど受け入れることが進んでいないと、そういった原因になると思います。

国松敏昭委員

ということは、必ずしも、そういう保育所とか、そういうところに入る人の状況が即人口の比率と比例してないっちゃうか、その辺とはまた違うんだという話で理解してよろしいんですよね。わかりました。

樋口伸一郎委員

すいません、11ページ、ちょっとお願いします。

成富議員からもちょっと一般質問等であつていたんですけど、代替保育士等の賃金のところで、一番上ですね、確保できなかったということだったんですけど、原因とかの検証とかされましたか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

原因の検証というのはなかなか、一般的に言われていることではございますが、やはり保育士という仕事に魅力を感じない学生さんが非常に今、ふえていると。

これ龍谷短期大学の保育科の先生等もおっしゃっているんですけども、実際、保育科に行っても半数ぐらいが全然違う企業のほうに進まれるというお話を聞いておりますので、多分、それは全国的に言われていることですので、それが一つ原因だと思います。

その原因といたしましては、一つは、思ったよりも大変厳しい、実習なんかに行っても感じられるんですけども、やっぱり思い描いていた職務以上に非常に厳しい職場であるということを実感して、保育士になれるのを断念される学生さんがふえているということと、また、賃金に関しましても、やはりほかの職種と比べると低いと。

そういうことで、保育士になろうと思われる方が減っているということだと思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今、ちょっと賃金とおっしゃったんで、その部分でお聞きしたいんですが、今正規職員さんと嘱託職員さんと配置がありまして、この代替保育士等の賃金のあり方っていうのは、以前あった臨時保育士やないですけど、ほぼ近い状態とかではないんですか。

何か、もう代替保育士さんになれば支払い体系は、やっぱどっちにもつかない部分があるかと思うんで、賃金としては、もう臨時のときとほぼ変わらないような状況ではないんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

臨時職員と、多分うちでいう嘱託職員の違い、日雇いとそれから月給でもらわれる方の違いだと思うんですけども、ベースになる金額は同じでございます。

それで、嘱託職員の月給になりますと、日給の21日分ということで嘱託職員の賃金が決まっております。

樋口伸一郎委員

もう違いはないということで認識させていただきましたけど、だったらですね、これ、2,922万円の補正が減額でされてますんで、この分だけでも正規保育……、どうせって言うたら非常に失礼ですけども、集まんないでこの額がずっと減額補正されていくようであれば、年度末にこの分を充てることで、大きくふやすことはなくても正規職員を1人、2人でも確保することは可能なんじゃないかなと思ひまして、ちょっとこれは検討の御提案じゃないですけど、そうしたことがありまして質問をさせていただきました。

終わります。

成富牧男委員

保育ではありません、10ページの扶助費。

まず、児童扶養手当は何か、さっきの説明では、所得制限が入ったって言われましたかね。

何か法律の改正があってそうなったのか。

それで、減った数、何件減ったのか、例えば、今までもらっていた方が何人ぐらいもらえなくなったのかっていうのがわかりますか。

質問の前提が違つとつたら、言うて下さいね。

それと、もう1つは同じところの子どもの医療費ですけれども、これも358万6,000円の減額してありますけど、これは、よく言われるところの窓口で一定の負担しかせんでよかごとなつたので、いわゆる償還払いでなくなったので、病院に行く人がふえるんじゃないかっていうことで想定しとつたのが実際はそうでなかつたっていう意味なのか。

実際そうではなかつた金額として、この358万6,000円が出ておるのか、いや、また別の理由で減額になったんですっていうことなのか、この2点についてお尋ねします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、児童扶養手当についてでございますが、これは、大体支給対象になられる世帯が600世帯ぐらいでほとんど変わっておりません。

大体、例年600世帯ぐらいが対象になっておりますが、所得に応じて段階的に全額支給、それから一部支給、一部支給もかなり小刻みに、段階になっております。

この全額支給を受けられる方の数が減って、一部支給となる方がふえている傾向にあります。これは、このひとり親の世帯の方の就労が割と最近進んでおりまして、収入がふえておられるということだと考えます。

それから、子どもの医療費につきましては、大体例年、実績に基づいて予算を組んでおりますので、今年度に関しましては、病院にかかれた件数が若干少なかったのではないかと考えられます。この程度の減額でございますので、大きな理由はないと考えております。

成富牧男委員

そしたら、大体わかりました。

特別に法律が変わつたわけじゃないというの、児童扶養手当ですけれども。

それで、全支給と一部支給の収入と所得についての目安ちゅうか、それについて数字的なやつを教えてください。基準の、扶養人数もありましようけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ちょっと詳細な資料を今手元に持つておりませんので、後ほど御報告したいと思っておりますけれども、全部支給の場合は、月額でございますけれども4万2,000円。

その世帯の収入によりまして、世帯収入によって9,910円から4万1,990円、これにまた第2子加算、第3子以降の加算が加わつて支給をされます。

この全支給と一部支給の違いが、その世帯幾らになるのかというところの詳細の資料を今

ちょっと手元に持っておりません。

成富牧男委員

目安ですね、例えば1人とか、例えば2人子供がおったりとかいうやつを、後からでいいです、お願いします。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、ございますか。

西依義規委員

済みません、15ページのスポーツ振興基金積立金の考え方なんですけど、これは、この科目の中で、例えば需用費等、余り要らなかった分を積み立てていくんですか。最初2,000円で起こして。

積立金の考え方を教えてください。

古賀達也スポーツ振興課長

積立金につきましては、スポーツ振興基金がございます。

過去には、寄附金等がございまして、そちらのほうをこの基金に積んでおりますけれども、最近では寄附金等がございまして、これにつきましては、毎年基金に積み立てる金額分を繰出金として出しているところでございます。

以上でございます。（「もう少し丁寧に説明して」と呼ぶ者あり）

スポーツ振興基金につきましては、過去に世界大会等に出場される方に対しまして、スポーツ奨励金等を支給しております。

また、個別の継続的に文部科学大臣表彰を受けられているような、長年活動されているような団体に対しても、期限を区切ってスポーツ奨励金を交付しているところでございます。その財源といたしまして、スポーツ振興基金を設けているところでございます。

当初は寄附金額がございまして、そちらのほうをスポーツ振興基金に積み立てたところでございます。

ただ、そういう毎年スポーツ振興の奨励金を交付するに当たりましては、基金のほうから繰り出して交付をいたしておりますので、その財源といたしまして基金のほうに毎年3月補正で、このスポーツ振興基金のほうに積み立てを行うことといたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

西依義規委員

いや、僕が聞きたいのは、この何となくこれぐらいを基金積み立てるという、イメージはわかるんですよ。

だから、それを今度の補正予算で収入がないやないですか、積み立てる上の収入が。

けど、支出のところ急に急に出てくるということは、例えば当初予算でその事業費とか、役務費とか委託料が余るだろうという形で、これ余った、この目の中ですか、それとも全体の保健体育という項の中ですかのようになってほしい。

古賀達也スポーツ振興課長

申しわけございません、保健体育総務費等、スポーツ振興関係の予算の残が出たから積み立てるものではなくて、この繰出金につきましては、歳入といたしましては当初予算で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よかですか。（「当初予算にあるということですね」と呼ぶ者あり）ということ、今の答弁でよかですか。わかられましたか。（「よかです」と呼ぶ者あり）よかですか。

ほか、ございますか。

内川隆則委員

保育所の問題が先から出よかったけど、保育所の正職員の採用問題でね、時として言っているかんと何か、もう釈迦に説法で、言ったってどうしようもなかろうというふうな話で、経過が来ているような感じもするのであえて言いたいの、今3月議会でやっぱ節目として言っとく必要があろうと思います。

というのは、市長がね、どう考えているかわからんけど、時として、当然、市庁舎を建てますなんていうふうなこともこのごろあったんだけど、今の定数条例からすると60名、六十六、七名ぐらい欠員状態で、今、市職員の採用はやっていないわけよね。

したがって、あえてこういうふうな問題が生じてきている状態に、やはり正職員の採用、定数条例に対する穴埋めっていうのは、このことについては大変関心を持って取り組むべきではないかというふうに思うわけよね。

だから、今までどおり、今までどおりでマンネリ化したような状態で採用するというふうなことであっては決してならないのではないかというふうな思いがいたします。

新年度については、もう採用が決まるとるかもしれんけどね、来年度に向けてでも、やはりこのことは真剣になってね、こういう議会からの意見が、市民からの意見があっているというふうなことは受けとめながら、やはり首長に対する思いをはせていくようなことをやるべきではないかというふうに思いますけどね。

ぜひ、そのことを受けとめて、今議会にあえて申し上げておきたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

別に、答弁はよかですか。

ほか、ございますか。

すいません、内川議員が言った後に。最後1つだけ。

この前も話をしたんですけれども、施設型給付費の考え方っていうか、施設型給付費が国と県からは増額補正をされとっじゃなかですか。施設型給付費のね、補正が国と県からは増額補正をされとつとですよ。

歳入のところ、2ページ。2ページの国の分が5,500万円ほどね。県からの分がどこやったかな、4ページですかね。4の一番上のほうの1,200万円が施設型給付、国と県からは増額補正ばもろうとつとに、歳出のほうでは減額補正になつとつとよね、2,300万円ほど。

そいけん、その辺の関連、何で国と県から余計もろうて、市は減額しとつとかなちゅうのがちょっとわからんとぼってんが。よかですか、教えてもらって。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

国と県の増額分につきましては、先ほど説明をいたしましたとおり、公定価格の単価が増額改訂されたことで増額、ふえております。

そもそも、予算を立てるときに、この歳入の国、県からの負担金に関しましては、現実的などころで予算を上げております。これぐらい、恐らく、子供を受け入れて、施設型給付費を支払うことになるであろうというふうなことで歳入のほうは予算措置をしております。

歳出のほうにつきましては、ある程度受け入れが進むという計算で組んでおります。

歳出のほうは、私立の保育園1園当たり、大体月額で1,000万円ぐらい出ますので、毎月毎月支払いをいたします。

そういうことで、途中で受け入れが進んだとして、金額がかなり上がりますので、そのときに足りないということがないように、ある程度余裕を持って歳出のほうは組んでおりますので、結果として、受け入れがそんなに進まなかったということで施設型給付費の歳出の分については減額ということになっております。

中川原豊志委員長

要は、予算的に、歳入のほうは少なめにもともと見込んでったばってん、歳出を少し多めに見込んでったと。その差額の範囲内で、また決算見込みにより増減があつて、プラスになつとつばってんが歳出は減額になったということですね。

わかりました、すいません。

あと、よかですか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午前11時29分開議

中川原豊志委員長

それでは、再開します。



市民環境部

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係補正予算議案の審査を行います。

審査をいたします議案は、議案乙第1号から第3号の3議案でございます。

それでは、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部の説明をお願いします。

橋本有功市民環境部長

ただいま議題となっております議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民環境部関係につきましては、歳入1億121万1,000円の増額、歳出914万2,000円の減額となっております。

補正後の総額は、歳入は126億1,937万円、歳出が31億8,702万8,000円となり、補正後の一般会計予算総額250億2,502万8,000円のうち、市民環境部関係歳出予算の占める割合は12.7%となっております。

詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

青木博美税務課長

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

厚生常任委員会資料の1ページをお願いいたします。款1. 市税、項1. 市民税、目1. 個人、節1. 現年度課税分につきましては、修正申告等における税収見込み増による額を補正いたしております。

また、節2. 滞納繰越分につきましては、徴収見込み減による額を減額補正いたしております。

次に、目2. 法人、節1. 現年課税分につきましては、12月現在の調定と今後の申告による増収を見込み補正いたしております。

また、節2. 滞納繰越分につきましては、徴収見込みの減による額を減額補正いたしております。

次に、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分につきましては、調定見込みにより土地償却資産は増額を、家屋は減額の補正をいたしております。

また、節2. 滞納繰越分につきましては、徴収見込みの減による減額補正をいたしております。

次に、項3. 軽自動車税、目1. 軽自動車税、節1. 現年課税分につきましては、調定見込み増による補正でございます。

同じく、節2. 滞納繰越分につきましては、徴収見込み減による額を減額補正いたしております。

項4. 市たばこ税、目1. 市たばこ税、節1. 現年課税分につきましては、調定見込み減による減額補正でございます。

次に、2ページをお願いいたします。項5. 都市計画税、目1. 都市計画税、節1. 現年課税分につきましては、調定見込みによる補正でございます。

節2. 滞納繰越分につきましては、徴収見込み減による額を減額補正いたしております。

項6. 入湯税、目1. 入湯税、節1. 現年課税分につきましては、調定見込みによる補正でございます。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長

今の市税のすぐ下でございます。

項14. 使用料及び及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料

につきましては、まちづくり推進センター使用料の収入見込みによる補正でございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その下になります、目3. 衛生使用料、節2. 環境衛生使用料につきましては、市外者の斎場利用に係る決算見込みによる補正でございます。

徳淵悦子市民課長

3ページをお願いいたします。款15. 国庫支出金、項3. 委託金、目1. 総務費委託金、節2. 住民基本台帳費委託金につきましては、外国人の住民異動等の事務に係る中長期在留者住居地届出等事務委託金の確定により、補正をお願いするものです。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

その下、款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の4分の3を県が負担いたしますが、県の負担額が確定したことに伴うものでございます。

以上です。

青木博美税務課長

一番下の、款16. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節2. 徴収費委託金につきましては、県民税徴収委託金の確定に伴う補正を行っているものでございます。

4ページをお願いいたします。款19. 繰入金、項2. 特別会計繰入金、目1. 国民健康保険特別会計繰入金、節1. 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、収納対策経費としての繰入金を見込みにより補正しております。

次に、款21. 諸収入、項1. 延滞金加算金及び過料、目1. 延滞金、節1. 延滞金につきましては、徴収見込み増による補正を行っております。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

同じく、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入の後期高齢者健康診査事業委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における事務費等の決算見込みにより、県後期高齢者医療広域連合からの受託料を補正するものでございます。

以上です。

青木博美税務課長

同じく、款21. 諸収入、項6. 雑入、目1. 滞納処分費、節1. 滞納処分費につきましては

は、決算見込みにより補正をいたしております。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

1つ飛びまして、款21. 諸収入、項6. 雑入、節4. 雑入のうち、2行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業に係る広域連合からの補助金の額の確定及び広域連合への派遣職員1名分の人件費相当分の収入見込みにより補正するものでございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その下になります。鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成27年度分の同組合への負担金が確定したことによりまして、納入済額と確定負担金額との差額分を返還金として受け入れるものでございます。

続きまして、その下の鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合へ派遣しております職員3名分の人件費の決算見込みによる差額分の補正でございます。

以上です。

宮原信市民協働推進課長

続きまして、歳出について御説明いたします。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、決算見込みによりまして補正を行っておりますので、その主なものを申し上げます。

まず、款2. 総務費、項1. 総務管理費、目10の市民協働推進費でございますけれども、節13. 委託料の主なものにつきましては、男女共同参画社会に関する市民意識調査業務の入札残に伴う減額補正でございます。

次の、その下でございますけれども、目11のまちづくり推進センター費につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

青木博美税務課長

6ページをお願いいたします。6ページの下欄ですけれども、款2. 総務費、項2. 徴税費、目2. 賦課徴収費について申し上げます。

節9. 旅費、節11. 需用費、節12. 役務費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節13. 委託料につきましては、家屋全棟調査業務委託料、公売物件鑑定委託料等の決算見

込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

徳淵悦子市民課長

7ページをお願いいたします。項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、市民課職員18名分の人件費の決算見込みに伴い補正をお願いするものです。

また、節9. 旅費から節14. 使用料及び賃借料につきましては、それぞれ歳出見込みにより減額補正をお願いするものです。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目6. 後期高齢者医療費のうち、節12. 役務費及び節13. 委託料につきましては、それぞれ後期高齢者の健康診査事業における受診券の郵送料等の決算見込み及び受診券作成等の事業費の確定に伴うものでございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分としての療養給付費負担金の決算見込み、平成27年度療養給付費負担金の精算による追加負担分及び後期高齢者のはり・きゅう施術料に対する助成費の決算見込みによるものでございます。

節28. 繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、広域連合の事務費経費などの共通経費に対する負担金の決算見込み及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い補正するものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。項4. 国民年金事務取扱費につきましては、決算見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その下になります。款4. 衛生費、項2. 環境衛生費、目1. 環境衛生総務費のうち、節13. 委託料につきましては、残土処理委託料の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、その下の、項3. 清掃費、目1. 清掃総務費のうち、節3. 職員手当等と節4. 共済費につきましては、環境対策課職員14名分の人件費の決算見込みにより減額補正するものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

一番上の、目2. 塵芥処理費のうち、節13. 委託料につきましては、廃棄物特別処理に係る委託料で、大量のコンクリートがらなどの不法投棄物の処理を行ったために補正をお願い

するものでございます。

続きまして、目3. し尿処理費のうち、節13. 委託料の主なものにつきましては、し尿等下水道投入施設実施設計策定委託料の入札残でございます。

以上で、平成28年度一般会計補正予算（第5号）市民環境部関係分につきましてはの御説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

御苦労様です。

じゃあ、執行部の説明が終わりましたので、質疑を行います。

西依義規委員

4ページの国民健康保険特別会計繰入金の収納業務ですか。これは、こういった形で算出するんですか。当初100万円が、結果350万円ということなんですけど。

青木博美税務課長

金額については、補助金関係で出してもらっていると思いますが、この内容につきましては、税務課での課税分と徴収分1人ずつの人件費に充てているものでございます。

吉田秀利国保年金課長

補足をさせていただきます。

この繰入金につきましては、国民健康保険の県の調整交付金の2種の交付金におきまして、税の収納対策等に係る経費について一般会計で支出した分については、国庫のこの2種調整交付金のほうで対象経費となりますので、2種調整交付金で受けた交付金について一般会計へ繰り出すものでございます。

経費といたしましては、国税OB職員の嘱託賃金、それとかコンビニ収納に係る経費、そういったことを、一般会計のほうでその経費については支出をしておりますので、その分について国庫の調整交付金2種で、県の調整交付金2種で交付を受ける予定でございますので、その分について一般会計のほうへ繰り出すものでございます。

以上でございます。

西依義規委員

すいません、もう1つ。その下の、滞納処分費47万円は、すいません、説明ありましたかね。すいません、お願いします。

青木博美税務課長

滞納処分費につきましては、これは不動産を差し押さえいたしまして、それを公売にかける折に不動産鑑定を行います。その経費3件分でございます。

公売した金額の中から、かかった費用を滞納処分費としてここに歳入として上げておりま

す。今年度、3件の分として47万9,520円を上げております。

国松敏昭委員

9ページ、衛生費、清掃費、し尿処理、さっき委託料で811万8,000円かな。入札残ということですが、何件ぐらい入札があって、その中身についてもう少し詳しく教えてください。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

この入札につきましては、当初予算では1,800万円の予算を計上しておりました。

それが、入札の結果988万2,000円で落札ということで、その残について今回補正をお願いしております。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

指名競争入札で、指名業者が7社ございました。

そのうち最も低かった会社が今言った金額でございます。

ほかの業者については、大体1,600万円前後の入札金額となっております。

以上です。

国松敏昭委員

最近は、いろんな建設とかなんとか、最低入札とかそういう基準はないわけですかね。

だから、安ければいいだけじゃなくて、中身のちゃんと、きちんとした仕事ができるようなことをやらないと、ね。もう、業者任せで、安けりゃいいっちゃうもんじゃ、この仕事内容は知らんよ。知りませんが、その辺がどうなってんのかなということで教えてください。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

工事については、最低制限価格がございますけれども、委託、今回の設計業務については、最低制限価格を設けておりません。

それで、中身につきましては、し尿と浄化槽汚泥の、収集したし尿と浄化槽汚泥を前処理といまして異物を取り除いて、その後公共下水道の浄化センターのほうに投入するという施設の実設計業務となっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

1ページをお願いします。

これ市税の、歳入についてですけど、1ページ全体で現年課税分としては税収見込み増で、補正も増額になっているんですけど、滞納繰越分っていうのは、大体これ毎年度あるんですけど、ここの市税に関する滞納繰越分っていうのは、この分の対応というのは今後どうなるんですか。

青木博美税務課長

今回、個人市民税、法人市民税、固定資産税ともに、滞納繰越分について減額補正をお願いしているところがございますが、まず、予算を計上するに当たりまして、前年度、前々年度の収納状況から勘案しまして計上いたしております。

それで、昨年度は、収納結構あったということで今回上げておりますが、今回の減額補正の原因といたしまして、ここ数年、滞納の差し押さえとかの徴収を強化しております、個人市民税、固定資産税ともに年度末の滞納繰越の残高としては減少いたしております。

その結果、残高が減ったということで、やはり残っているのが徴収困難なものが段々多くなってきているということで、予算計上しただけの徴収ができずに今回減額補正をさせていただいておるという状況でございます。

樋口伸一郎委員

そしたら、今、御説明いただいた分も勘案されて、当初のほうには組まれているということによろしいですね。（「そうですね。それは勘案しております」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか、どうですか。

成富牧男委員

1つだけ。9ページの、さっきお尋ねに、国松議員からあっていた委託料、実施設計委託料ということですけど、これは、今の時点でしか補正減額できなかったんですかね。

例えば、12月補正とか。そこんところ。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

8月で入札を1回させていただいております。

それで、業者を決定して、業務に入ったということでございます。

当然、12月で額が確定はしておりますけれども、そのあとの設計の変更等が見込まれたりとかするものですから、その分について、最終的には3月で補正をお願いしたということでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかは、いいですか。

国松敏昭委員

気になるというか、その上の、9ページの委託料で、廃棄物特別処理委託料ということで（「マイク」と呼ぶ者あり）ああ、入っとらん。

9ページです。衛生費、清掃費、塵芥処理費ということで、委託料の28万5,000円、もちろんプラスになっております。タイヤ、コンクリートということは、廃棄物特別処理委託料っ

ということですが、この中身についてもう少し、どういうことで委託料として上げてあるのか。ちょっと中身について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

廃棄物特別処理委託料につきましては、不法投棄物の処理委託料ですとか、あと動物死骸の処理委託料、収集運搬委託料、それから粗大ごみの2トン車1台の臨時収集というのがあるんですけども、その処理委託料、収集運搬委託料、そういったものが主でございます。

今回、補正をお願いしている分につきましては、西新町のほうで、ちょっとコンクリートガラの大量の不法投棄があったということで、その分の処理を委託いたしました。

その分で、当初見込んでいたよりも委託料がかかるという見込みとなりましたので、今回補正をさせていただいているということでございます。

以上です。

国松敏昭委員

それは、不法投棄なのか、もちろん環境、罰則とかは県の罰則しかないと思うんですが、環境条例で。

その辺は、本市がしなくていけないような所有地にあったわけですかね、そういう廃棄物が。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

今回、不法投棄されておりました場所につきましては、西新町でしたけれども、その土地の名義といいますか、所有者が鳥栖市ということで、鳥栖市の管理する道路、里道の道路。道路わきに捨てられていたということで、投棄者もわからないということで、警察のほうにも相談をしたんですけども、投棄者不明ということで、地元のほうから、早く処理をしていただきたいというふうな要望もございましたので、市のほうで処理をいたしております。

以上です。

国松敏昭委員

もう十何年前ですけどね、江島町の不法投棄の問題等々が今よみがえってきたわけですが、それなら、何でも市の所有地に捨てれば市が処分してくるっとかと。それは、極端に言えばですよ。

だから、問題は、そういうふうな不法投棄に対する処置ですたいね。条例もないでしょ、うちの、市の条例が。ありますか、それ。

ちょっと、まず今、条例がね、きちっと罰則までそういう、なんていうか、条例まで、今、ちょっと私知らんけんですよ。再確認の意味で、あるんでしょうか、それ。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

条例のほうで、不法投棄に対する罰則とかそういったものはございません。廃棄物処理法のほうで、不法投棄に対しては罰則がございます。

一応、不法投棄については、なかなか投棄者が特定されないということが多くございまして、結果的には、管理者であるところのその土地の所有者ですとか、管理者が最終的には責任を持って処理していただくというふうなことになっておりまして、今回、捨てられた土地が鳥栖市であったということで、市のほうで回収せざるを得ないというふうな判断をしているところでございます。

以上です。

国松敏昭委員

だから、これも前からこの話、私が、十何年前の話から、県だけじゃなくて、そういう市の所有地においての、そういう対応、対策をとということを行った記憶がありましてね、その辺はどの方が答えていいのか知りませんが、そんなら全部、県道やったら、県の所有やったら県と。市やったら市ということで、それで今後の取り組みとしての、何か方向性というのは考えてあるのでしょうか、こういうのをきっかけに。

前はね、いろんな場所に墓石とかなんか、そういう物を持ってきて不法投棄したことがあったわけですよ。担当者はどんどんかわって、おられんでしょうけど。

そういうことで、随分いろんな形で、この問題は議会でも話あった記憶がありますし、だから、本当にその辺はきちっとしておかなければ、風紀が乱れるとともに今後も起きるような問題があると思うんですよ。その辺で、その方向性がどういうふうになっているのか。

もう、県任せなのか、もしくは市でもそういうことも検討しなきゃいかんと考えているのか、その辺もあれば教えていただきたいと思います。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

不法投棄の問題につきましては、市としても、例えば不法投棄の監視カメラを設置したりとか、看板は当然のことですけれども、今回、移動式の監視カメラもリースで購入しているということで、そうしたもので機動的な不法投棄に対する抑止をしていきたいというふうに思っております。

それと、あと県のほうでは、不法投棄の協議会等ございますし、鳥栖市の場合は、福岡県南の分と協議会を持っておりまして、そうした中で情報交換をすると、今不法投棄についても広域的に同じような事例が発生しておりまして、いろんな業者がいろんな市町のほうの隠れたところに不法投棄するというようなこともございます。

だから、そうした連絡体制も含めまして、不法投棄については強化をしていくということでございます。

しかしながら、やはり鳥栖市全域となりますと、なかなか細部までは目が届かないということでございますので、地域の。

特に今、高速道路の側道等に隣接しております町区の区長さんあたりを不法投棄の監視員としてお願いをしております、そうしたところからも情報提供をいただいたりとかして、できるだけ不法投棄がないような監視体制、不法投棄があれば、できるだけ速やかに回収をしていくと。

不法投棄は不法投棄をまた呼ぶというようなこともございますので、そうした点についてはなるべく職員であったりとかということで回収に出向いて、早目に回収するというようなことでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほか、ございますが、

成富牧男委員

ごめんなさい、さっきの1ページの、市税の滞納繰越分の2,400万円。これ、さっき歳出で同じような意味で聞いたんやけど、この時期にしか2,400万円が減額できなかったのかということですね。

それから、合わせて、調定額でどういうふうになつとるのかもわかたら教えてください。要は、もっと早くできない性質のものですかね、ということです。補正額の減は。

青木博美税務課長

滞納繰越分につきましては、当然、催告等を出しながら差し押さえ等も順次やっております。

それから、早い時期に一斉にできるというものではございませんので、やはり調査をしながら順次差し押さえ等を進めて、納めていただけるような状況でございますので、これ年度末まで、できるものずっとやってきております。

ですから、その辺明確な見通しがつきにくいということはあるので、やはり3月末まで精いっぱい努力したところで金額を出したいということで、今回お願いしているところでございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

調定は。

それと、今の答弁に対しては、一定まとまってできるのであれば、これはもう要望でいいですけど、やはり2,400万円って半端な金額じゃないし、どうしても、もう最後にしか手続ができないんですよっていう意味ですか。もう1回聞きます。

青木博美税務課長

これ、滞納者の数がかなりありまして、やはり個別に調査等、預貯金調査でしたりとか、そういったところまでやっておりますので、一斉にというのは難しいので、やっぱり順次進めていくっていうことでございます。

成富牧男委員

そいけん、一斉には無理でも、一定まとめてっちゅうのも無理なんですかって。この時期に、一斉にまとめてせんといかんのですかっていう質問。

青木博美税務課長

これ全体で、どれだけかっていうことを出しておりますので、確におっしゃるとおり預貯金調査等何十件とかまとめてずっと、何回かに分けてやっております。それで対応しておりますけれども、やはり最終的な金額を出すのはやっぱり3月にならないとちょっと難しいと思います。

成富牧男委員

特に、税務課だから言いますが、例えばこういうのが、物すごいいろいろなところであつたら――極端な場合ですよ、これぐらいで歳入欠陥になりませんが、歳入欠陥になるわけですよ。きちっと要るほう、要るほうなんやっただけかな。

とにかく歳入をきちっと適格に見込むっちゅうのは大事なことだと思うんですよ。

それで、今まとめてって言われたから、一定固まりで、例えば2回に分けてとか、前期でとかそういう形はできないんですか。やっぱりこの2,400万円はこの3月補正の時期やないんだめなんですかねって。まとめてしかだめなんですかねえって聞きよつとです。

青木博美税務課長

やはり3月じゃないと難しいと考えております。

成富牧男委員

3月じゃないと落とせない、できないということですね。わかりました。

また、当初のときに合わせて、場合によっては聞きたいと思います。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

では、質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 0 時 3 分休憩



午後 1 時 7 分開議

中川原豊志委員長

それでは、再開します。



議案乙第 2 号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第 2 号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました議案乙第 2 号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）につきまして御説明をさせていただきます。

説明は厚生常任委員会資料により行わせていただきます。

資料の 1 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款 1．国民健康保険税、項 1．国民健康保険税、目 1．一般被保険者国民健康保険税のうち、節 1．療養給付費分現年課税分につきましては、今回の歳入歳出の補正に伴い財源調整を行うものでございます。

また、節 2．後期高齢者支援金分現年課税分から節 6．介護納付金分滞納繰越分まで及びその下の、目 2．退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みによりそれぞれ補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。款 3．国庫支出金、項 1．国庫負担金、目 1．療養給付

費等負担金につきましては、保険基盤安定繰入金及び前期高齢者交付金等の確定に伴う補正でございます。

目 2. 高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業拠出金の決算見込みに伴う補正でございます。

目 3. 特定健康診査等負担金につきましては、歳出の特定健康診査等の事業費の決算見込みに伴い国の負担金が確定したことによる補正でございます。

次に、項 2. 国庫補助金、目 1. 財政調整交付金、節 1. 普通調整交付金につきましても、保険基盤安定繰入金及び前期高齢者交付金等の確定に伴う補正でございます。

次に、款 4. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 高額医療費共同事業負担金及びその下の、目 2. 特定健康診査等負担金につきましては、国庫負担金と同様に県の負担金が確定したことによる補正でございます。

その下の、款 4. 県支出金、項 2. 県補助金、目 1. 財政調整交付金、節 1. 1 種調整交付金及びその下の、節 2. 2 種調整交付金につきましては、保険基盤安定繰入金及び前期高齢者交付金等の確定に伴いそれぞれ補正するものでございます。

3 ページをお願いいたします。款 6. 前期高齢者交付金につきましては、額の確定に伴い交付金を補正するものでございます。

その下、款 7. 共同事業交付金につきましては、共同事業拠出金の決算見込みにより補正するものでございます。

次に、款 9. 繰入金の一般会計繰入金につきましては、国保事業にかかわる人件費や事務費に係る事務費繰入金、低所得者の保険税軽減に補填する保険基盤安定繰入金、子どもの医療費助成事業による国庫負担金の減額分を補填する子どもの医療費助成事業繰入金につきまして、それぞれ事業費の決算見込みにより補正をするものでございます。

次に、款 11. 諸収入、項 1. 延滞金加算金及び過料、目 1. 一般被保険者延滞金とその下の、項 3. 雑入、目 2. 一般被保険者第三者納付金につきましては、それぞれ収入見込みにより補正するものでございます。

以上、歳入についての説明を終わります。

次に、4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費につきましては、それぞれ決算見込みによる補正でございます。

その下の、目 2. 連合会負担金につきましては、国保連合会への負担金の確定に伴う補正でございます。

その下の、目3. 医療費適正化特別対策事業費につきましては、レセプト点検業務委託料の決算見込みにより補正するものでございます。

その下の、項2. 徴税費、目1. 賦課徴収費のうち、節9. 旅費及び節12. 役務費につきましては、それぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

節28. 繰出金につきましては、国保税の収納等に係る経費等について県の財政調整交付金のうち、2種調整交付金の対象経費分とされておりますので、決算見込みにより一般会計へ繰り出すものでございます。

5ページをお願いいたします。款1. 総務費、項3. 運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険運営協議会の委員の出席費用弁償等の決算見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

次に、款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目3. 一般被保険者療養費、その下の、目4. 退職被保険者等療養費、その下の、目5. 審査支払い手数料及びその下の、項2. 高額療養費につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

次に、款3. 後期高齢者支援金につきましては、額の確定により補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。次に、款4. 前期高齢者納付金と、1つ飛びまして、款6. 介護納付金につきましても額の確定により補正するものでございます。

その下の、款7. 共同事業拠出金につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

その下の、款8. 保健事業費、項2. 保健事業費、目1. 保健衛生普及費につきましては、被保険者の医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知に係る経費の決算見込みにより補正するものでございます。

その下の、目3. 健康推進事業費のうち、節12. 役務費につきましては、決算見込みによるものでございます。

節28. 繰出金につきましては、健康増進課等で行う各種健康推進事業に係る経費等について県の財政調整交付金のうち、2種調整交付金の対象経費分とされておりますので、その経費について一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

それから、平成28年度の、現時点における決算見込みについての資料を、お手元のほうにお渡ししているかと思っておりますので、そちらについても合わせて御説明をさせていただきます。

平成28年度国民健康保険特別会計の決算見込みにつきましては、平成29年2月末現在で、歳入合計で84億5,052万2,000円。歳出合計で95億7,328万2,000円。歳入歳出の差し引き額と

して11億2,276万円の赤字となる見込みでございます。

単年度収支といたしましては、歳出の款12. 前年度繰上充用金を差し引きまして6,189万6,000円の黒字となる見込みでございます。

累積赤字につきましては、昨年より単年度収支の黒字分の6,189万6,000円の減額となり、11億2,276万円となる見込みでございます。

したがって、現時点においては繰上充用額としては11億2,276万円となる見込みでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明を終わりますので、これより質疑を行います。

西依義規委員

3ページの延滞金加算金及び過料ですが、この延滞金の総額は、今幾らなんですか。

吉田秀利国保年金課長

延滞金につきましては、納期後に納められた場合、その納期以降の日にちにちに応じて率を掛けて算出されるもので、最終的にはこれは出来高払という形になりますので、額がわかりませんでしたので、当初240万円というふうな形で、概算でしたけれども上げさせていただきまして、12月末現在での収納が800万円を超えていたということで、その額に補正をさせていただいたということでございます。

西依義規委員

ちょっと勘違いしていました。

じゃあ、徴収率っていうのはどこを見ればいいんですか。保険税の、これぐらい必要なのにこれぐらいっていうのはどっか数字がわかるんですか。

吉田秀利国保年金課長

国保税の収納率につきましては、国保税は年税として1年間分の調定がありますので、それを6月以降毎月10回に期割りをして、収納しているという段階でございますので、現時点においてはまだちょっとどれだけになっているかっていうのは、すいません、私のほうが把握しておりません。

中川原豊志委員長

いいですか。その辺、ほかに説明できる方いらっしゃいますか。よかですか。

[発言する者なし]

じゃあ、よかですね。

ほか、ございますか。

樋口伸一郎委員

すいません、別紙でお尋ねをさせていただきます。

これ、丸でずっと書いてあるんですけど、歳入、歳出の差し引きの説明のところはわかったんですけど、単年度収支って書いてあるところの6,189万円の黒字みたいな御説明あったんですけど、これ何か収支っぽく……、なんか前年度とただ相殺して出てくる金額なんで、ここは、今年度は6,189万円やけど、大体ふえたら次マイナスになるっていう流れになる、大体ですね。額が変わらんかったらそうなるんじゃないかなと思って、これは収支扱いという考え方は教えてもらえんかなと思って。

吉田秀利国保年金課長

ここで記載しております単年度収支といたしますのは、上のほうで歳入歳出でございます。

それで、歳出の款12. 前年度繰上充用金ということで11億8,400万円ほど上げております。これは、平成27年度までの赤字分の補填をしたということで、その分を除けば、単年度という形になるということで、その分を差し引きまして6,189万6,000円というような形が、過去の累積赤字を除いたところでの、今年度だけ、平成28年度だけでの単年度の収支がこれだけ黒字になっていますというふうなことでございます。

樋口伸一郎委員

この数字っていうのは、別にこの6,189万円がどういうふうに、また平成29年度に影響してくるっていうのは余り関係ない数字にはなりますよね。

また、平成29年度は平成29年度で出た見込みを差し引きしてこの金額を出すだけっていう、ただその参考的な数字として扱っていいんですかね。

吉田秀利国保年金課長

この単年度収支が黒字になるということにつきましては、累積赤字のほうがその分減っているというようなことでの御理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

中川原豊志委員長

私からちょっとよかですか。

この決算見込みで、一応、平成28年度の累積赤字の見込みですよ。それが11億2,276万円というふうな形になろうかと思いますが、これが確定するのは5月半ばっていうか、そのあたりなんですよ。3月までの費用と、給付費を払って。

それで、この取り扱いについては、昨年と同様で、6月議会のときに繰り上げ充当をこれだけさせてもらいますという形での専決報告になるわけですか、予定としては。

吉田秀利国保年金課長

できれば、専決のほうでさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

中川原豊志委員長

すいません。

ほか、よかですか。

〔発言する者なし〕

ほか、ございませんか。よろしいですか。

では、質疑を終わります。



議案乙第3号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第3号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました議案乙第3号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明をさせていただきます。

説明のほうは厚生常任委員会資料により行わせていただきます。

資料の7ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。

款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算における一般管理費の経費及び広域連合への共通経費負担金の決算見込みにより、またその下、保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定により、それぞれ一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

その下、款5. 諸収入、項1. 延滞金加算金及び過料、目1. 延滞金につきましては、収入見込みにより補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の節9. 旅費及び節12. 役務費につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

項2. 徴収費、目1. 賦課徴収費、節12. 役務費につきましても、決算見込みにより補正

れども、平成28年8月に額の改定があつておりまして、全部支給は4万2,330円となっております。一部支給は9,990円から4万2,320円となっております。

それで、全部支給になる基準といたしましては、所得額が57万円以下であること。所得額が268万円を超えますと支給されません。

例えば、母1人、子1人を例にとりますと、所得57万円は年収にして、おおよそですけれども130万円。所得が268万円、支給額がゼロになる金額ですけれども、所得268万円を母1人子1人の世帯で収入で計算をいたしますと365万円になります。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。



採 決

中川原豊志委員長

それでは、これより採決を行います。



議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中川原豊志委員長

まず、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会委員付託分につきましては、原案どおり可決をいたしました。



議案乙第2号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第2号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について採決を行います。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第3号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第3号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



中川原豊志委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは委員長報告につきましては正副委員長に御一任いただくことに決しました。



中川原豊志委員長

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1 時40分散会

平成29年 3 月 16 日（木）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員 長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間聡
社会福祉課長	吉田 忠典
社会福祉課参事	松隈 義和
社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長	緒方 守
社会福祉課長補佐兼保護係長	久保 雅稔
社会福祉課高齢者福祉係長	佐藤 直美
社会福祉課地域福祉係長	八尋 茂子
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
こども育成課子育て支援係長	田中 大介
こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長	久保山史葉
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐	名和 麻美
健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
文化芸術振興課長	村山 一成
文化芸術振興課文化芸術振興係長	林 康司
スポーツ振興課長	古賀 達也
スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長	大石 泰之
スポーツ振興課担当係長	時田 丈司

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

議案審査

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

中川原豊志委員長

では、これより健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

それでは、ただいまから議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算案のうち、健康福祉みらい部関係について、お手元にお配りしております厚生常任委員会資料に基づき御説明のほうをさせていただきます。

まず、歳入からでございます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目1. 民生費負担金、節1. 社会福祉費負担金につきましては、主なものといたしまして下の段でございますが、老人保護措置費負担金で、環境、経済上の理由により養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下でございます。

節2. 児童福祉費負担金のうち、主なものといたしましては、市内の公立、私立を含めた17の保育所と市外の認可保育所に通う園児の保護者が支払う保育料でございます。

園児数は月平均で1,800名程度を見込んでおります。

吉田忠典社会福祉課長

次に、下の段でございます。款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目2. 民生使用料、節1. 社会福祉使用料の主なものにつきましては、地域活動支援センターや中央老人福祉センターの使用料などでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その下でございます。目3. 衛生使用料、節1. 保健衛生使用料につきましては、休日救急医療医療センター使用料として診療報酬と受診者の窓口での自己負担分を計上しております。

村山一成文化芸術振興課長

その下でございます。目5. 教育使用料、節1. 社会教育使用料のうち、主なものでございますが、市民文化会館及び定住・交流センターの貸し館に伴うホール、会議室等の諸室使用料でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その下でございます。節2. 保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めといたします体育施設21施設の使用料でございます。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、2ページ目をお願いいたします。款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものといたしまして一番上の国民健康保険基盤安定負担金は、国保被保険者の保険税軽減に対する国の負担分でございます。

その2つ下、障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担分でございます。

その下、障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分でございます。

その下、障害児施設措置費負担金は、障害児の施設通所や相談支援事業に係る国の負担分でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

1行目の施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度で施設型給付費及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する国庫負担金でございます。

2行飛びまして、児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末までひとり親家庭の父または母親等に支給される児童扶養手当の国庫負担金でございます。

一番下の児童手当費負担金につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当の国庫負担金でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、節3. 生活保護費国庫負担金の主なものにつきましては、一番上の生活保護費負担金は、生活扶助、医療扶助等の国庫負担金でございます。

次に、下の段でございます。項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金の主なものといたしまして、一番上の地域生活支援事業補助金は、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するもので、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、相談支援事業に要する費用に対する補助金でございます。

また、一番下の地域介護福祉空間整備推進交付金につきましては、高齢者施設等の防犯対

策の強化に要する費用に対する補助金でございます。詳細は歳出のほうで申し上げます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費国庫補助金のうち、主なものについて申し上げます。

2行目の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、平成29年度からの新規事業、保育補助者雇上強化事業に対する国庫補助金でございます。事業の内容につきましては、後ほど歳出で説明いたします。

次の行、子ども・子育て支援交付金は、認可保育所等で実施される延長保育、一時預かり、子育て支援拠点事業等の地域子ども・子育て支援事業に要する費用に対する国庫補助金でございます。

1行飛びまして、保育所等整備交付金につきましては、市内の幼稚園2園が平成30年度に認定こども園に移行するに当たり、平成29年度中に施設の建てかえを予定されております。この2施設の施設整備費補助事業に係る国庫補助金でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

3ページをお願いいたします。目3. 衛生費国庫補助金、節1. 保健衛生費国庫補助金について申し上げます。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、平成27年度まで女性特有のがん検診推進事業補助金と言っていたものでして、がん検診の受診率向上のためがん検診費用の自己負担分、受診勧奨、再勧奨に係る事務経費及び子宮がんと乳がん検診の無料クーポン発行などを補助するものでございます。

以上でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

次に、目5. 教育費国庫補助金、節1. 教育総務費国庫補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金でございます。私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とした幼稚園就園奨励事業に係る国庫補助金でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その下の段でございます。項3. 委託金、目3. 衛生費委託金、節1. 保健衛生費委託金につきましては、平成18年度から実施をいたしております第1期及び第2期、石綿の健康リスク調査に続き、平成27年度からの石綿曝露者の健康管理に係る試行調査のアスベスト健康調査の委託金を計上いたしております。

以上です。

吉田忠典社会福祉課長

次に、3段目でございます。款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、

節 1. 社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金のほうで申しあげました国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援関係の負担金、障害児施設措置費負担金等の県負担分の負担金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節 2. 児童福祉費県負担金について主なものは、一番上の施設型等給付費負担金と一番下の児童手当費負担金でございます。

これは、国庫負担金の中で説明した分の県負担分でございます。

吉田忠典社会福祉課長

同じ段の一番下でございます。節 3. 生活保護費県負担金は、居住地がないなどの被保護者の保護費、保護施設費及び委託事務費に要する県の負担金でございます。

次に、4 ページをお願いいたします。一番上の段でございます。項 2. 県補助金、目 2. 民生費県補助金、節 1. 社会福祉費県補助金の主なものといたしましては、一番上の民生委員・児童委員活動費等交付金は、民生委員・児童委員の活動費及び 8 地区の会長活動費、協議会推進費、運営に対する補助金でございます。

それぞれの補助項目において単価に民生委員数などを乗じた額で算定をされております。

その下、地域共生ステーション防犯対策整備事業費補助金は、地域共生ステーションの防犯対策の強化に要する費用に対する補助金でございます。補助率は 3 分の 1 となっております。歳出のほうで詳しく申し上げます。

その下、重度心身障害者医療助成事業補助金は、重度心身障害者の医療費自己負担分に対する助成事業の県補助金となっております。月ごとの自己負担総額から 500 円を控除した額を助成するもので、補助率は 2 分の 1 となっております。

その下、地域生活支援事業費補助金は、国庫補助金のところでも申しあげましたが、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する県の補助金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下の段でございます。節 2. 児童福祉費県補助金について説明いたします。

ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、母子家庭、父子家庭、父母のいない児童に対し医療費の一部を助成する事業に対する県補助金でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。

保育対策総合支援事業補助金は、認可外保育施設の職員の健康診断費の一部を助成する事業に対する県補助金でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国庫補助金の中で説明をいたしましたように、認可保育所等で実施されます延長保育、一時預かり、子育て支援拠点事業等の地域子ども・子育て支援事業に対する県補助金でございます。

1行飛びまして、安心子ども基金特別対策事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度により幼稚園から認定こども園に移行するため、施設の建てかえを行う2施設の施設整備に係る県補助金でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その下でございます。目3. 衛生費補助金、節1. 保健衛生費県補助金のうち、一番上の健康増進事業費補助金は、健康診査や健康相談などの健康増進事業に対する補助金でございます。

吉田忠典社会福祉課長

真ん中の段でございます。項3. 委託金、目2. 民生費県委託金、節1. 生活保護費委託金につきましては、平成29年度に生活保護基準改定等、生活保護制度の企画運営のための調査が鳥栖市のほうで実施されるということになりまして、その委託金でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

次に、5ページをお願いいたします。2段目でございますけれども、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目4. スポーツ振興基金繰入金、節1. スポーツ振興基金繰入金につきましては、スポーツ振興奨励金の財源として基金から繰り入れるものでございます。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、3段目でございます。款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入の地域支援事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課からの受託料で、地域支援事業として、介護予防事業や食の自立支援事業などを実施しております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その下の、節2. 衛生費受託収入は、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

続きまして、その下、項6. 雑入、目4. 雑入、節2. 保健衛生雑入のうち、保健センター雑入は、医療福祉専門学校緑生館の建物の占用や共用部分にかかる電気料や維持管理費の負担分でございます。

吉田忠典社会福祉課長

同じ段の一番下でございます。節4. 雑入の主なものにつきましては、一番上の障害児通

園施設介護給付費は、ひかり園の児童発達支援放課後等デイサービスの療育に支払われる介護給付費でございます。

1つ飛ばしまして、高齢者福祉施設雑入は、中央デイサービスセンター、中央在宅介護支援センター等の燃料費、光熱水費の事業者負担相当分でございます。

その下、高齢者福祉乗車券負担金は、路線バス及びミニバスで利用できる福祉乗車券の個人負担分でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

その下の行でございます。保育所職員給食費につきましては、公立保育所4園の保育士等職員から徴収する給食代でございます。

その下の行の、一時預かり事業雑入及び延長保育促進事業雑入につきましては、それぞれの利用者から徴収する利用料でございます。

村山一成文化芸術振興課長

その2行下でございます。社会教育施設雑入につきましては、市民文化会館及び定住・交流センターの自動販売機手数料や、定住・交流センター1階の喫茶コーナーの使用料が主なものでございます。

古賀達也スポーツ振興課長

次に、6ページをお願いいたします。スタジアムネーミングライツ料につきましては、ベストアメニティ株式会社と契約いたしました平成29年4月から12月までの9カ月分のネーミングライツ料でございます。

市民災害賠償保険金につきましては、保険金の受け入れ金を計上させていただいております。

体育施設雑入につきましては、施設の光熱水費雑入、自動販売機の手数料と体育施設の雑入でございます。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

次に同じページ、下の段でございます。款22.市債、項1.市債、目2.民生債、節1.社会福祉債につきましては、社会福社会館の空調設備の改修工事に伴う起債でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

その下、節2.児童福祉債の認定こども園施設整備事業につきましては、平成29年度中に建設される認定こども園の施設整備補助に係る起債でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

目5.教育債、節3.保健体育債につきましては、市民体育センター非構造部材改修事業

に伴います市債の借り入れでございます。

以上で、歳入につきまして御説明を終わらせていただきます。

吉田忠典社会福祉課長

次に、歳出のほうについて申し上げます。

資料の7ページからお願いいたします。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の主なものにつきまして御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までにつきましては、健康福祉みらい部長及び社会福祉課、子ども育成課の職員、並びに広域市町村圏組合への派遣職員など39名分の人件費でございます。

続きまして、節13. 委託料の主なものは、真ん中の行でございますが、設計委託料でございます。

次の、節15. 工事請負費とあわせて御説明いたします。ここで、主要事項説明書の8ページを合わせてごらんいただきたいと思います。

社会福社会館の空調設備につきましては、経年劣化により改修の必要が生じてきましたので、設計業務委託及び工事費合わせて2,500万円で改修を行うものでございます。

工期につきましては、例年夏休みの期間中は、社会福社会館で子供を対象にした事業がございますので、秋口から着工することを考えておりまして、それまでに設計を終わらせるというスケジュールを考えております。

次に、資料のほうに戻っていただきまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、2段目でございます。8ページの1番の2段目でございます。社会福祉協議会補助金でございます。これは、社会福祉協議会の運営の補助金でございます。

その下、ふれあいのまちづくり事業補助金は、地区社会福祉協議会コーディネーター活動費やふれあい事業に対して補助するものでございます。

その2つ下でございますが、全日本同和会補助金は、昨年と同額を計上いたしております。

その下、地域共生ステーション防犯対策整備事業費補助金につきましては、これも主要事項説明書の9ページをごらんいただきたいと思います。昨年発生いたしました相模原市の障害者施設における痛ましい事件を受け、市内に所在する地域共生ステーションのうち、宿泊サービスを実施している施設に対しフェンス、110番直結非常通報装置、カメラ付インターホン、防犯カメラ、人感センサー等の設置など安全対策を実施する事業所に費用の一部を助成するものでございます。

資料のほうに戻っていただきまして、その下でございます。民生委員活動補助金でございますが、これまで民生委員及び8地区の会長の活動委託料として計上しておりましたが、民生委員等の活動を委託するのではなく活動に対し助成することが適切と考えましたので、平成29年度からこの節に組みかえたものでございます。額の算定方法等はこれまでと変わりございません。

そして、一番下でございます。民生委員連絡協議会補助金につきましては、民生委員組織としての負担金や研修会の参加、あるいは自主活動等への補助金でございます。

続きまして、節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や財政安定化支援など、国民健康保険特別会計への繰出金となっております。

次に、目2. 障害者福祉費でございます。その主なものについて申し上げます。節7. 賃金は、ひかり園の指導員5名及び嘱託職員3名分の賃金となっております。

節8. 報償費は、ひかり園の言語聴覚士等の指導員、あるいは臨床心理相談の謝金及び障害者福祉計画策定委員の謝金などでございます。

続きまして、9ページのほうをお願いいたします。節13. 委託料の主なものについて申し上げます。1行目、障害者理解基礎調査委託料は、平成29年度に策定いたします障害福祉計画の基礎資料とするために実施する調査でございます。

その下、巡回支援専門員派遣事業委託料は、発達障害児支援専門員を保育園等に派遣いたしまして、保育士や保護者に障害の早期発見、早期対応の支援を行う事業でございます。

2行飛ばしまして、外出介護事業委託料は、屋外での移動困難者に対するヘルパーによる移動支援を実施するものでございます。

その下、相談支援事業委託料につきましては、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターでの障害者や、その家族の相談に応じて必要な情報提供及び権利擁護のための援助等を行うための相談支援業務を委託するものでございます。

1行飛ばしまして、日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場の提供や日常訓練を行うための事業を委託するものでございます。

その下、社会福祉会館指定管理料は、身障者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

続きまして、節15. 工事請負費につきましては、ひかり園に防犯対策として防犯カメラを設置するものでございます。

続きまして、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものとしたしましては、下から5行目になります地域活動支援センター補助金でございますが、身体障害者福祉

作業所、安楽寺作業所での創作的活動や生産活動の機会の提供による社会との交流促進及び障害のある方の地域生活支援等に対する運営補助でございます。

資料の10ページのほうに移っていただきたいと思います。10ページに移りまして、一番上の段ですが、下から2行目でございます。福祉タクシー助成金につきましては、身障1級、2級、療育A、精神1級、2級の障害のある方に対しまして、タクシーの基本料金を助成するものでございます。

続きまして、節20. 扶助費の主なものにつきまして申し上げます。一番上、重度心身障害者医療費は、身障1級、2級、療育A等の重度身障害者の医療費の自己負担分について、500円を差し引いた額を助成するものでございます。

その下、障害者自立支援医療費につきましては、障害軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

その下、障害児施設給付費は、障害児の通所支援に係る給付でございます。

その下、障害者自立支援給付費につきましては、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者補装具費などで個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

その下、障害者日常生活用具給付等事業費は、地域生活支援事業として、自立生活支援用具など日常生活用具の給付または貸付を行うものでございます。

一番下の、特別障害者等手当につきましては、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

次に、目3. 老人福祉費でございます。節2. 給料は、地域支援事業の事業費支弁人件費として、高齢者福祉係職員の給料の一部に充てるものでございます。

節7. 賃金は、嘱託職員2名分の賃金でございます。

節8. 報償費の主なものにつきましては、下から2行目でございます。敬老祝い金でございます。80歳、85歳、88歳、99歳、100歳といった節目年齢の高齢者1,265名に対してお祝い金を支給するものでございます。

また、一番下でございますが、在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、65歳以上で在宅の寝たきりの高齢者、または重度認知症の高齢者の介護者を対象に見舞金を支給するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

節13. 委託料でございます。主なものとしたしましては2行目でございます。高齢者福祉計画策定業務委託料でございますが、今年度策定いたします高齢者福祉計画の資料作成等を委託するものでございます。

2つ下、4行目でございますが、食の自立支援事業委託料は、おおむね65歳以上の独居や高齢者夫婦のみの方で食事の調理等が困難な方に食事の提供と安否の確認による見守りを行うものでございます。

その2つ下でございます。緊急通報システム事業委託料につきましては、在宅のひとり暮らしの高齢者等の安全確保や緊急時の対応のため警備保障会社に委託をするものでございます。

その下、介護予防事業委託料につきましては、平成29年度から総合事業を実施することに伴いまして、広域介護保険課と役割分担を行いまして、鳥栖市ではロコトレ教室やふまねっ教室などの一般高齢者向けの介護予防教室や認知症予防としての鳥栖市音楽サロンなど、これまでの事業に加えまして要介護状態に陥るおそれのある高齢者向けの通所事業、あるいはボランティア養成研修等を新たに実施することとしております。

また、住民主体で取り組む介護予防を推進するために、介護予防体制でございます鳥栖っ子体操に取り組む町区に対しまして、通いの場立ち上げ支援、立ち上げ支援事業を引き続き実施する予定としております。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして2行目の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金でございますが、介護給付費、介護予防事業費、包括支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金でございます。

次の、高齢者福祉乗車券助成事業につきましては、75歳以上の高齢者を対象に市内及び広域の路線バス、あるいはミニバスの利用について、年間で1人当たり3万円を上限として助成をするものでございまして、乗車賃の7割を公費負担するというものでございます。

その下、シルバー人材センター補助金につきましては、運営補助及び事業補助を行うものでございます。

1行飛ばしまして、敬老会補助金につきましては、敬老会の主催者に対しまして75歳以上の高齢者1人当たり1,500円の補助金を支給するものでございます。

下から4行目でございます。地域介護福祉空間整備補助金につきましては、歳入、あるいは目1の社会福祉総務費のところでも申し上げましたが、高齢者施設の防犯対策の強化を行った事業所に対する補助金でございまして、主要事項説明書の10ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

市内11の事業所のほうから防犯カメラやインターホン、あるいは人感センサー等の設置に対する助成の要望が上がっているところでございます。

次に、節20. 扶助費の主なものといたしましては、一番下でございますが、老人保護措置費でございまして、65歳以上の高齢者で身体や経済上の理由で居宅での養護が困難な方の入

所のための措置費でございます。

次に、資料の12ページをお願いしたいと思います。目4. 老人福祉センター費について申し上げます。節7. 賃金につきましては、中央老人福祉センターの嘱託職員2名分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、主に中央老人福祉センター及びまちづくり推進センターの燃料費及び光熱水費等でございます。

節13. 委託料の主なものといたしましては、中央福祉老人センターの警備業務、あるいは室内清掃管理業務、機械設備等保守点検などの委託料でございます。

節15. 工事請負費でございますが、空調設備の老朽化に伴う機器の取りかえの工事などの営繕工事費となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、同じページの下の段でございます。まず、項2. 児童福祉費につきまして、予算科目編成の変更をしておりますので御説明いたします。

平成28年度予算までは、家庭児童相談に係る経費を目3. 家庭児童相談費として予算計上をしておりました。平成29年度予算からは、目1. 児童福祉総務費の中に統合して計上をしておりますので、目3. 家庭児童相談費を削除し、目4. 児童手当費を目3としております。

それでは、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費のうち、主なものについて申し上げます。節1. 報酬につきましては、婦人相談員1名分と家庭児童相談員2名分の報酬でございます。

節7. 賃金につきましては、母子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター2名及び子どもの医療費助成事務担当の臨時職員1名分の賃金でございます。

節12. 役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業の年間約13万件に係るレセプト審査支払い手数料でございます。

13ページをお願いいたします。節13. 委託料のうち、主なものにつきましては、1行目の社会福祉会館の児童センター指定管理料でございます。

主に小学生までを対象とした各種教室、幼児を対象としたフリールームなどを開催する児童センター事業運営に係る委託料でございます。

1行飛びまして、ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、利用会員及び協力会員による会員制の子供の一時預かりなどを行うファミリー・サポート・センター事業の委託料でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、主なものといたしましては、2行目の特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金でございます。これは、中原特別支援学校に鳥栖市から通

学をしている児童の放課後児童クラブ利用に係る負担金でございます。前年度実績により8名分を計上しております。

節20. 扶助費のうち、主なものといたしましては、1行目の児童扶養手当は、18歳までの児童のいるひとり親家庭に支給される手当でございます。手当額は、上限額が月額4万2,330円で、世帯の所得や児童の数に応じて支給が決まります。前年度実績により約600世帯分を計上しております。

2行目の、母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親の父または母が、資格取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。平成28年度から准看護師や調理師など、受給対象となる資格が拡大されたために申請者がふえております。

その次の、ひとり親家庭等医療費と、その下の子どもの医療費につきましては、ひとり親家庭等及び子育て世帯に対し医療費の一部を助成するものでございます。なお、子どもの医療費につきましては、現在、通院は小学校卒業まで、入院は、18歳までを助成の対象としております。平成29年4月診療分より、県内の医療機関受診分につきましては、全て現物給付方式で助成することとしております。

その下、未熟児養育医療費は、入院等を必要とする未熟児に対し医療費の助成を行うものでございます。

一番下の行の、母子生活支援施設入所措置費につきましては、夫からの暴力等による母子の安全確保を実施し、母子生活支援施設に入所させたときに支弁されるものでございます。

続きまして、目2. 保育園費のうち、主なものについて申し上げます。節2. 給料から節4. 共済費につきましては、保育所職員45名分の人件費でございます。

節7. 賃金は、保育所の代替保育士、給食調理員等の賃金でございます。

公立保育所4カ園の児童の保育及び延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育事業の実施に必要な保育士、看護師調理員等の嘱託職員と日々代替職員の雇用に必要な賃金を計上しております。

14ページをお願いいたします。節13. 委託料につきましては、公立保育所4園の消防点検、警備業務等の施設管理委託料でございます。

節15. 工事請負費につきましては、公立保育所4園の防犯対策強化のため、各園に防犯カメラを設置するものでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、2行目の施設型等給付費につきましては、子ども・子育て支援新制度により施設型給付費及び地域保育型給付を受ける市内、市外の私立保育施設等の運営に対する負担金でございます。対象となる施設の入所措置児童数は、月平均で約1,670人でございます。

15ページをお願いいたします。1行目、保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、平成29年度からの新規事業でございます。これは、保育士の離職防止と人材確保を目的に、保育所において保育士資格を持たない者が短時間の保育業務補助を行うに当たり、その雇用費用を助成するものでございます。事業費の負担割合は、国が4分の3、県が8分の1、市が8分の1でございます。

その下、私立保育所等整備補助金につきましては、内訳といたしましては、認定こども園施設整備に係る補助金と防犯対策強化整備事業に係る補助金でございます。

まず、認定こども園施設整備につきましては、主要事項説明書の12ページをごらんください。子ども・子育て新制度に基づきまして、平成29年度施設整備、平成30年度に開園予定の認定こども園、2園に対し施設整備補助金を交付するものでございます。今回、幼稚園から認定こども園の移行を行う事業所は、神辺幼稚園と鳥栖カトリック幼稚園の2事業所でございます。

認定こども園は、保育所部分と幼稚園部分、2つございますけれども、保育所部分の整備分と幼稚園分の整備分につきましては、国の負担割合等が若干違っております。この、説明書の右下のほうに負担割合を挙げてございます。認定こども園整備分と書いてございましてところが幼稚園部分に当たるものでございます。

左下のほうの表をごらんください。今回、認定こども園への移行に伴いまして、保育園部分の定員が100名、幼稚園部分の定員が――これ、2カ園あわせてですけれども――幼稚園部分が210名分となります。したがって、保育に関するという受け皿がまた100名ほどふえるということになります。

防犯対策強化事業について説明をいたします。これにつきましては、主要事項説明書の11ページをごらんください。

平成29年度からの新規事業でございます。私立保育所等に防犯カメラなど、防犯設備設置経費を補助するものでございます。事前の意向調査によりまして、防犯カメラの設置を希望する私立保育所、8園分を予算計上しているところでございます。

補助の対象経費といたしましては、1回につき180万円が上限となっております、事業費の負担割合は、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1となっております。後ほどまた説明をいたします。

資料にお戻りください。15ページになります。

一番下の行の、私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所が実施する延長保育、一時預かり、休日保育、子育て支援センター事業等の特別保育事業についての補助でございます。

その下の段でございます。目3. 児童手当のうち、節20. 扶助費につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当でございます。対象となる児童数を1万1,000人程度と見込んでおります。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして同じ資料、15ページの下の段でございます。項3. 生活保護費、目1. 生活保護総務費でございます。主なものについて申し上げます。節2. 給料から節4. 共済費までは、社会福祉課保護係職員の5名分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、レセプト点検、相談支援員、就労支援員等の賃金でございます。

続きまして、次の16ページをお願いいたします。節20. 扶助費につきましては、生活困窮者に対する住居確保のための給付措置でございます、生活困窮者のための住居確保給付金でございます。

次に、目2. 扶助費、節20. 扶助費につきましては、生活保護に伴います生活扶助及び医療扶助等になっております。

次に16ページ、下の段でございます。項5. 災害救助費、目1. 災害援助費、節20. 扶助費につきましては、火災、水害等の災害の罹災者に対して見舞金を支給するものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

17ページをお願いいたします。款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費の主なものについて御説明をいたします。節2. 給料から節4. 共済費につきましては、健康増進課15名、国保年金課5名、合計20名分の人件費でございます。

節7. 賃金は、各種検診や訪問等に従事する臨時の看護師、助産師、保健師などの賃金でございます。

節8. 報償費の主なものは、各種事業における医師や心理カウンセラーなどの謝金でございます。

節11. 需用費の主なものにつきましては、保健センターの光熱水費や鳥栖市休日救急医療センターにおける医薬材料費でございます。

節12. 役務費のうち、手数料につきましては、妊婦・乳児健康診査の事務手数料でございます。

次に、節13. 委託料の主なものを申し上げます。保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務や空調、エレベーターなどの設備保守点検業務、植木管理業務などの委託料でございます。

1つ飛ばしまして、3行目の休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会に委託をしております休日救急医療センターの業務委託料でございます。

次の、妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施をいたします妊婦健診、妊婦歯科健診及び乳児健診の委託料でございます。妊婦健診については14回、妊婦歯科健診については1回、乳児健診については2回の健診を無料で受けることができます。

おめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

節15. 工事請負費でございます。これは、休日救急医療センターに身障者用のトイレ、車いすが入れる洋式トイレがなかったものですから、そのトイレの新設工事費用でございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、広域小児救急医療支援事業負担金は、夜間の小児救急医療体制を確保するために、聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センターの運営に対する負担金でございます。

1行飛ばしまして、鳥栖三養基医師会看護高等専修学校運営補助金は、同校の運営費を県や三養基郡3町と按分して負担している補助金でございます。

その下の、病院群輪番制運営補助金は、1次救急医療である休日救急医療センターにおいて救急処置後の入院を要する患者の2次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

次に、節20. 扶助費でございます。妊婦健診費は、里帰り出産等で委託医療機関以外で受けた妊婦健診費用を償還払いするものでございます。不妊治療費は、高額な不妊治療を受けている方の経済的な負担を軽減して、子育てしやすい環境をつくるための事業でございます。助成額は、年間10万円を上限に年1回の5回までを限度とし、60件分を計上いたしております。

続きまして、目2. 予防費について御説明をいたします。節7. 賃金は、各種健康診査や相談業務などに従事する臨時の看護師などの賃金でございます。

次に、節8. 報償費につきましては、健康教室等の講師謝金やうらら健康マイレージに参加していただいた方のポイントを各種サービスに交換するための報奨金でございます。

続きまして、節12. 役務費のうち、通信運搬費は、各種検診や予防接種の通知、受診勧奨の通知に係る通信運搬費でございます。また、手数料は、予防接種の事務手数料でございます。

次に、節13. 委託料について主なものを申し上げます。2行目の肝炎ウイルス検査委託料は、B型肝炎とC型肝炎の感染を判定する血液検査の委託料でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

一番上の健康診査委託料は、20歳代と30歳代の健康診査及び40歳以上の健康保険未加入者の健康診査及び骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の委託料でございます。

がん検診委託料につきましては、胃、子宮、肺、大腸、前立腺がんの検診の委託料でございます。

予算関係説明資料の14ページをお願いいたします。

がん検診事業の事業内容につきましては、受診率向上のために市民が受診しやすい環境整備の充実といたしまして、まず複数のがん検診を組み合わせると同時に受診できる日を、これは市民の方に好評だったことから、平成29年度は9日から14日にふやすことといたしております。

2点目といたしまして、20代、30代のヘルスアップ健診と子宮頸がん検診を同時に受診できるヤングデーを実施いたします。ヤングデーは5日間を予定いたしております。

3点目といたしまして、無料クーポン対象者や退職世代への受診勧奨、再勧奨を実施いたします。

4点目といたしまして、乳がん、子宮がん検診の医療機関での個別検診、平日受診できない方が受診できるよう土日の集団検診日を設けます。

5点目といたしまして、鳥栖市内の医療機関でしか個別検診を実施いたしておりませんでしたけれども、平成29年度からは佐賀県内、久留米市及び小郡市内の産婦人科医院で受診できるようにいたします。また、これ以外の医療機関で受診された場合の検診費用につきましては償還払いをいたします。

6点目といたしまして、がん検診の日程等を載せたわかりやすいチラシ、ポスターを作成いたし、チラシの全戸配布、また歯科医師会や薬剤師会の協力を得て各医院や薬局及び商工会議所などの事業所関係者へのチラシやポスターの配布、健康教室や出前講座など、あらゆる機会を利用してがん検診の広報を行ってまいります。

事業費は、4,405万5,000円で、前年度より395万円の減額となっております。

これは、主に委託料の減額によるものでございますけれども、乳がん検診がマンモグラフィーのみになったために乳がん検診の委託料単価が下がったことによるものでございます。

それでは、委員会資料の19ページにお戻りいただきまして、予防接種委託料につきましては、乳幼児から19歳までの各種予防接種と65歳以上のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種まで13種類にわたる予防接種の委託料でございます。

次に、節20. 扶助費でございます。予防接種費は、里帰り出産などのため委託医療機関以外で予防接種を受けた場合にその費用を償還払いするものでございます。

以上でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして真ん中の段、款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4. 幼稚園費、節19. 負担

金、補助及び交付金のうち、主なものにつきましては、2行目の幼稚園就園奨励費補助金でございます。満3歳児以上の子供を幼稚園に通園させている保護者の負担軽減と、幼児教育の充実を目的として保護者の市町村民税額に応じて補助金を支給するものでございます。対象児童は約1,100人を見込んでおります。

村山一成文化芸術振興課長

その下でございます。項4. 社会教育費、目6. 文化振興費の主なものについて申し上げます。

節2. 給料から、次のページでございますが、節4. 共済費までは、文化芸術振興課職員9名分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、市民文化会館の当直管理業務、嘱託職員1名分の賃金でございます。

節11につきましては、市民文化会館の燃料費及び光熱水費が主なものでございます。

節13につきまして、その主なものといたしまして、1行目の市民文化会館管理業務等委託料につきましては、会館の清掃業務、施設設備の保守点検業務、舞台運営関係の業務などにかかわる委託料でございます。

その下の、文化事業委託料につきましては、市が鳥栖市文化事業協会に委託して行います自主文化事業の企画、実施にかかわります事業委託料でございます。

なお、この委託料につきましては、平成29年度から鳥栖市文化事業協会に委託する業務を整理いたしまして、入場料無料で行うものについて委託料をお願いをいたしております。

また、入場料を有料で行うものについては、補助金に計上をいたしたところでございます。

その下の、ピアノコンクールにつきましては、フッペル鳥栖ピアノコンクールの実施に伴います委託料でございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、公益社団法人国際音楽交流協会や佐賀県と共催して10月に行います、日露交歓コンサートに関しましての会場借り上げ料や関係者の宿泊費でございます。地元開催費用といたしまして、総額で今年度47万円をお願いいたしております。

節15. 工事請負費につきましては、市民文化会館大ホールの舞台機構改修工事や大ホールの音響設備の部分改修工事、また、老朽化いたしました誘導灯の取りかえ工事が主なものでございます。

文化会館大ホールの舞台機構改修工事につきましては、主要事項説明書の43ページのほうを合わせてごらんください。

大ホールの舞台つりもの、またそれに必要な装置の経年劣化に伴いまして改修工事を平成

25年度から年次的に行っておりますが、平成29年度につきましては、平成28年度に引き続きまして大ホール舞台上のどんちょうなどをつけておりますワイヤーロープ、また、それをとめますロープロック。

また、幕の一部取りかえなどの関連機具の更新を行うものでございます。

予算については、こちらに記載のとおりでございます。

資料のほうへお戻りいただきまして、すいません、20ページの一番下でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、次のページ、21ページをお願いいたします。

まず、2行目の文化事業推進補助金につきましては、先ほど委託料のところでも申し上げましたとおり、文化事業協会に委託しております事業のうち、有料で行います公演事業費の一部補助を助成するための補助金としてお願いしているものでございます。

また、1行目及び3行目から5行目までの補助金につきましては、それぞれ鳥栖市文化連盟、こどもミュージカル、また鳥栖市民劇団、鳥栖謡隊、こども能楽隊等の文化活動団体に対しまして、その公演や活動を支援するための補助金でございます。

次に、目7. 定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。節7. 賃金につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務などを担当いたします嘱託職員7名分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、定住・交流センターの光熱水費が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、1行目の施設管理運営委託料が主なものでございまして、センターの清掃業務や施設設備の保守点検、舞台運営関係などにかかります委託料が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、定住・交流センターの空調機の改修工事や男子トイレの小便器のセンサーやフラッシュバルブの取りかえ工事などに要する経費が主なものでございます。

節18. 備品購入費につきましては、2階図書コーナーの書籍の購入費、また、貸し出し用のプロジェクターが故障して、もう使用不用になりましたために、それを買いかえるための経費が主なものでございます。

以上でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

次に、22ページをお願いいたします。

2段目でございますけれども、項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費の主なものについて御説明いたします。

節1. 報酬につきましては、スポーツ推進委員、8地区48名に対する報酬でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、スポーツ振興課職員10名分でございます。

節13. 委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、サガン鳥栖を通じた地域交流まちづくりを推進することを目的とした事業に要する経費でございます。具体的には、マッチデー冠スポンサー協賛金が主なものでございます。

また、ことは、県民体育大会が唐津市、伊万里市、玄海町、有田町で中心に開催されます県民体育大会への出場委託料。

市民体育大会につきましては、平成29年度は校区単位で実施されます市民体育大会開催委託料等が主なものでございます。

次の、23ページをお願いいたします。節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、県プロサッカー振興協議会負担金、それから鳥栖市、基山町、久留米市、小郡市の3市1町持ち回りで開催いたしておりますクロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金、それから市体育協会補助金、スポーツ大会出場費補助金等を計上させていただいております。

次に、目2. 体力づくり運動推進事業費について主なものを御説明いたします。節8. 報償費の謝金につきましては、高齢者対象の若さはつらつ教室や女性対象のミズ・フレッシュ教室などの講師謝金が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、久留米市で本年度開催されますクロスロードスポーツ・レクリエーション祭、本戦に出場する鳥栖市の代表選手を選考する大会の開催に要する経費、それから、例年3月等に開催しております鳥栖市のスポーツ・レクリエーション祭の開催に要する経費と、それからトレーニング指導業務委託料と一番下でございますけれども、サッカースクールの開催委託料などが主なものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

目3. 体育施設費の主なものについて御説明いたします。節7. 賃金につきましては、体育施設と嘱託職員21名、それから夏の市民プール開設時の臨時職員4名分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、芝やプールを初めとする各体育施設の管理用品や薬品等の消耗品、各体育施設の電気、上下水道、ガスに要する光熱水費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

節12. 役務費につきましては、各施設の電話代等の通信運搬費、芝かす処分やプールの水質検査等の手数料などが主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、各体育施設の電気、空調設備等の保守点検等、警備、清掃等に要する施設管理委託料、それから平成29年は、スタジアム改修工事、それから市民体育

8ページの歳出、「何の8ページ」と呼ぶ者あり）委員会資料の8ページの民生委員活動補助金ですけど、これは、算定方法は決まっておっしゃったんですけど、県からの補助金があってそれに上乗せして補助をされているということですが、これは各自治体共通なんですか。それとも、鳥栖市は鳥栖市内の計算方法なんですか。

吉田忠典社会福祉課長

歳入につきましては、県からの補助金となっておりますので、全市町一律でございますが、歳出につきましては、各市町それぞれで、金額のほうとかは設定をしているところでございます。

鳥栖市につきましては、民生委員1人当たり1万円、月額1万円、そして各地区の会長につきましては月額1,000円を加算して1万1,000円というところで支出をしているというところでございます。

鳥栖市が1万円っていうところは、県内の中では比較的高いほうでございます。

以上でございます。

西依義規委員

これは、会の補助金は別に連絡協議会補助金って、こう下にあるんで、上の民生委員活動補助金は全部個人さんに行っている分という考えでいいんですかね。

吉田忠典社会福祉課長

基本的には、その算出の方法としては1人当たり幾らというふうにしてしておりますが、民生委員さん百四十数名いらっしゃいます。

あと、各地区で民生委員とした活動もやっいらっしゃい……、互助団体みたいな活動もやっておりますので、支払いの方法としては地区ごとにお支払いをしているというところでございます。

中川原豊志委員長

じゃあ、ほかは。

成富牧男委員

効率的にするために同じところで質問します。今の民生委員の関係ですけど、民生委員活動補助金というのは個人1人当たり月1万円当たるといんですけど、計算で、いわゆる算出根拠がそういうふうになつとるっちゃうことであって、民生委員一人一人に行くお金っていうことになっているわけじゃないんですか。

吉田忠典社会福祉課長

基本的には、その民生委員一人一人に行くお金ということでありましてけれども、各地区の中で、協議会の中で協議会としてまとめて受け取るというふうにしております。

成富牧男委員

すいません、細かいこと言うようですが、例えば代理受領みたいな形をとっておられるのか、もう組織にぼんとやっておられるのか。

吉田忠典社会福祉課長

地区ごとによって違いますけれども、両方ございます。代理受領というのとですね。

成富牧男委員

具体的な補助金要綱がどうなってるかわかりませんが、個人であれば、やっぱりちゃんと代理受領みたいな形で。似たようなケースで消防団なんかもあると思いますけど、1回もらったやつを皆さんで積み立てるといのは全然問題ないわけですよ。

だから、そこんところははっきり、統一的な要綱なりつくられてされたほうがいいと思います。

それと、あと1つ、この件で言うと、たまたま私がずっと、ビラまきよる時あったんです。2人でずっと調査、今ずっと独居高齢者んところを回りよんしゃったのかな、出くわして、平日だったんですね。

私は、もうパートで行きよるんですよと、きょうも本当は勤務なんですけど勤務を休んでやっているんですよって言われて、やっぱり、いわゆる日給、月給の人やったら、何時間とか1日潰してもいいわけですけど。そういうのが大変だって、ちょっと大変やもんねって。私、新人で、何か月1回会議に出ればよかごとって、なったばってん、やおいかんっていうふうに言われたんですね。

そういう中で、今までそうやねって、例えば1万円ある。あと、再々言っていますけど、何かもう一つ肩書か何かつけて、もうちょっと鳥栖市の福祉相談員みたいな肩書をもう1つこっち側につけて、1万円か5,000円か知らんけどやるとかいう方法もあるんじゃないかと。

何か長老さんが、それは、誇り高きやないけど、そげなんもらわれんと。私たちは、ボランティアを誇りにしているんだっていう話もあるということですけど、やっぱり現実はそのうふうに変だという人、その結果が、なかなか民生委員さんの去年12月、一斉改選があつておるといことですけど、なかなか手がない。

なったかと思つたら途中でやめんしゃったとかいうことに、全てで言いませんよ。中身が複雑になつるとし、業務量がね、いつも言うように民生委員だけ、高齢者だけじゃなくて、朝の立ち番からもうとにかく卒業式、入学式いろいろ学校の諸事業等、こう出て行くわけですね。

もう、昔から比べても、かなり大変になつるところからそこら辺はやっぱり何らかの形で反映すべき、むしろ、いや、もう俺たちはボランティアやけんそげなお金もろたらいかんってい

う人を説き伏せてでもするぐらいの、あっていいんじゃないかなというふうに思います。

もう、意見だけでいいです。

中川原豊志委員長

ほか、ございますが。

西依義規委員

続きで、8ページの下あたりの報償費、謝金の説明で、障害者福祉計画の作成謝金っていう御説明があったんですけど、その、どういう意味の謝金か、誰にやったかとか、その内容を教えてください。

緒方守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長

障害福祉計画の謝金ということなんですけれども、策定委員につきましては、委員長とあと15名程度対象者がいらっしゃいます。

その中の公的な機関の方については謝金が発生しなくて、例えば、障害関係の当事者団体等とか医療関係者、また専門的な学識経験者等に対して支払うような形になります。

以上です。

西依義規委員

ということは、策定委員会のメンバーの方々の謝金ということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

じゃあ、もう1個。10ページの、老人福祉費の給料と賃金が前年当初よりえらい上がってるんですけど、これは何か、増員かなんかあったんですか。

吉田忠典社会福祉課長

老人福祉費の給料につきましては、地域支援事業で支弁する人件費となっております。

それで、地域支援地域支援事業が平成29年度から大幅に変わりました、事業費も大幅に増額になっております。

したがって、そのところで人件費として充てる部分も大きくなったというところでございます。

西依義規委員

それ、単純に何名から何名になったという言い方はできるんですか。

吉田忠典社会福祉課長

基本的には、何名分とじゃなくて額、金額で何名じゃなくて、金額で、例えば1,526万6,000円を人件費分としてその事業費の中に計上するという形になっておりまして。何名分という具体的なところではございません。

西依義規委員

すいません、その連動する委託、その介護はどこのページの、次のページの11ページの委託料のところでもいいんですかね、御説明は。

吉田忠典社会福祉課長

地域支援事業につきましては、歳入のほうから申し上げますと、5ページですね。5ページの真ん中の段でございます。

民生費、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入の5,729万円というところでございます。

昨年度は3,587万8,000円でしたけれども、先ほど申し上げたとおり事業費の算定の方法が、上限額が上がったということで事業費自体も膨らんでいるということでございます。

それで、歳出のほうは、老人福祉費、11ページですね。主なものを申し上げますと、食の自立支援事業とか、緊急通報システムとか介護予防事業、こういったのが歳出。

あと、先ほど申し上げました給料とかの人件費の分として出てくるというような形になっております。（「僕の理解力のなさなのか」と呼ぶ者あり）（「わかるまで聞いてよかくさ」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

この給料っていうのは、市役所の職員の方々じゃない方々ということですか。市役所の方々の給料っていうことですか。

吉田忠典社会福祉課長

市役所職員の人件費でございます。

中川原豊志委員長

理解できましたか。（「いや、できません」と呼ぶ者あり）

ちょっと休憩します。

午前11時38分休憩



午前11時49分開議

中川原豊志委員長

では、再開します。

では、ほかの質疑についてお受けいたします。

成富牧男委員

歳入の5ページが一番下、雑入の上から4番目、高齢者福祉乗車券の負担金っていうのは、これはバスですよ。バスの利用したときですよ。

それで、負担金やけん、この利用状況、この一、二年、3年ぐらいで、ふえよるのか減りよるのか。それ、わかりますか。その理由も。

吉田忠典社会福祉課長

高齢者の福祉乗車券につきましては、傾向としては増加傾向、利用の増加傾向にございます。

その理由といたしましては、私どもも、ちょっとはつきりとは把握はしていませんが、一番大きいのは、周知が深まってきたのではないかと考えているところです。

私たちのほうといたしましては、周知につきましてはふだんから事あるごとに、例えば老人クラブとかの話の中でも御紹介をしたりとか、あるいはバスの日、9月にございますバスの日のイベントのときに合わせて周知のほうに参加したりとかいうふうなことを、活動をしております。そういった中で、段々と理解のほうは、理解といいますか周知のほうは深まってきたものと思います。

事業自体は、平成24年からのスタートでございまして、現在で5年ぐらいになるかと思えますけれども、その中で周知が広がってきて利用者がふえてきているのではないかと考えております。

成富牧男委員

それで、こういう声があるんで、それに対してどう考えられるかちゅうのを、あと一つお答えいただきたいのは、バスっていうのは、通っているところが限られますよね、ミニバスにしても。

それで、障害者のチケットみたいにタクシーチケットみたいな感じができないかとかいう声も聞くわけですね。いろいろ課題があると思うけど、そういう声も実際あるわけですよ、限られとるもんだから。

私は、こういう制度を利用できないと、それよりも、その前にバスを通してちょうだいって言われる方もあります。そういう考え方について、要望についてどういうふうに思われるのかっていうのを一言。

吉田忠典社会福祉課長

高齢者の移動、足の確保につきましては、私たちのほうは現在では、この福祉乗車券の交付というところを進めているところでございます。

お話にありましたタクシーの分につきましては、どうしても1回の利用が高額になるとい

うところでございます。

限られた財源の中で、高齢者の方に広く日常的に利用していただくというところから考えますと、タクシーの利用ってというのは、日常的な利用にはなかなか、ちょっと額的に難しいところがあるのかなと考えているところでございます。

成富牧男委員

それで、あと1つやり方としては、ミニバスをもう少しこう、こまめに回すっていうのもあると思うんですね。

そういうことについてはやっぱり、もちろん直接計画つくるのは、向こうのほう、担当は違うというのはわかりますけれども、やっぱり後押しच्छゅうか高齢者福祉の、言うならば施策の中に入っていると思うんですよ。高齢者の、いみじくも言われた足の確保っていう点では。ミニバス、公共交通連携もそういうふううたっています。高齢者の足の確保च्छゅうのは重要、その目的の大きな一つだというふううたっています。

今度はマスタープラン、都市計画マスタープランの策定とあわせて計画を見直すと、ちょうど10年、平成32年で10年になるのかな、今の連携計画が。

だから、あわせてそういう高齢者の担当のほうから、そういうものをもうちょっとこまめなミニバスの。私に言わせるとたった600万円ぐらいしか使ってないでしょうが、差し引きで。委託料、このミニバスに対しては。

私は、それこそ何千万の、何千万円使ってもいいような、今からますます75歳以上の、免許取るのも今からますます厳しくなるなりますよね。そしたら、免許を心ならずも返上せないかんようになってしまう。そういうのも合わせて、今から考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

公共交通計画の見直しにつきましては、私たちのほうも積極的に発言をしていきたいと思っています。

お話しにありましたミニバス以外にも、現在いろんなところでオンデマンド交通とか、いろんな新しい話も出てきているようでございますので、私たちのほうも勉強しながら高齢者施策として公共交通計画の中に積極的に発言のほうはしていきたいと考えております。

西依義規委員

11ページの高齢者福祉計画策定業務委託料なんですが、これは委託先とはどういうところになるんですかね。

吉田忠典社会福祉課長

高齢者福祉計画につきましては、3年に1回策定をすることとしております。

この策定に当たりましては、介護保険の介護事業計画と連携して策定をするようにしないと、全く介護保険と乖離していれば全く意味がなさなくなるおそれもございますので、委託先といたしましては、平成28年度から広域の介護保険課のほうで介護事業計画の策定する業者が決定をしておりますので、介護計画と高齢者福祉計画との整合性をとるためにも同じ事業者と随意契約をしたいというふうには考えております。

西依義規委員

じゃあ、その下の負担金のところの老人クラブ運営費補助金ってあるんですけど、この算出方法というか支出先っていうか、どういった形で支出されているのか。

吉田忠典社会福祉課長

老人クラブの運営費の補助金のところでございますけれども、歳出の方法は要綱のほうに定めておりまして、1クラブ当たり年間幾らとかですね。単位クラブといいますか、各町の、町のクラブあたり月額4,320円の12月分とか、あとは1人当たり、会員1人当たり80円とかそういうところで算出をしているというところでございます。

西依義規委員

何か老人クラブは、例年何か加入者が減っているとかそういう話を聞くんですけど、その辺の把握とかはされていますか。

吉田忠典社会福祉課長

老人クラブのほうは、確かにこれまでは減少傾向にございました。

しかしながら、平成28年度、今年度だったと思いますが、1つ大きなクラブが老人会の連合会のほうに参加をいたしまして、平成27年度に比べて平成28年度は増加、クラブ数としては1増ですかね。それで、人数としては250人ほど増加をしているという形になっております。

西依義規委員

これは、連合会に入っていないところの補助金はいただけないってことでいいですか。

吉田忠典社会福祉課長

この補助金につきましては、鳥栖市の連合会に出している補助金でございます、各地区の単位の老人クラブのほうには、その連合会からそれぞれまた額が行っているというふうになっております。

西依義規委員

僕が思うのは、老人クラブっていうその呼び名もイメージもそうでしょうけど、もうちょっといろんな老人っちゅうか——老人って言ったらいかんですね、高齢者の方々の団体を僕はいろいろつくっていくべきじゃないか。もし自治会マターが非現実的であれば、いろんな老人がつくっている、例えば、そういう福祉の団体とかなんか、いろいろ僕はふやしていっ

たほうがいいんじゃないかなど、老人福祉の意味合いからも。

高齢者福祉計画をもしつくるのであれば、先ほどのバスの問題とか老人クラブの問題をぜひ入れていただきまして、もちろん介護事業だけではないと思うんですよね、高齢者福祉は。そういった、鳥栖市が、今後高齢者福祉にどういうふうにかかわるかをぜひ計画の中に入れていただきたいなと思います。意見です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。(発言する者あり)

質問もまだあるかと思いますが、暫時休憩します。

午後0時1分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後1時9分開議

中川原豊志委員長

では、再開します。

引き続き、質疑を行います。

まず、先ほどの西依議員の質問にあります老人福祉費の賃金と給与等についての説明を求めます。

吉田忠典社会福祉課長

先ほどは、貴重な御時間を御拝借いたしまして、まことに申しわけございませんでした。西依委員の質問にお答えをしたいと思います。

平成29年度から総合事業というのが新たに実施されることになっております。そこで、総合事業の中の地域支援事業、地域支援事業の事業費の算定の方法が大きく変化をしております。前年度と比べて大きく増額となっております。

具体的に申し上げますと、地域支援事業はこれまで保険給付の3%以内というふうな上限額がございました。

しかしながら、今後の、来年度からの総合事業の実施に関しまして、地域支援事業の算定の方法が、これまで要支援1、2の方の介護予防費が保険給付だったのが、地域支援事業に含まれるということになりまして、これらの保険給付相当額が地域支援事業費のほうに移行されるという形になって、大きく増額になるということでございます。

これまで介護保険課と協議を行いまして、保険給付でございました要支援1、2の方の介護予防費は、地域支援事業費として引き続き介護保険課のほうで支給をするということになっております。それで、介護保険課で支給する額は介護保険課のほうにそのまま残しておいて、残りの額を構成市町に配分をするという形になっております。そういうところで、鳥栖市には5,729万円という受託料のほうに配分されるという形になっております。

もともとの額が大きくなったため、この5,729万円も前年度に比べると相当な増額になっているというところでございます。2,141万2,000円の増額になっているというところでございます。

鳥栖市のほうでは、これまで地域支援事業の中で実施をしておりました一般介護予防事業、具体的に申し上げますと、いきいき健康教室やふまねっと教室、食の自立支援とか見守り事業でございますけれども、これを一部拡充したり、引き続き実施するとともに、新しく始めるべき事業といたしまして、B型と呼ばれる介護予防事業を実施をするというふうに介護保険課との協議のほうで決めております。

具体的には、このB型の事業といたしましては、元気クラブという通所事業を実施する予定でございます。これは、介護予防委託料の中のほうに含まれております。

それで、鳥栖市の地域支援事業費の枠5,729万円を、先ほど申し上げました、いきいき健康教室やふまねっと教室、食の自立支援事業や見守り事業などの事業費に充当いたしまして、同時にその事業に携わる職員の人件費の一部として職員の給料1,526万6,000円及び賃金437万円も地域支援事業のほうに充当し、地域支援事業費の事業費の枠を埋めたということでございます。

新たな事業を市がするために、この人件費等が増額されたというものではなく、新たな制度が始まったため事業費の算定方法が変わり、大きく増額になったと。その増額になった部分を私たちのほうでは、従来の事業の拡充や新たな事業を実施するほかに、その事業に従事する職員の人件費や賃金等を増額いたしまして、事業費を満たしているというところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですかね。

西依義規委員

そうしたら、5,729万円を支出のほうで見ると、給料の1,526万円、賃金の437万円、と11ページの食の自立支援の2,300万円と介護予防事業の1,291万円が主な支出ということではない

ですか。

吉田忠典社会福祉課長

そのとおりでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

内川隆則委員

ちょっと今の関連で、5,700万円のうち、前年度からすると2,100万円ぐらいふえたっちゃうたわけやろ。職場の人員はふえたとかい。

吉田忠典社会福祉課長

嘱託職員を1名ふやす予定にしております。

内川隆則委員

1名で2,100万円もすんなら、あんたどんは、ばさらか差額ば、もうピンはねでくっじゃんね。

結局、それだけね、本当に事業がくさい、介護保険の事業を受けてできるかどうかたいね、2,100万円がつくさい。恐らく、できんと思うわけじゃんね。

そうすつと、平成30年度に国からまた新たにね、宿題ばもらうか、いやいや、もうこのままでいきますよっていうふうにして、結局、介護保険事業がくさい、行き詰まりてしまうようなことになりやせんかというふうな思いはすっばってん。これは国会の話かもしれんばってんね。

ということは、人はふえとらんということやね、嘱託職員1名だけでね。

嘱託職員1名っっちゃうのは200万円ぐらいで済むけん、1,800万か1,900万円ピンはねでくったいね。わかりました。

中川原豊志委員長

今の質問ですけど、（「いや、ちがうんですよって」と呼ぶ者あり）ちょっと、きちんとまた御説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

今までは、地域支援事業の中では全ての事業を全額地域支援事業で充当していたというわけではございませんで、一部、一般財源のほうも入っております。

そういった意味で、地域支援事業、介護予防を、こういったのを進める上で事業費が増額になったということは、私たちの一般の財源を使うことなく介護予防事業に取り組めるということで、私たちのほうとしては非常にありがたいというふうに考えております。（「そりゃそうやろう」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成富牧男委員

関連ですね、今のところ、それこそ、人はふえていない、正規の職員はふえてないということで、やっぱりわからんのが、人はふえとらんわけでしょう。ちょっと教えてください。

それで、例えばこの民生費なのか項1なのか、そこらの人件費を前年度と今度んとと比べたら、どこかで足したらあんま変わらんぐらいになるとかいう計算にはならんとですか。どげん見ればいいかやっぱりわからん。

吉田忠典社会福祉課長

民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の中に、節2. 給料から節4. 共済費までございませうけれども、ここが社会福祉課職員、そして子ども育成課の職員、そして介護保健課のほうに派遣している職員の人件費39名分となっております。

それで、前年度に比べますと前年度は、ことしが39名をこの予算で措置をしているのに対して、前年は、35名分の方でしょうか。35名分だったかと思います。その人件費ということで、毎年度、毎年度予算措置、予算を計上した以降に人事異動等ございまして、実態に即した予算措置になかなかかなりづらいというのが実情でございまして、そういった意味では、単純に比較するのは非常に難しいのかなと考えております。

成富牧男委員

ようわからんのは、3、1、1の社会福祉総務費の当初予算と前年度当初は、ほとんど変わらんじゃないですか。あんま人数はふえとらん、人数っちゃうのは職員の数はほとんど、ほとんどっちゃうよりも同じっちゃう前提で聞きよっとですけど、これ変わつとらんでしょが、ほとんど。1、2、9、1、7、4と前年度が1、2、4、3、4、3。

さっきから問題になりよっところは、当初予算が老人福祉費ですね、10ページの。1、5、2、6、6で前年度当初が6、3、8、7でしょうが。

そいけん、要は言いたいのは、今年度当初と新年度当初は、どこかでは、合計したら何か、一緒の給料になるとかな、同じぐらいの金額の給料になるとかなあつていう前提で、ちょっと質問しよっとですけど、そがんじゃなくて、こうですたいっちゃうのばちょっと教えてもらえる。

中川原豊志委員長

答弁できますか。

吉田忠典社会福祉課長

人件費の計上につきましては、予算の計上の段階ですけれども、段階の在籍する職員とかそういったところで計上をしております、毎年毎年計上時期のときにも職員の構成とかも違いますので、なかなか前年度と比べて多い少ないっていうところが非常に……、何と云い

ましようか。

その原因とかそういったところまで探るのは非常に難しいとは思っているところがございます。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 1 時21分休憩



午後 1 時24分開議

中川原豊志委員長

再開します。

質疑を続けます。

樋口伸一郎委員

中身の細かいところについてちょっと質問させてください。

ちょっとページ数は順不同でいきますけど、同じく11ページです。関連の中身についてなんですけど、その介護予防事業委託料の中身なんですけど、これ進めていくっていう御説明もあったんですけど、通いの場の立ち上げに関するような、支援じゃないんですけど、そういう説明で、ちょっと理解させていただいたんですけど、これ、ここの分に関しては、前年度っていうか、推移はどのようなふうになっていますか。ちょっと教えていただけますか。当初の状況でよろしいのです。

吉田忠典社会福祉課長

この介護予防事業費につきましては、1,291万3,000円のほうを計上しておりますが、事業的には中身が12ぐらいの事業になっておりまして、一つ一つ申し上げますと、まず（「いいですよ、12で」と呼ぶ者あり）12の事業ですね。

それで、これまで行ってきた部分でちょっと増額しているっていうのを申し上げますと、鳥栖市音楽サロンということで、音楽を使った介護予防、認知症予防の事業をちょっと拡充いたしまして、50万円ほど増加をさせていただいていると。

あと、出前の講座についても回数をふやすことで78万円ほど増額のほうをしているということもございます。

あと、新しい事業のほうで取り組んでおまして、運動機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上を図り介護予防、自立生活の維持向上を図るということで、新しく通所型のサービスでございますB型サービスの元気クラブと仮称でございますが、というのを新しく立ち上げようとしております。それが約320万円弱でございます。

それと、それに関連いたしましてボランティアの希望者に対し講座や実技等の研修を実施しまして、高齢者支援の担い手をつくろうということ、その方自身の健康維持や介護予防も目的としたボランティア養成講座っていうのに104万5,000円ほど、新しく事業を実施するというふうに考えております。

主なものは以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、この1,291万円自体は拡充されているっていうようなイメージを持ったんですけど、例えば、すいません、旭地区で言いますと、高齢化率がどんどん上がっているんで、何か具体的な事業よりもこうした、通いの場っていう漠然としているような単語でもそういう場があったほうが、お互いの顔の見える関係づくりとかには寄与できる部分が強くなってくるのかなと思ったんです。

先ほど言われた事業、いろんな事業があると思うんですけど、この通いの場の立ち上げっていうところには何かこう線引きというか基準があるんですか。こういう事業を行えばこの中に入る、介護予防事業として扱える、でも、ただ通いの場、オリジナルの通いの場を地域でつくられた場合はこの事業に入らないとかいう、基準が何かあるんですか。

吉田忠典社会福祉課長

私たちとしては、通いの場の中では、鳥栖っ子体操というのを実施しております。

基本的に、それとは別に、各まちづくり推進センターのほうでまちづくり支援広場っていうのまた別に実施をしております。

まちづくり支援広場、各まちセンでやっている部分については、特に運動機能の向上とかそういうふうなのは考えておりませんで、ただ単に、引きこもるのを防止しようということで行っている事業が1つございまして、その通いの場の立ち上げ支援につきましては、集まってきた上でさらに体操なんかをして、しっかりその運動機能の維持、向上を図るといったところでの事業については、通いの場の中で認めていって、そっちのほうの支援をしていきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

ということは、基本的には、今、存在するカテゴリーの中に当てはまるものを通いの場の

事業としてやっていただければ、この中の事業として扱えるということで、ちょっと認識ばさせてもらいます。

それで、その続きなんですけど、結局その独居の高齢化の方とか御夫婦でも高齢化の方だけになっているところっていうのが、ちょっとこう、離れに行けばどんどん多くなってきています。

ですから、この部分っていうのは、やっぱ個人的には推進していくべきっていう、断定もできないんですけど、そういうつながりができるだけ多くなっていたほうがいいと思うんですけど、そのあたりは去年と違ってこの部分に力を入れていきたいというようなところは何か今年度、新年度のお考えは何かお持ちですか。

吉田忠典社会福祉課長

新年度事業といたしまして先ほども申し上げたんですが、ボランティアの養成講座のほうを実施したいと考えております。

このまちづくり支援広場、あるいはこの通いの場立ち上げ推進事業ということは、基本的にはできるだけ高齢者の方のお住まいの近くですぐに行きやすい場所というふうなところを考えておまして、こういったことから、そこで一番ネックになるのが、担い手の方なかなかいっしょにならないということでございます。

これまでは民生委員さんとか区長さんとか、そういった方に御協力をいただいておりますが、なかなか民生委員の方も区長さんも忙しいというところもございまして、担い手がいなくてこういった事業がなかなか進んでいかないということもございまして。

そういったところも含めまして、来年度、平成29年度からはボランティアを養成する研修講座のほうを一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

なんか、課題もはっきり見えていっしょのみたいですので、是非その担い手の部分も、今限られた民生委員とかの枠を広げて、ちょっと取り組んでいただければなと思いました。

この件については以上で、ちょっと戻ります。

もう1点ありまして、9ページをお願いします。民生費の節13. 委託料の中身です。これは上から2段目ですね。

巡回支援専門員派遣事業委託料の中身なんですけど、これも同じく、この部分に関して前年度比と比べて、この当初予算はどのようになっているか、まず教えてください。ここいいですか、聞いて（「よかですよ」と呼ぶ者あり）

緒方守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長

金額につきましては、前年度と同額になっております。

樋口伸一郎委員

同額で、わかりました。

この部分っていうのは、ちょっと一般質問でも触れさせていただいた部分でもあるんですけど、保育士等もいろいろ相談員等の関連もあるかと思えますんで、やっぱこの部分っていうのが、保育士確保までつなげると余りにもちょっと無理やり過ぎるかもしれないですけど。

何かこの部分が前年度との違いを感じるような予算立てになっとかないと、何か、力を入れているようにも見受けられないというか、ただ、淡々と前年度と同額を組んで行ってやるのであれば、前年度と特段変わったことができるっていうふうには考えがたいかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

緒方守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長

巡回支援相談の専門の事業につきましては、この分につきましては、保育園等でどうしても発達に障害があるお子さんに対しての指導をどうしていいかというのがわからない、そういう方に対して専門的な知識を持った方がアドバイスをしたり、また保護者から相談がありましたら、専門の医療機関につないだりとかそういうことをやっている事業になります。

ただ、それ以外にも、保育士に対して障害をお持ちの方に対するどういう指導をしたらいかっていうのを学ぶ場といたしまして、ひかり園の事業の中で保育士研修会とか、そういうのを企画したりとか、あとお金はかからないんですけれども、発達障害の専門の機関のほうにも来ていただきまして、そういう研修会を年に何回か開くような形で対応しているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

わかりました。

1個、最後これ質問ではなくて、再度確認をさせていただいて終わりたいと思うんですけど、ということは、本当は質問として、平成28年度と、本年度とこの予算を組んでお金がかからない部分でも手厚くできる部分っていうところをお聞きしようかと思ったんですけど、平成28年度に比べて、その内容的にはお金がかからなくても、平成28年度に比べて充実している部分が出てくるっていうことで認識しとってもよろしいでしょうか。

緒方守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長

そうですね、研修につきましても、以前と違うところにつきましては、教育委員会、学校の先生にも保育士研修会とか、そういうところにも参加をしていただくような形で、教育局とも連携をとりながら発達障害のあるお子さんに対しての対応に力を入れていっていると

ころでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

また、この内容についての進捗は、また改めていつかお聞かせ願いたいと思います。

ありがとうございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成富牧男委員

11ページの社会福祉費、委託料のところですね。まず、2番目の高齢者福祉計画策定業務委託料。これは、前年度に高齢者向けのアンケートか何か、実態調査か何かしてあるんですか。ですよ。

それで、これは、業者は同じ業者に当然されていると思いますけど、私がちょっと、もっと節約ができるんじゃないかと思ったのは、広域の介護保険課でやっている、いわゆる介護保険の次期事業計画に伴うその実態調査、それが、何かもう3年間お金ためて、そのお金ためたやつでその実態調査をやっておられると、計画策定業務委託料とは別に、というのがわかりました。

それで、そんな感じでせんで、個別に組合だけでわざわざ……、ごめんなさい、広域というのは、佐賀県全体の介護保険組合の連合会、協議会みたいなところで、わざわざ3年に1回実態調査に合わせてやっておられるっていうのがどうもお金の比較をすると、わざわざそういうふうに鳥栖市の分担金を、——具体的にになると鳥栖市ですけど、鳥栖広域の分担金の額を見ると、そこでするよりも広域独自で、それと、あと構成市町の中だけで実態調査の委託をしたほうが安上がりじゃないかなということを思ったんですけど、そこんところはどうかお考えでしょうか。それが1つ。

それとあと、ふれあいネットワーク事業委託料っていうのは、これは社会福祉協議会に委託されているんですか。

これちょっと、続けて3つ言いますので、2つ目ですね。

以前申しあげましたけれども、民生委員さんとか、それから、その他人に独居高齢者とか2人暮らしといった老老の2人暮らしの方とか、気をつけんといかん人たちを、地域を、定期的に回ってというやつだと思いますけど、これ、委託している内容ですよ、それをもう一度確認したいんですけど。そして、場合によってはお話をしたいと思います。

それから、先ほどから出ている介護予防事業については、一つ一つはもういいですので、1つは、目標どおり……、例えばこれ、平成27年度、28年度、29年度、早いところは平成27

年度から始まるとし、最後、平成29年度からでもいいですよってことで、鳥栖市はいろいろ総合的に勘案して、平成29年度から始めるっていうことですね。

それで、平成29年度はこういう……、例えば、事業所を幾つ、最低これだけ立ち上がってもらわにゃいかんなどと思って、そういう目標はあったと思うんですけど、その目標は、ちゃんと達成できたのか。平成29年度のスタートを目の前にして、鳥栖市が受け入れにゃいかんわけでしょう、市町が事業を。それで、それはもう、最初の目標どおり、今、順調に進んでいるのかっちゅうことですよね。

わからんときには、反問権を使っていただくとよかです。

その3つです。

吉田忠典社会福祉課長

1つ目の実態調査の件につきましては、介護保険課で実施してある調査は、要介護認定者あるいは要支援、認定者で実態調査をされていらっしゃいます。

それで、私たちのほうで実施するのは、今年度アンケート調査を実施しておりますけれども、要介護認定とか要支援認定を受けていらっしゃらない方に対して実態調査、アンケートを実施しているというところがございます。

組合のほうで介護保険事業計画をつくる、私たちのほうで高齢者福祉計画をつくるというところで、それぞれの役割分担におきまして、それぞれの対象も違って調査をしておりますので、介護保険課のほうが実際に実施をしている実態調査については、私どもも、正直な話、よく存じ上げていないところがございます。

続きまして、2つ目のネットワーク、ふれあいネットワークの委託の内容でございますけれども、ふれあいネットワークにつきましては、私たちから社会福祉協議会に委託をしているというところがございます。

その内容といたしましては、高齢者の世帯とか高齢者の単独世帯の方にお声掛けをいただくネットワーク、御近所さんのネットワークをつくっていただくというふうにしていってもらうということを社協にお願いをいたしまして、社協が民生委員さんとか区長さんとかそういった方に、またさらにお願いをされてネットワークの支援をされていらっしゃるということでございます。

具体的には、それぞれのネットワークで取り組みのあり方は少しずつ違うとは思いますが、基本的には地区ごとに5万円ほど、そして、各ネットワークのほうには5,000円ほど活動の助成をいただいているというところがございます。

そして、最後の介護予防事業のところでございますけれども、平成29年の目標というところで、ちょっと御質問があったんですが、ちょっと内容は、もうすいません、私は理解でき

ませんでしたので、もう一回……。

成富牧男委員

この介護予防事業は、一生懸命、国も言ってきたし、要は、保険給付から市町の事業に移るんですよと、ずっと言うてきたわけだね。

国は早ければ平成26年かね、からしなさいって言いよったのを、いや、もう準備も大変でしょうからちゅうこともあって平成29年度まで猶予期間まで猶予期間を設けましょうということで、大体今平成29年度からしよところが結構あるわけやろ。

それで、そういう中で、市町の事業として受け入れにゃいかんちゅうのは、もう基本的に3年前からわかっとなったわけやんね。

それで、よし、うちとしては、今の要支援1、2の、いわゆるヘルパーさんと訪問介護とそれから通所介護たいね、それに今通っておられる人からのニーズを見れば、利用者さんの数を見れば、市町で受けるときに、これぐらいを受けないかんねと、今、直接そのまま横滑りのごとして、介護保険の給付事業をしていた人がそのまま今回もやるっていうのは置いとって。

いわゆる介護保険課が、広域がやるのは置いとって、皆さん方がやるやつも、純粹にこの市町でやる分で、これだけはやりたいなど、数としてよ、数でよかと。これだけやらにゃいかんと、移る人は大体見込まれるはずでしょう。見込んだ場合、これだけの事業所を立ち上げにゃいかんという目標を持ってあったと思うんですよ。それはどんなふうですかと。

順調ですか、それとも、ちょっと今厳しい、だけど、こうこうとか。そういう見通しを教えてくださいって言いよつと。

吉田忠典社会福祉課長

新しい総合事業のほうが平成29年度から開始されるということで、これまでの保険給付でありました通所訪問の介護予防につきましては、市町事業のほうに移行するという形になっております。

市町事業に移行しまして、その事業が大きく4つに分かれると。

1つ目が、現行相当サービスということですね。

2つ目が、現行相当サービスから基準を緩くしたA型のサービス。

3つ目が、市町が行うB型の通所あるいは訪問のサービス。

そして、4つ目が専門職、居宅によるC型のサービスとなっております。

それで、広域の介護保険課とは協議を行いまして、市町はB型の事業に取り組むという形にしております。

それで、B型のほうにどのくらいの方が移行するのかっていうのは、正直なところどのく

らい移行するのが非常に難しい、わからなかったというところが現状でございますけれども、私たちのほうでは、平成28年度まで元気づくり教室というものをやっておりました。

その方が、これまで200名ほどいらっしゃったんですけれども、その方が元気づくり教室の後にいろんなサービスに行かれるかということで、私たちのB型、市町がするB型のほうには、20名ぐらいくるのではないかというふうに想定はしておるところでございます。

そのB型のサービスとして、私たちのほうでは、先ほど申し上げました元気クラブというところを実施する予定にしております、その20名の方は少なくとも受け入れは可能というふうになっているところでございます。

成富牧男委員

ざくっと言えば、どうにか、目標どおりかどうかわからんけど、スタートできますということによろしいんでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

私どもとしては、できるだけ受け皿となるようなサービスということで、B型の企画をしております。

そのニーズ的に今後どうなるかわかりませんが、少なくとも、とりあえず最低限のところからは始めていけるのではないかと考えております。

成富牧男委員

そうしたら、3点聞いたので、上のほうから聞きます。

さっき私が言ったのは、それはわかっています、介護保険事業計画と、こっちの高齢者福祉計画、別々っていうの。ただ、うちから負担金を出しよるわけじゃないですか。だから、そういう意味で言いました。

ぜひ意見を、市町集まったときに、見直さんでよかとかいなって、介護保険何とか協議会といったですね。

何か3年目だけだと、その事業計画をつくる時だけお金ためて、全体で600万円ぐらいしとるけど、それはもう個別にしたほうがいいんじゃないかっていうふうに思ったんで、ぜひ研究していただきたいなど。そして、構成市町の中で問題提起を、そうだって思われたら問題提起をしていただきたいという、これはもう要望ですね。

それで、2番目のふれあいネットワーク事業、これ、今までも何回か言っていますが、確認ですけど、今でも何名回りました、ひと月に何名が……、とにかくどういう内容で上がってきてるかですよね。高齢者福祉のほうに。

私が言ったのは、何か数字だけで上がってきているっちゃんことだったんで、それはもったいないと。

実際は、社会福祉協議会までは、少し実態まで書いたような、——もちろん手書きでしょうけど、のが上がってきていると。それを、せっかくこれだけの金をかけて委託しとって、それから実際現場では一生懸命頑張って、定期的にその方々の状況とか把握していかれているんだったら、こういった内容を社会福祉課が、もしくは介護保険でもいいばってん、そのまま個別の数字じゃなくて、個別のその人の実態が定期的にわかる、そういう資料を使わない手はないじゃないですかちゅう質問を前にしたことがあります。

ですから、結論的に言うと、そういうやつを、きちっと数字じゃなくて、その内容を、しかもファクスとかじゃなくて、データとして共有できるようにされたいかがかちゅうのが質問ですけど、あわせて今のネットワークの状況、介護保険課と市町の担当課と、例えば、包括と、どこまで今進んでいるのか、今度から始まるのかとかいうのもあるようですけど、そこんところも含めて、お答えをお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

ふれあいネットワークにつきましては、たしか平成27年ぐらいまでは、確かに委員おっしゃるように数だけの報告でございました、どここの世帯に何回行ったというだけの報告でございました。

しかしながら、そのネットワークの中の実績報告の中には、高齢者に関するいろんな細かい情報等もございます。例えば、ちょっとろれつが回らなかったとか、そういった高齢者の身体に関するような状況とか。最近、ちょっと身だしなみが無頓着になってきたとか。

そういった情報も書いてありましたので、そういった情報は年に1回の報告の中でいただくのではなくて、そういうのがわかり次第、私たちのほうにも御連絡いただくように、社会福祉協議会のほうにはお願いをいたしまして、私たちのほうにも情報が上がってくるように、今はなっております。

そこで、私たちのはその情報をもとに地域包括支援センターなどと連携を取りながら、その問題となる高齢者のところにつきましては、訪問をしたりとか、いろんなサービスにつなげたりとか、そういったところに取り組むように、今はしております。

それで、そういう高齢者の情報なんですけれども、現在、介護保険課のほうでコンピューターによるネットワークを、包括とか、介護保険課とか、行政の私たちのほうとか、ネットワークをつなげる構築をしております。

その中で高齢者の情報も入力できるようになっておりますので、そういった情報も入力しながら、高齢者一人一人にきめ細かいサービス提供ができるような連携を図ってまいりたいと思っております。

成富牧男委員

少し進んどるっちゅうのがわかりましたけど、この間あったよね、地域福祉活動計画。だから、ぜひ社会福祉協議会もそのネットワークの中に、そういう情報基盤整備をきちっとやる、中に入れてやったらどうか。いかがでしょうか。今すぐの答え、できるってはいわれんと思っておるけど。

吉田忠典社会福祉課長

先ほどのネットワークの話ですけれども、ネットワーク中に社協のほうは入っておりますので、基本的には高齢者の福祉サービスとか、介護のサービスとか、そういったところの関係のところだけで、関係の包括とか、介護保険課とか、行政の鳥栖市とかのほうにつながる予定であります。

ただ、社協ももちろんこういったネットワークの中にも参加をしてもらっているというところもありますので、コンピューターのネットワークはつながっていませんけれども、情報などはいろんな形で提供したりとか、いただいたりしてとか、その対応についても社会福祉会も一緒に入ったところで、高齢者を支援していきたいと考えております。

成富牧男委員

最後ですけど、やはりコンピューターを使つての効率化っちゅうか、リアルタイムで見られるように、幾つか課題はあると思いますよ、あるけれども、そういうふうに進めるべきではないかなと。そういうことを申し上げて、終わります。

樋口伸一郎委員

すいません、8ページを。いいですか、もう次行って。8ページをお願いします。

款3. 民生費の項1. 社会福祉の8ページの上段の、節28. 繰出金についてなんですけど、ここ、当初予算6億4,366万1,000円ということで御説明いただいたんですけど、この特別会計等の繰出金ですね、もう福祉資金貸付基金繰出金の1,000円で、ちょっとこれ、1,000円ですね。もう1回、ここ御説明いただいてよろしいですか。ちょっと細かくってということで。

吉田忠典社会福祉課長

繰出金でございますけれども、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の職員の人件費及び保険基盤財政安定化支援などに関する国民健康保険特別会計の繰出金となっております。

もう1つ下の、福祉資金貸付基金繰出金でございますけれども、これは福祉資金の基金がございまして、それを預託したときの利子とかが発生した場合に、福祉資金のほうに繰り入れるために頭出しをしている1,000円でございます。

樋口伸一郎委員

上のほうの、国民保険に関する繰出金はわかったんですけど、これ利子等っていうふうに

言われたんですけど、利子がつくその元金ていうのがどれくらいとかいうのはあるんですか。

吉田忠典社会福祉課長

基金の残高のほうですが、今ちょっと手元にはございません、申しわけございませんが、福祉資金貸付基金のほうは、今非常に利子的にはもうほとんどつかない状態ですし、預託っていいですか、銀行に預けることも今しておりませんので、利子につかない状況にはありません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、これ利子等もほとんどつかないような状況であれば、現在これ、頭出しというか1,000円つけていらっしゃいますけど、今後の動きっていうのを見込みで聞こうかなと思ったんですけど、ほぼこれで変わらないような感じになるんですかね。

ここの金額、28番の節だけで見れば六億うん千万あるんで、頭出しの動きによってはここが大きく変わってくるのかなとか思ったんで、基本あんまり変わらないというふうな考え方でいいんですかね。

吉田忠典社会福祉課長

福祉資金貸付基金の繰出金としては、もう変わらないと思って結構でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほかは、いかがですか。

国松敏昭委員

最近、介護予防の日常生活支援総合事業が始まるということを聞いているんですけど、まず、それは把握されているのか。

誰か知らん、どこの担当かは。これは広域なのか、社会福祉なのか。介護予防の日常生活支援総合事業ということで。

吉田忠典社会福祉課長

介護予防の日常生活総合支援事業につきましては、広域でやる分と市町でやる分と2つに分かれております。

市町でやる分につきましては、先ほどからお尋ねされておりますけれども、介護予防事業の中にございます、例えばふまねっととかですね。予防教室とか、そういった介護予防の事業、あるいはふれあいネットワークといった高齢者の見守りのような事業、そういったのが該当するものでございます。

広域のほうでやる事業といたしましては、新しい総合事業が始まる時に、市町に移行すると言われていた要支援1、2の方の通所とか訪問とか、そういった事業でございましたけれども、その同じようなサービスは引き続き介護保険課のほうで実施をすると。

事業的には、地域支援事業のほうに、保険給付から地域支援事業のほうに、総合事業として移行するんですが、事業の実際の実施のほうは介護保険課が実施をするという形になっております。

国松敏昭委員

それで、先ほどからずっと議論あっていますように、要支援1、2が介護広域から市町村に来るんじゃないですか。

それで、訪問介護大きく、通所介護いろいろあると思うんですが、そういうことで、どこにどのように反映されている、概要、今、皆さん質問の中でできたと思うんですが、具体的に、ちょっと再度確認の意味で、どの部分なのかという概要でいいんですけど。

ちゅうのがね、何でかちゅうと、ちょっと参考に、これは介護予防日常生活支援総合事業始まりますということで、市町村が当然に要支援1、2を担うやないですか。それに伴って、どういうことを具体的に取るのかという計画、もしくは事業の中に反映されているかどうかというのを聞きたいがゆえにちょっと確認をしておるんですが。

わかりますか、言っている意味。

吉田忠典社会福祉課長

市町に移行すると言われていた部分なんですけれども、簡単に申し上げますと、市町に移行はするんだけど、実際には介護保険課のほうで事業は行いますということでございます。

それはなぜかと申しますと、これまで保健事業として行った事業は、各事業者がございまして、その事業者は全て介護保険課のほうで監督とか、あるいは請求された分のお支払いとかをしております。

新しく総合事業に変わったとしても現行相当サービス、これまでのサービスと変わらないようなサービスが引き続き実施されるというところがございます。

あるいは、その基準を少し緩和したところでサービスを行うというところがございます。

その基準を緩和するというのも介護保険課のほうで1市3町の県内の全て事業所に対して把握をしておりますので、そこの中で、統一した基準がよかろうということで、介護保険課が実際にはやる、全ての今までと同じような事業を行うという形で介護保険課が引き続き行うという形になっております。

それで、新しい総合事業として、市町が今回新しく実施しなさいと、実施するということ

になった事業につきましては、私たちのほうで元気クラブという、仮称ですけど、そういった事業を行うことにしております、ここでは通所ですね、通いで来てもらって、その中で身体・運動機能の維持、向上を図ると、そういった事業を行うというふうにしておりまして、そういったところで、新しくそれぞれ介護保健課と役割分担をしながら実施をしていくというところがございます。

国松敏昭委員

そいでね、何を言いたいかわちゅうと、そしたら今いろんな介護事業をなさっているところがあるじゃないですか。そういうところは、今言うように広域でとか市町村ができないところをカバーしてもらおうという、そういう何か考えはあるとででしょうか。わかりますか、言っている意味。

サービスの種類とかが、要支援のほうの訪問介護、通所介護、サービスの種類がふえますという一つの事例があってる、ちょっとよう言えんばってんが、本市の場合はどうなっているかなと。ここ一番大事なところですよ。

広域から、もちろん広域と連携プレーしながらやる部分と独自で、独自っちゃうか、もう任されてこっちでやる分と出てくると思うんですよ。

その辺のすみ分けとともに、中身の要支援の対応のあり方として、市町でするんだったらその市町の、何かそういう、道筋っちゃうか、そういうのはあるとかなと思ってやった。今言ったことの話の中身はどうか、あるかな。

吉田忠典社会福祉課長

介護予防事業につきましては、今まで保険給付だった部分が市町事業にかかわると。

ただ、その部分について、今までの同じようなサービスは引き続き介護保険課で実施するというふうに申しあげましたけれども、市町のほうとしては今後の道筋といたしましては、そういった介護保険課が引き続き実施する介護予防事業をこれまで事業所が行う事業のところを卒業したりとかいった方の、今度、新たな受け皿として市町のほうが行う事業、そういったものを考えているという形です。

市町のほうに事業は移行したというところではございますけれども、実際のサービスの提供の担い手としましては今までどおりの介護予防の事業所のほかにも市町、あるいは介護保険課と。そういったところで引き続き地域支援事業の中で実施をしていくという形になります。

国松敏昭委員

結構です。また個別に聞きましょう。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成富牧男委員

あと、ちょっと聞きたいのは、これもなるべく早く終わるようにまとめて質問しますが、私は、社会福祉課の高齢者の担当のところに専門職の配置をすべきだと。保健師さんが1人もいないじゃないかと。かえって包括にはおるのについてというような話もしてきました。むしろ、だから包括の相談を受けることができるような専門師としての保健師というイメージですけど。

それは今回どうなったのか、さっき言われた嘱託さんちゅうのはそういう専門職っていう意味なのかが1つですね。

それと2番目は、私の一般質問中で、今後新しい総合事業が始まると、包括は新たな業務が必要になってきますということも言われました。それで、包括から特にその……、結果でいいですね、包括のいわゆる体制、人的な体制を強化するような手だてはとられたのかどうか、2つ目ですね。

それから3つ目は、これもかなりしつこく聞きました、今後、これまで保険給付であれば認定申請が、介護認定するときには申請すると、それが大原則やったわけですね。

今度の法改正で、チェックリストでもいい、チェックリストでも可っていうふうに、例えばガイドラインなんか見ると書いてあるわけですね。

だから、そこんところでチェックリストに誘導されるんじゃないかというのを懸念する立場から、もう、しつこく聞いてきたわけですけど、そこんところを原則は認定、介護保険の認定申請を受けたいときには、何か役所に来て、介護認定申請をしたいんですけどって言えば、チェックリストやなくて認定申請ができるんですねっていう、今ので3つ目ですね。

それと、それに付随してチェックリストはどこ、市町のほかに包括でもできるんですか。

以上です。大きく3点。

吉田忠典社会福祉課長

成富議員の、3つ質問ございました。

1つ目の、まず市のほうにふえる嘱託職員の方の身分といいますか、資格でございますけれども、一応有資格者と、介護福祉士、社会福祉士の方を配置するように予定をしております。

2つ目、包括に対する人材とかそういったところの、何か手当はないかというところでございますけれども、今回の包括のほうに対しましていろんな業務がふえるということは確かにございます。いろんな業務ふえるところにつきましては、それなりの委託料とかを算定して適正な対価を払うというところで対応をしているところでございます。

3つ目、要介護認定の新チェックリストの件でございますけれども、まず高齢者の方、あるいは御相談にこられた方につきましては、どういったサービスを御利用されたいのか、そこがまず一番の分かれ目と申しますか、要介護認定の申請になるのかチェックリストの申請になるのかの分かれ目だと考えております。

私たちとしては、高齢者の方御自身が利用したいサービスに応じてチェックリストで対応すべきか要介護認定の申請で対応すべきか、そこで判断をしたいというふうに考えております。

高齢者の方が利用しやすいサービスが、要介護認定の申請が必要な場合であれば、当然、要介護認定の申請のほうをしていただくことになりまして、チェックリストで可能なサービスを受けたいということであれば、チェックリストのほうを受けていただくというような形で対応を考えております。（「チェックリストはどこで受けられるか」と呼ぶ者あり）

チェックリストのほうは、市の窓口、あるいは包括の窓口どちらでも対応できるように考えております。

成富牧男委員

専門職を配置したということでした。

それから次、包括については、特別、人員の配置云々はないけれども、それなりの業務量に絡めたところの予算措置を委託料という形でやっているつちゅうことでした。

それで、まず今の絡めて、チェックリストの今現在のあれですね。包括の仕事はその高齢者の実態把握とかでは出かけられるでしょう。ほとんど出かけられる仕事だと思えますが、それに合わせて、今度チェックリストつちゅうのは出かけるんじゃないでしょう、来てもらうわけでしょう。

そこら辺は、例えば、何対何ぐらいとかこう、そがんとは考えとらんなら考えとらんでもいいですけど、市役所の窓口にこられる割合とか、何か考えてる。

吉田忠典社会福祉課長

チェックリストを受けられるときでございますけれども、市役所のほうでもチェックリスト、受けとることは可能というふうに申し上げました。

チェックリストを受けた後に利用されるサービスにつきましては、そのサービスを利用する前にサービスを受ける前にアセスメントっていうのを包括のほうが実施をする必要がございます。

そういった意味で、包括のほうでチェックリストのほうを受けてもらうというところが非常に、そのあとのアセスメントからも、実証することも考えてから考えると非常に効率的ではないかと思っております、包括のほうでのチェックリストを受けるという件数のほうが

多くなるのではないかなと考えております。

成富牧男委員

包括って結構大変になりますよね。今までは、どっちかっていったら出かけていくっちなうことですよ。あそこに、じっとおって皆さんが相談に来るといよりも、基本は出かけて行き、出ておられたと。

それから、高齢者実態把握事業も、さっき委託料が70万円出ていましたけど、それも包括ですかね、委託先。うなずいてもらえばいいですけど。高齢者実態把握事業というやつ、いいですか。はい。

だから、そういうふうなものもお留守にする可能性、結構あると思うんですよ。やおいかん、1回して……、まあ大体高齢者やからおらっしゃるかもしれんけど。そういう、出かけていくところに行ってもう何人かしかおられない人、そういう、包括が果たして厚労省が言っているような機能が機能するのかなと。

厚労省は、ただし人的な配置が、もうあの人たちはよかごとばかり言うけんね、人的配置をせんといかんとか、金出さんでそういうこと言っていますけど、やっぱりそういうふうには考えんといかんのやないかと。

それから、さっきのチェックリストのことについて言うと、これまでと全然逆ですよ。

今までは、あんたが思うごたるサービスじゃなくて、うちのほうでちゃんと考えますよということで、介護認定の申請をして、認定調査員、訪問調査して、そこでいろいろ1時間ぐらいかけて聞いて、それを今度はコンピューターにかけて、そしてお医者さんの意見書も聞きながら——そうしてた、1次判定かな。審査会開いて判定していくわけやないですか。

それだけ、こういろいろしてから結果出しよったのに、今度はある意味素人の人が、役所の窓口で指導の人が、そいだけ手間暇かけてやとったやつを勝手に、勝手にって言ったら怒られそうやけど、判断するわけですね。あんたはチェックリストでって。やはりそれは本来あるべきやないと。

何度も言いますが、やっぱ認定の申請、介護認定の申請をするっていうのはやっぱり権利だと思うんですね。

そういう前提、立場に立ってぜひ、はなからチェックリストを、チェックリストすればわざわざ、もうおたくに聞きにも来んしゃらんですよ。じっとね、1時間もかけて、せからしかことばいろいろ聞かれてじっとしとく必要もないですよっていうことですよ、結果は。

そげな話せらしゃるって全然思っていないんですけど、チェックリストやったらすぐ、ここに項目がぼっぼって、はい、どうぞ、おたくはこっちで受けますよってなりますよと、簡単にサービスにつなげますよっていうのを、やっぱり、ある意味誘導ですよ。くれぐれも誘

導することがないように、やっばこう、認定、よくあるやないですか、全然こう、的外れか
もしれんけど、捕まったらあなたには黙秘する権利がありますよとか、権利ば言うやないで
すか。そういうのをやっばりちゃんと言わにやいかんと思うんですよ。

弁護士を呼びますよとか言いよっちゃけど、この場合も、確認申請をされますか、それと
もこっちをされますか、チェックリストもありますよっていう、せめてそれはやって、やっ
ていただきたいと思うんですが、いかがですか。

吉田忠典社会福祉課長

まず、チェックリストを受けるか、要介護認定申請を希望されるかの違いでございますけ
れども、先ほどから申し上げていますとおり、一番大事なのは個々の高齢者がどういったサ
ービスをお求めになっらっしゃるのかということだと思いますので、サービスに応じた
申請方法のほうを受けていきたいと思っております。

もちろん、その際にはチェックリスト、あるいは申請、要介護認定の申請とそれぞれある
ということは伝えた上で対応をしていきたいと考えております。

成富牧男委員

何回も言うけど、今までは、あなたの勝手にはサービスは選択できないんですよっていう
言い方が、ころっと、今かわつとるわけですね。

それで、確認ですけど、その人がいや私はおたくがいろいろ言わっしゃるばってん、認定
申請をしたいというふうに言われたらそれは受けざるを得ないですね。それだけです。

吉田忠典社会福祉課長

私どもとしては、高齢者の方の御希望を聞いた上で判断いたしますので、要介護認定の申
請をされたいということであれば、当然、その申請については受けるという形になります。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ほか、ございますか。

[発言する者なし]

暫時休憩します。

午後 2 時 21 分 休憩



午後 2 時 29 分 開議

中川原豊志委員長

では、再開します。

引き続き、質疑を行います。

成富牧男委員

なるべく簡潔に質問いたします。

8 ページ、款 3、項 1、目 1 の社会福祉総務費の中の補助金ですね、負担金、補助及び交付金の全日本同和会補助金について 3 点質問いたします。

1 点目は、この同和会の予算書、決算書を見ると、まず、予算書のときには鳥栖市からの補助金を、例えば平成27年度、719万5,740円当てにしとるよっていうふうな予算書が出てます。ずっと前からこんな感じなんですけど、この何年かはですね。

そして実際は、決算はここにある400万ですよ、400万円。同和会の決算書もちょうと400万円になっています。

つまり、あえて解釈すれば、同和会は700万円お金が、補助金くださいと。そうしたら、役所がいや、400万円しかやらんよって、まあ、ちょっと頑張ったごとも見えますたいね。それで、この400万円が適当だった根拠とかありますか、それは1点、1点目。

2 点目は、これも決算でいただいた資料に、鳥栖市支部の事業報告っちゅうのがあります、平成27年度。

それで、項目に大会っちゅうのがあって、その内容に全国大会東京、3名行ったって書いてあるんですよ。ところが、額が一切なかったですよ。示されません、明細が。3名掛け単価が幾らで、とかいうのがないです。

これについては、今回予算をつくられるとき、聞き取りの中でそういうのは不問にしたまま、この予算を組んであるのかどうかですね、それが2点目。

それから3点目は、支出の時期、これは鳥栖市の補助金要綱と照らしてどうなのかっていうことなんですけれども、一般的には事業が終わった後にその実績報告を出して、それに応じてってというような形が一般的なケースだと思いますけど、これは今2回ぐらいに分けてあるんですかね、支出を。

その400万円の支出時期が4月かなんかですよ、第1回目。もし2回に分けてあるとしても。だから、そういうふうに早く、早期の支出、例外的な取り扱い、ここだけとは言いません、調べてないから。こういうやり方がいいのか、いいのかと思っているんですけど、その理由を説明してください。

以上、3点です。

松隈義和社会福祉課参事

成富議員の御質問にお答えします。

確かに、団体のほうの要求は全体で700万円、実際、鳥栖市の補助は五百幾らかでされていると思います。

しかし、またこれについても、前までは確かに500万円で私ども補助を出しておりました。それが、平成24年から佐賀県同和対策推進連絡協議会の中でこれの、補助金の見直しを検討しましょうという議論がございまして、その中で旅費、日当を中心に見直そうと。それを申し入れまして、鳥栖市にそれを当てはめたところ100万円減にはなるというところで、400万円にさせていただいたというところでございます。

それと、あと2番目の大会関係については、議員が前おっしゃったように、佐賀市あたりが、旅費掛け人数で幾らかかったというふうに出されていると思います。

私たち、団体のほうでも、ほかの支部等の状況と協議をされてこのような様式で出されたというふうに私ども理解しております。

それと、あと3番目の支出の時期でございますけれども、これはあくまでも私ども団体の運営補助として出させていただいております。

一応、4月1日での申請という形でどうしてもなってしまうし、実績報告でも3月31日ということになっておりまして、概算払で4月、実質は4月の中旬ぐらいになりますけれども、それとあと9月の、年2回支出をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

1点目はわかりました。

2点目は、そういうことでいいわけですか。補助金を出す側がですよ、向こうがちょっと、簡単に言うと、自分たち、うちの事情でそこは出されんけんよかろうもんちゅうようなのを受け取るわけですけど、そういう形で、それはほかの団体からのやつも全部そういう形で受け付けるっていう意味ですか。

これ、ちょっと部長が答えたがいいのかな。誰でもいいです。

吉田忠典社会福祉課長

旅費等の内訳でございますけれども、旅費等につきましては、明細のほうまではいただいているというところでございます。

旅費の支給につきましては、それぞれの団体で全ての旅費規定等があるかと思っておりますので、それに基づいて支出をされているものと判断をしているところでございます。

成富牧男委員

ちょっとすぐ終わろうと思っただけ、その旅費規程があるとやったらあつてよかたいね、なんもね。旅費規程ば見て、ああ、そうね、そんなら3人分やったらこんくらいになるねって。

あんたたちが3人行くとやったらしよんなかたいて言えるけど、普通、皆さんが査定を受けるときですよ、逆に、今度財政からいろいろな課から来てあるけど、費用弁償幾らとか旅費、これどこまでとねって、出張ってどこまでとねって。そういうのは当たり前のことやないですか。やっぱここは当たり前のことをしないってということですか。イエス、ノーでいいです。

吉田忠典社会福祉課長

旅費の明細までは私どものほうとしては、特に求めておりませんし、ほかの団体につきましても、旅費とかそういったところの明細までは求めておりません。求めていないっていいですか、団体のほうから上がってきた額についてですね。大幅な、おかしいと思うところがなければ特に問題視はしておりません。

成富牧男委員

だから、本当言うたら、これせめて決算のときにやっぱり旅費幾らみたいに、個別に大会費って大きくくりじゃなくて、そういうのが必要ですよ。そうしないと、全然わからんまんまってるわけですから。

どうですか、もうこれ以上このことについては聞きませんので、決算でもう少し、ちゃんと見るとかいうのもないんですか。

吉田忠典社会福祉課長

過去の分とか、私どものほうの旅費の規程とかに照らし合わせて、相当な違いがなければ特に内訳とかまでは考えておりません。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 2 時39分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時43分開議

中川原豊志委員長

再開します。

吉田忠典社会福祉課長

平成27年度の決算報告とかに挙げられております全国大会とか連合の研修大会とか、そういったものの参加人数等から、それと行き先等から私たちのほうの旅費規程と照らし合わせて見て問題はないと判断したところを出しているところの資料でございます。

成富牧男委員

ちょっと言いますけどね、いただいた、その言われている報告書は全国大会東京3名、九州連合研修大会熊本5名、支部総会佐賀7名、これが大会ですよ。

東京、熊本、佐賀だけでお金の、予算の決め方が適正かどうかちゅうのは、私はわからないということを申し上げときます。

ぜひ、せめて予算のときはわかりますけどね、決算のときにはどこどこに何人。東京じゃわからんでしょうもん。東京も広かけん。熊本も広いですよ、佐賀でも広いですよ。

ぜひそういうふうをお願いするべきだということを申し上げます。

それで、あと3問目の支出の時期ですけどね、運営費補助だからって簡単に言われますけど、そもそもちょっとお尋ねしますけど、ここは運営費補助っちゅうか、その補助金で成り立つような団体ですよ。ここの会費は、単価が幾らで、何名分ですかね。何世帯かな、ちょっと教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

平成27年度の決算で申し上げますと会費は1人当たり年間4,800円、そして人数が30名ということでございます。（「すいません、もう一度」と呼ぶ者あり）

吉田忠典社会福祉課長

平成27年度の決算で申し上げますと会費のほうは1人4,800円、そして会員数が30名ということでございます。

成富牧男委員

4,800円で30名、会費で幾らになるかということ、14,400円ですよ。（「何が、桁が違う」と呼ぶ者あり）ごめん。さっきから桁違いやった。14万4,000円。（「マイク、マイク」と呼ぶ者あり）14万4,000円。失礼しました、14万4,000円。516万7,793円かな、の中の、今言われた金額14万4,000円、14万4,000円ですよ。

こういう団体にほかに補助しているって、ないでしょう。

こういうのは、むしろ財政の予算編成方針なんかでは留意すべき、こういうところには、むしろお金はやるなっていうふうに指導されているんじゃないですか。

これ、ぜひ是正して、私の、この間の答弁ではこういうことも言われました。7月か、同

和強調月間に向けていろいろお金が要るから、要るから前倒しでって言われましたけど、そういう啓発活動もそんなにしておられるとは思いませんので、鳥栖市の啓発活動に乗っかってやっておられるぐらいなんで、やはりこれはおかしいということを申し上げて、終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

[発言する者なし]

それでは、引き続き委員会資料12ページから以降、民生費、項2. 児童福祉費につきまして、質疑をお受けしたいと思います。

樋口伸一郎委員

13ページをお願いします。

一番下です。代替保育士等賃金ですね。これ、1億2,143万4,000円ついていまして、ちょっと補正のほうでもお尋ねさせていただいたんですけど、この分、補正のほうで減額補正をされておって、そのいろいろ理由とかを聞きながらそのあたりの理由も勘案して、今回当初を組まれるということで、改めてこの場でお聞かせ願いたいんですけど、まずこの前年度当初で1億3,000万円から今回1億2,000万円ちょっとになっているところの根拠っていうのがあればお聞かせ願いたいんですけども。

よろしくをお願いします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この代替保育士等の賃金につきましては、従来は定員、100%受け入れるという前提で嘱託職員の必要な人数を出しておりました。

しかし、現実的には成富議員からも何回か御指摘がございましたけれども、公立保育所4カ園で100人ほど、定員に対しては少ない入所状況でございます。

この入所の状況につきましては、定員はあくまでも保育施設が建ったときの構成員でございますので、まだ、ほかに私立の保育所がほとんどなかったころのままの定員をずっと引きずっている関係で、この100名の定員の7割は4歳児、5歳児の分でございます。

4歳児、5歳児の入所待ちが今いらっしゃるかというと、実際はいらっしゃいません。

ほかに、私立がたくさんできておりますので、そこで、ほぼ充足ができていと考えられます。

平成29年度の代替保育士の予算化につきましては現実的なところでの数字、できるだけ入所待ちの方を受け入れられるような形で、今公立保育園どれぐらい受け入れられるかということで計算をして、460名の受け入れをベースにして計算したところ、保育士に関しては――

常勤の保育士ですね、に対しては32人分で計算をしております。

それで、この1億2,000万円の中には、そのほかに調理師さんの嘱託職員9名分、あるいは日々代替の方々の分、これを含めておりますので、それを合計した金額が今年度の予算、平成29年度の予算額となっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、大体年度末補正で1億1,500万円ですね。平成26年度で、多かったときに補正後予算額がそうなっているんですけど、これ、補正のとき聞かせてもらったんですけど、代替の部分に関してはほぼ集まらないような状況っていうふうにちょっとお聞きしてたもので、お尋ねしたいんですけど。

ここの部分というの基本やっぱりこう、代替の部分を幾らかは見とかないといけないでしょうから、その分を足した金額ですね。

補正では、減額二千九百万ぐらい、3,000万円弱あったんで、これを単純に2,000万円減らしたぐらいでこうなったっていう考え方ではない、ないということですか。

3,000万円補正で減らしたんですけど、金額が大きかったんで1,000万円ぐらいあればいいんじゃないかなあということで、単純に1,091万円ですかね、減らされているような状態ではないということですかね。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今までの予算の立て方も、これだけの人数を受け入れるには何人保育士が必要ということで計算をしておりますので、単純に金額からそれを出すというようなことではございません。

樋口伸一郎委員

多分4歳、5歳児、入所待ちで言えば1人でしたかね、4歳児が1人で5歳児ゼロでしたかね。

おっしゃっていることは、ほぼもう3歳児以下にあるということがわかっているんで、理解できるんですけど、やっぱここの部分に少し、やっぱ遊びを、遊びっていうか金額的な分なんですけどね、遊びっていうかそこを感じるんで、ここの部分で何か、保育士不足の解消と言うとちょっと大げさですけど、その保育所で働く環境づくりですかね、保育料を拡充するための、保育所で働く環境づくりになんかつなげるようなお考えというのはあるんですか。

ここ多分また、もう決めつけちゃいけないですけど、多分また減額補正になりそうな気はするんで、ここの部分で保育士の確保が一番いいんですけど、これで正規の保育士をいきなり確保するというのはできないんでしょうから、保育環境を量的拡充とか質の向上につなげられるようなお考えとかあるんですかね。この代替保育士等賃金の中でですけど。

どういうふうにつなげたいっていうのが、代替保育士が全然来なかった場合を想定されて。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

先ほども申しあげましたように、平成29年度の予算に関しましては非常に現実的なところで予算化をしておりますので、その遊びの部分ていうか、かなり余りが出るであろうとは考えておりません。

また、嘱託の保育士さんをたくさん集めることができれば、おのずと今働いておられる方々の負担軽減にもなりますので、そういった面では処遇改善につながっていくものと考えております。

樋口伸一郎委員

あとは、流れも、ちょっと進捗を確認させていきながら、また改めてお尋ねしたいと思いますけど。先ほど御答弁で申されたように、もう嘱託でもなんでもいいんでって言ったらいけないですけど、そうしたお考えを持って、ちょっと始まったら取り組んでいただいて、補正がないような状態に近づけていただければなというふうに思っておりますので、次に行かせてもらいます。

それでもう一点いいですか、そのまま15ページをお願いします。今度、最上段ですね、もう説明欄にいきなり入りますけど。保育補助者、補助……、なんて読むんですかね（「雇上」と呼ぶ者あり）雇上強化事業補助金ですね。

これ平成29年度からになる新しいところと、無資格者の雇い上げの分だと思うんですけど、これ一般質問の御答弁でもいただいたんですけど、この分、今御説明いただいて、ここでのやりとりは情報共有ができていうふうに思っているんですけど。

これを例えば保育所、公立保育所との情報共有というか、現状の今後こうなりますんで、こういうふうに取り組んで行っていただきたいというところまでの情報共有というのはどこまでできているんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この施策が、国のほうから情報が入りまして、予算化するに当たりまして事前の調査をしております。

その時点で、一定こういう制度になりますという説明をした上で手を挙げていただいているのが今8カ園ということで、8カ園分今回、予算化をしております。

また実施要綱等も、国の分が来ておりますので、うちの実施要綱等合わせて、例えば園長会であったりとか、この8カ園に直接でもいいんですけども、事業の詳しい内容、要件等の説明をさせていただいた上で、申請をしていただくという形になるかと思えます。

樋口伸一郎委員

わかりました。ありがとうございます。

これ、すいません、わかればいいですけど、ちなみに8カ園の中身で、これに該当される方をどれくらい雇われるっていうところっていう、もう全体的な人数でもいいんですけど。

そうした方が、実際平成29年度、何名ぐらい働かれるかっていう見込みでもいいんですけど、わかれば教えていただきたいです。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

現時点では、まだそういった事業に取り組みたいかどうかの意思確認だけでございますので、実際そういう方をもう見つけておられるかどうかの確認はしておりません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

最終的には確認されるということで、ちょっと理解させていただきます。

この件について最後なんですけど、やっぱこれ大事なのは、保育所で働く方がふえられて、預かれる子供の分母がふえるのが一番いいんですが、そこまでいかなかったとしても、負担の軽減とか職務の軽減に若干でもつながれば意味はあるものと思って、私自身は考えているんですけど。

ただ業務の中身でなかなか、実際現場で働いてみるとすみ分けが難しかったり、事務的な仕事でもどうしてもその業務の分け方とかがわかんなくなると、結局同じことをしないといけないというふうになれば、またそこに格差が生まれたりする可能性もあるし、ひいては質の低下を招いてしまう可能性もあるかと思うんで。

そのあたりの質の、できれば向上につながるような取り組みでお考えがあるということももうわかっていますので、そのあたりを行政側から園のほうにどういうふうな指導を、指導というか説明をされていくのかですね、考え等があればお聞かせ願いたいんですけど。業務の違いですね。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

実際、予算が決まりましたからの説明になるかとは思いますが、まずは国の制度として、まず保育士資格を有していないけれども子育て支援員の研修等、こうしたものを受講されている方。

あるいは、これと同等の知識とか技能とか、そういうものがあると認められた方であるということもまずはきちんと説明をする必要があると思います。

また、保育士資格を何年か後にはとられるという前提、要は人材の育成も兼ねておりますということも説明させていただいて、実際の内容といたしましては、業務内容といたしましてはあくまでも保育士の補助でございますので、保育日誌の記入であったりとか翌日の保育

準備であったり、あるいは定例行事の準備等ですね。こういった具体的な業務例を挙げて、しっかり説明していきたいと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

もう答弁は大丈夫です。

これで終わりなんですけど、多分、これが新しく入ってきたことで、こども育成課自体も今までより若干情報収集したり、状況把握をしたりするのに大変になる部分ってあるかと思うんですけど、やっぱりそこをきっちりやっていかなければならないという考えがあれば、質の低下を招かずにそこはできるかなと思います。

やっぱそこがなあなあになってしまって、ここまでさせとけばいいやんっていうふうに現場でならんように、そこは多分大変にはなるんですよ、この分だけ。

でも、できるだけ、その8カ園に対してはまず状況を最初見ながら進めて行っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。終わります。

成富牧男委員

先ほど、樋口委員が言われとった13ページの、保育園費の一番下、賃金で、ずっと減ってくるわけです。

事前にいただいた資料で見ると、平成27年度の予算が補正前、これ当初ですよ、だから。1億3,895万2,000円で平成28年度は1億3,235万3,000円、そして今回、平成29年度が1億2,143万4,000円。平成27年度はちょっと低かったですよね。

そういうふうに、平成27年、28年、29年というふうにずっと下がってるわけですね。

それで、補正以後、これは見込み額か、決算かな。この額を見ると平成26年、27年、28年というふうに、ずっと、それこそ低くなっているわけですね。額が小さくなっているわけですね。

さっき、ちょっと気になったのが、現実的なところの数字っていうふうに、数字で前年度よりも少ない金額にしましたって言われましたけど、そういうふうにしていくと悪循環になりそうな気がするんですよ。

そして、言うなら、この差の金額、1,000万円ぐらいの金がどこに行ったかちゅうのはそう簡単にわかるもんじゃないでしょうけど、福祉部に残ったのかそうじゃないのかっていうのはわかりませんが。言うならば、今まで持とった、確保するための予算がどこかに行ってしまうっていう、狭いところ理屈で言えばそういうふうにも見えてしまうわけですね。これを、今のよう現実的なところのっていう、簡単に言い切っているのかっていう問題なんですよ。

だから、コンスタントに、いろいろ見方はできると思いますが、こういうふうには、いただいた資料で言うとコンスタントに考えとったやつよりも1,000万円以上の金額が……、1,000万円以上の金額、3,000万円ですね、平成28年度はこの間の補正で3,000万円。そういうふうには、ずっと補正減をしてきてるわけですね。

やっぱりそれは焼け石に水かもしれないけど、私からすると、ほんならこのお金で正規の職員を採ったらよかろうもんって、やっぱ、つい思ってしまうわけですよ。

コンスタントに、平成26年度は当初から落としているのは1,400万円ですけど、平成27年度は2,800万円、平成28年度が、この間あったばかりの2,900万円でしょう。今回、次はわかりませんが。

この金を、コンスタントにこんな金が出ているのであれば、やはり思い切って正規の保育士、大体正規の保育士、新人で雇用者負担分の保険料とか加えれば350万円ぐらいというふうには聞いています。

だから実際、今度はやめる人、保育士をやめる人も、今から退職、もしくは定年前退職もあるみたいですけど、その方たちは大体、その方たちが全部そこに金が入るわけやないですよ。

さっき言った、雇用者負担分も入れたら大体予算的にいうと900万か950万円ぐらいになると言われていますので、2人分、2.5人分ぐらいになるわけですよ、新人を入れたら。

何か、そこら辺を、そしてずっと入れる必要ないわけですから、子供のふえ具合を見て、言うならば樋口議員とあとで言いよったけど、蛇口を少し開けとって——これは保育士、正規保育士雇用の話ですよ。

そして、ピークにかかったら、その蛇口を閉めればよかろうもんという話もしたんですけど、何かそういうことを、やっぱりもうそろそろ思い切ったやつを考えないと、さっきの現実的なところの数字って言い出しよったら、何か負のスパイラルに陥ってしまいそうな気がするんですけど、いかがですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

嘱託職員、嘱託保育士が不足している分について、正職員を雇うことでカバーができるのではないかということに関しましては、これは、一般質問でお答えをしたとおりでございます。

嘱託保育士と正規の保育士は、それぞれ職責とか労働時間、労働条件、そういったものが（「そいば言うたら、また質問せないかんやん」と呼ぶ者あり）違いますので、嘱託職員の足りない分を正規職員で補うということに関しては慎重な検討が必要になってくると考えている、一般質問のお答えと同じですけども、それは変わっておりません。

また、じゃあ嘱託保育士をどうするのかと、集められるのかということも疑問に思われるとは思いますが、それは、昨年もでしたけれども、保育士の就職説明会、あるいはハローワークとの連携、また県の保育士・保育所支援センター、そういったところと情報を、今、密に交換をしながら、できるだけほかの市内の、よその保育園からの保育士をとるのではなくて、潜在的な保育士さんをできるだけ開拓しようということで、今、鋭意努力をしているところでございます。

ありきたりに、ハローワークに雇用の手続をして集めているということではなくて、実際ハローワークまで、私も足を運んで担当者の方とお話をしながら保育士を獲得したいんだということを御理解をいただくような努力を今ちょっとしているところではございます。

現在のところ、確かに、今、嘱託職員さんおやめになる方、予定でございます。

しかし、また、そういったの昨年からの地道な努力も少し効果が出ているのかなとは思いますが、今6人ぐらいの保育士さんが履歴書をお預かりしている状況でございますので、まずはこういった努力をやっていって、できるだけ入所待ちをされている方、受け入れられるように努力していきたいと考えております。

以上です。

成富牧男委員

一般質問で言われているので、それ以上の答えはできないと思います。

ただ、ちょっとそういうふうに、正規の保育士さんと嘱託保育士さん、そして臨時の人とかいろいろ、それぞれ役割がありますからって言われると、本当に現場はそうなのかっていうことをまた問わざるを得ないんですね。

私、現場の人からも、それから現場を知っている方からも話を聞きましたけど、実態はそうではないんじゃないですか。

第一、そちらからいただいた資料から見ても、一対一じゃないでしょう、嘱託が5人おいたら、正職が5人おるっちゅうような配置じゃないじゃないですか。

それから、たまには年休もとらんといかんでしょう。

そしたら、さっきとにもちょっとね、通じるけど、雇上保育士もなるけど、この人にはこの役割があるからっていうのはちょっと無理があると、私は、本当はいちいち聞いていいですよ、どこどこ保育士はどうで、こうでって聞いていいけど、もうそういう言い方、理由、答弁はおやめになったほうがいいと私は思います。

それで、はっきりしとるのは、平成28年度も8名目標にして、嘱託保育士をとろうとしたけどとれなかったっちゅう、もう事実ですよ。

だから、それは、私はこれももう、当然のごとそれを、確かめもしなくて言っていますけ

ど、正規の保育士であれば私は応募っちゅうのはあると思うんですよね。少し落ちてきとるっちゅう話もありますけど、こないだとったのに、公募、募集したときには、1人に対して5名やったんですかね。昔から比べると少なかったと。

だから、逆に今こそ、やっぱりととくっちゅうのは大事なことだと思います。

だから、余りそういった言い訳で、もうここで週現実と向き合っていく時期じゃないかなと私は思います。

それから、76人の入所待ちのことにしても、やっぱ数字で見たらだめだと思うんですよね。やっぱ、その76人の一人一人の生活っていうか事情、それから、当然、子供がおるわけですよ。やっぱそこにおもんばかり、思いやれば、もう少し真剣に、そしてこれがお金のない、大変な市町の話やったらここまで私は言いません。

そしてずっと、もう、これごめんなさいね、繰り返しますけど、ずっと正規保育ばかり、保育士ばかりしていかないかんちゅう話ばしよるわけやないですよ。今、幸い半々ぐらいしかおらんちゃけん。若干比率を高めるぐらいやったら、そして上のほうがやめていたときに、今度はとらんでっていう手も、あるかもしれません。

そういうのを使っていけば、そんなに無理な話をしているわけやないと思います。もうそろそろこれ、私は正直言って、来年度の募集のための正規保育士っていうのは、それこそ組みかえとか補正なんかでもやれるんじゃないかなと思ってますけど、課長はあれ以上の答えは出ないと思いますので、部長、何かあったらお願いします。

詫間聡健康福祉みらい部長

成富委員の質問でございますけれども、正規保育士、嘱託保育士と、あと臨時職員との職員の関係。

あと、入所待ち、今後の保育士の処遇の改善の関係と嘱託職員を正職員化っていう話だとは思いますが、現時点において、本市においては人口増、それからまたふえると。保育の関係もふえていくのかなというふうなことで、全般的な行政としてのを言われているのかなと。財源的にも裕福だということを言われてあるかと思います。

この、先ほどこども育成課長、申し上げたんですけれども、嘱託保育士と正規保育士との関係につきましては、先ほど答弁したとおりというふうに思いますけれども、今後の本市の社会情勢の変化については、検討すべきところが来るのではないかという認識は持っております。

これは、保育士を現場ではなくて、市全体、健康福祉みらい部全般に向けても、職員等の不足というのものなかなか、業務量っていうのは非常にふえておるのかなという、私個人的な認識もあります。

そういった面からも、人事担当部署とも協議を持ちながら、今後の鳥栖市のことを考える際には、そういったことで対応をやっていく必要があるかと思っております。

しかしながら、現時点において保育士について、現在新たな保育園の開園等も含めたところもございますので、そういったところも十分把握しながら調査・研究を含めたところでの慎重な対応が必要ではないかと思っておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

最後ですけど、今言われたとおり、いろいろ検討च्छゅうのは私はちょっと広くとってしまいましたけど、検討、本当、鳥栖市の場合ね、業務量に比べて人が足りてるのかच्छゅう話よく聞きます。それ、ぜひ上のほうに上げてほしいと思います。

それから、ちょっと忘れてならないのは、これも一般質問の中で言ったように、この子ども・子育ての支援の事業計画をつくったのはどこかということですよ。

そして、ちゃんとしますって、平成29年度をめどにとかいう言葉もちゃんとあるわけやないですか。

そして、さらに言うなら、私たち、市民の負託を受けている私たち議員がこの委員会で決議をしましたよね、保育士不足を解消してっていう。その中の1項目には、もう今の現状を見るならば正規保育士を募集してでもच्छゅうのも1項目入っていますので、ぜひそのところをやっぱりしっかり受けとめて、さっきの部長の話も合わせて考えていただきたいというふうに思います。

西依義規委員

同じ保育園費のところ、ちょっと私も言わせていただきたいんですけど。

そうなんです、例えば、小学校のトイレとか市庁舎建てかえとかは、議会が決議して進んでいるんですね。

唯一、これだけが、僕らがして進んでないんで、何らかの予算の変化がやっぱり欲しかったなあとと思うんで、まず、その代替保育士の近隣自治体との、例えば給与の違いとかあるんですかね。

例えば、久留米市とか小郡市、要は集まらない原因、もちろん民間と公的の原因もあろうけど、近隣、特に福岡県に近いこの鳥栖市だからゆえの賃金が、もし格差があれば、やっぱり合わせていかなければならないんですけど、その辺は調査されたことありますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

鳥栖市は福岡県との県境にございまして、一般的に佐賀県と福岡県を比較しますとどうしても福岡県のほうが高いです。

高いところは、嘱託職員が現在16万2,300円、月額ですけれども、でございますけれども、多いところは福岡県内の市で、これ2万円ほど高い18万円ぐらい出されているところもあります。

久留米市の嘱託職員との差が、久留米市のほうが高いんですけれども、2,000円ぐらいの差があったと思います。

佐賀県内においては、そんなに鳥栖市が低いとは思いませんけれども、どうしても比べられるときは福岡県内の市と比較をされて、そういう点では非常に苦戦をしている原因になっていると思います。

西依義規委員

単純に、例えば条例変更とかして、賃金の価格を上げるべきかなとそこは思うんで、1,000万円減らさずにですよ。やっぱそこで1億3,000万円の範囲内でそういった改定を、もちろん上に上げていかなければならないと思いますんで、今さらっていうか、何か、もしできるのであればお願いします。

あと、結局、先ほどの、何か行き当たりばったり、例えば保育園のその4園の運営計画とか、今後10年を見据えた児童数はこうなる、だからこうする、だから正規は何名、嘱託を何%みたいな計画をこれまでであったことあるんですかね、今あるんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

公立保育園の事業計画っていうか、今おっしゃったような計画については、具体的なものはないと思います。

しかしながら、子ども・子育て事業計画の中で、鳥栖市全体の保育量、人口とか保育量、保育供給量等々は、一定決めておりますので、現在それに沿った形で目標にして、保育供給量を確保しようとしているところではございます。

西依義規委員

僕ら視察行ったんですけど、やっぱり各園に少しお任せし過ぎかなっていうの、もちろん関与はされていると思うんで、市全体で4園の運営というか、そこをしっかりとっていないといけないかなと思いますんで、ぜひ計画がなかったらつくって、個別の、もちろんですね、将来的な部長のお話があって、100パー公立がいいかとか、またこの辺意見が違うと思うんですけど。ひょっとしたら民営かなとかいう、いろいろ時代に応じて変更は必要だと思いますんで、ぜひその計画をつくっていただきたいのと、例えば鳥栖市、龍谷短大とかありますよね、地元。

そういった保育士の資格を取れる、何かそういうところに、例えばその資格をとるのであれば支援をしますとか、金銭的とか、今の学生の人たちに貸し付けを行いますとか。この、

僕は、例えば1,000万円残ったというのと、1,000万円の範囲内でいろいろやることはあると思
んですよ。

もちろん直接的な人の、きょうあしたの76名の問題解決は必要ですけど、その3年後、5
年後を見据えて、そのかわり鳥栖市の保育園で2年間勤めてくださいとかそういった、何か
ほかの自治体でもありそうなので、ぜひそういったところを本当、補正でもいいんで、考え
ていただきたいのと。

もう1つ、これそもそもの話なんで、やっぱり保育園費だけじゃないんですけど、結局、
近隣市町村立は、例えば合併して、職員がだあっとふえて、やっぱ減らせ減らせの方向だと
思うんですけど、鳥栖市は合併してないんで、多分普通に足りないんじゃないかなって、普
通に思うんで、もう一度民生としての適正な職員は何名だと。

もちろん建設もほかも、ここだけの話じゃないんですけど、そういったのをぜひこの部か
ら総務あたりに上げていくようなやつをしないと、ひょっとして、今までいった、10人いっ
たところは今5人でいいかもしれん、とまでは言いませんけど、その辺まで含めないと職員
の配置が、やっぱり何か、足りているのか足りていないのかちょっとわかりませんので、ぜ
ひ適正、定員適正化、なんかそんな計画をつくっていただきたいと思います。

意見です。

樋口伸一郎委員

すいません、少し戻ります。

今、西依議員からも言われたんですけど、龍谷短大さんとかリアルにそういう近場にある
のであれば、なおさら、さっきの今年度から始まる保育補助者の雇い上げの部分とかですね、
そういう資格をとられる方に対してのそういうのが鳥栖市にもありますという情報発信がで
きるところとかもあるってことなんで、そういうのはちょっと意欲的にぜひ努めていただき
たいなと思いましたっていうのをお伝えするだけです。

それと、質問なんですけど、ちょっと戻ります。成富議員さんさっきおっしゃられた、御
答弁聞いていましたけど、嘱託職員を正規職員で補うっていう考え方ではないかなと思った
んです。成富委員さんの質問の趣旨がですね。

というのが、正規職員だけを一人、二人ふやしても多分限りは出てくると思うんですよ、
人間で言えば1人ですから。

ただ、そこに正規っていう線引きがあって、正規職員が1人ふえたというふうになると思
うんで、あくまでも嘱託職員はこの予算ありきで嘱託職員はふやしつつ、なおかつ正規も補
うっていう考え方じゃないと、しかもこのタイミング、今のこのタイミングでそういう考え
方を持てるんじゃないかなっていうところだと思うんです。

嘱託職員を正規職員で補うっていう考え方ではなく、嘱託職員もこの予算で確保しつつ、なおかつ調理師さんの分とかも入ってますんでそれも確保しつつ、そして、ここには代替の分も入ってますんで、その分を減らすことで正規もプラスして補うというような考え方がこのタイミングで必要なんじゃないかなっていうところだと思うんですけど。

嘱託職員を補いつつ正規も補うという考え方はどがんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

正規職員に関して申し上げますと、今まで正規職員の数を減らしたことはございません。保育士はですね。

それで、定員を過去に見直したときに、正規職員を合わせてふやしたことはございまして、その状態が現在まで続いている。その後定員を扱っていないので。

嘱託職員が、ここ10年ぐらいの間はかなり減っている関係で、入所待ちの児童さんも結果ふえることになったんですけれども、その分については今後も、先ほど申し上げたように嘱託職員さんをできるだけ獲得するように努力はいたしますが、さらに正規職員をふやすか否かにつきましては、またちょっと、ちょっとまた別の検討が必要になっていくかなと考えておりますので、まだちょっと、ここで今どうしますという回答はできません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。(発言する者あり)

ちょっといいですか、もうちょいで終わりますので。

代替保育士等賃金が1億2,143万円、今回つけられているんですけど、仮にですけど一番、3月補正額で補正後予算額を見ると、平成26年度が1億1,437万円になっているんで、仮にです、仮にですけど、この分からその分を引くと700万円ぐらいは余るって、もう断定しちゃだめなんですけど。まあ、700万円ぐらいあるわけですよ、引いたとしたら。

ただ、この700万円を、私は昨年の実績ベースで考えれば、代替の部分だけ見れば集まりにくかったと。だったら、もうこの部分を削ってでも雇うことで現在嘱託職員と調理師さんは確保できそうだと仮定しても、プラス1人できるんじゃないかって思っているんで、そういった検討をこのタイミングでやっぱりやるべきんじゃないかなというふうに思っているんですけど、詫間部長、何か御答弁いただければ幸いです。

中川原豊志委員長

先ほどまでの質問と、何か違いますか。

違いますか、何か同じような、西依議員だったり。(「若干違うんですよ」と呼ぶ者あり)

詫間聡健康福祉みらい部長

樋口委員の質問、このタイミングで、例えば決算、決算見込みでの減額等があった中で、

通知が来たら、この施設型給付費の中に含んで各保育園にお支払いをすることになると考えておりますが、当初予算におきましては、それが間に合っておりませんので含んではおりません。

それで、国から正式な通知が来たら、恐らくどこかの補正で給付費を組むことになろうかと考えております。

国松敏昭委員

保育士の処遇ですけど、それから介護のほうは広域に言わんばいかなですかね。

介護士も年間、月に1万円とか施設にぼんとやって、施設が対応すつとかな、賃金の問題は。ここで答弁、誰かできる。

介護士の処遇改善の問題で、これも国会で、今も答弁されて、今、石橋次長から、きちっと保育士の処遇改善の話が今あったやないですか。

そういうことで、介護士の処遇改善に対する何らかの、その答弁いただきますかっていう話です。

吉田忠典社会福祉課長

国松議員の質問にお答えする前に、1つ、成富議員のところの御質問中で、お答えの中で、私間違えて嘱託員の方の資格のほうを社会福祉士の方を、お持ちの方を採用する予定ということをお知らせしましたがけれども、社会福祉士ではなく介護福祉士の誤りでした。おわびして訂正申し上げます。

国松議員の御質問ですけれども、私どもよく、詳しく介護保険のほうの中身まではよくわかりませんが、処遇改善につきましては、これまで介護報酬の上乗せという形でされておりましたので、今回もそのようになるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。(発言する者あり)

吉田忠典社会福祉課長

介護報酬の上乗せとありますので、多分介護保険課のほうの介護事業の中で、保険給付の中で上乗せになるのではないかと考えております。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

内川隆則委員

今の話はね、介護も保育も一緒やけど、職種が決まるとるわけよ、特定に。だから、介護

士でも1万円上げるといっても、介護施設には5種類ぐらいの職種があるらしか。

これ経営者の人が言いよったけど、1万円上げてね、みんな平等に上げないかんっち。もう家内工業みたいなところやけんが、何ら仕事で分けて仕事はできんけん。そうすると、単純に言えばね、2,000円しか上げられんちゅうわけたい。

だから、保育所だってそういうふうにやったとしてもね、国から補助が来たとしても結果的にはそういうふうになってしまうわけよね。

だから、上げんよりか上げたがましぼってんがね、その程度にしかおさまらんていう、現場の実情がなってしまうということよ。

まあ、それはそれとして、補正予算のところでは私は言ったけど、また何回も何回も繰り返し繰り返し同じようなことがね、新年度予算でされるということについては、もう私は合点がいかんとぼってん。

今、先ほど詫間部長が言ったような結論がね、きょうの一番の結論というふうに私は受けとめる。

ちゅうのはね、20年ぐらい前に、私は担当の課長に職員ばふやされんかというふうな話をしたら、今から先、少子高齢化時代ですので、先行き不安ですのでふやされませんみたいな話やった、担当の課長さんが。それで、もうずっとその間来たけれども、いづみ園の園長おるかな。おって。五、六年前かな、七、八年前か。もう、いづみ園でてんやわんやしてね、もう園長先生は泣つかぶってからももうどうしようもなかごとなとったわけよね。

だから、もう、なんでんかんでん言うてしまうぼってんここで、篠原副市長にね、もうお願いして嘱託職員の処遇の問題についてちょっと相談したわけよ。

そうしたら、現状のようになつとるけれども、結局、今の条例でも市役所の、本庁内の嘱託職員でも保育園の嘱託職員でも賃金は一緒なわけよね。

だから、これ条例改正して保育所の嘱託職員の処遇改善はできんとかいち言うたら、条例改正せんでもそれはできますと。当時そういうふうな話やった。だから、やろうと思えばどんな方法だってあるわけよね。

だから、私は補正予算のとき言った、67名か66名ぐらいのね、条例定数欠員状態がずっと続いとっちゃんね。

だから、そういうものを含めて、何か解消する方法というのは、全面的にね、考えた上でやるべきじゃないかというふうに補正予算のとき言ったように、それが、先ほど詫間部長が言った答弁というふうに私は受けとめた。

だから、そのこと以前にね、振り向くような議論を積み重ねんでやってほしい。ぜひ、前向きにね、議論を重ねて、これが首長に届くような議論をしてほしいというふうに思う。た

だ、ここだけのね、井の中ばかき回すような議論じゃでけんと思う。

だから、何のために議会があるのか、何のために委員会があるのかというふうなことを、私はさっきからね、思いよったけど、そういうふうなことをね、前向きに考えてもらわんと議会は何したって、何回やったって同じことよ。

以上。

中川原豊志委員長

意見ということで、よろしいですか。

[発言する者なし]

暫時休憩します。

午後 3 時 42 分 休憩



午後 3 時 50 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き、質疑をお受けします。

国松敏昭委員

19ページの……。

中川原豊志委員長

児童福祉費関係の件でございましたら、お願いします。（「ああ、そういうこと」と呼ぶ者あり）12ページ後半から15ページの半ばまで。（「ああ、そりゃよかです。もうよかです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

では、引き続き、民生費、項3. 生活保護費、項5. 災害救助費までのところ、それから、保健衛生費、それから、款4. 衛生費まで含めたところでお願いします。

ページ数でいきますと、15ページ半ばから19ページの半ばまで。

国松敏昭委員

19ページですかね。ここに、主要説明書やったかな、これは、13ページ。

主要説明書、それも含めてお話しますが、予防接種の経費として事業費が2億2,760万円っ

てあります。それで、主要事項説明書にも書いてありますように、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法による定期予防接種を行うと、こういう目的で事業を始められるわけですが、ちょっと中身がわからないのでお尋ねしますが、本年度の予算と前年度と比較して、増減が227万2,000円減っているっちゅうかな。

それが1つと、それから、B型肝炎の件ですが、ワクチンの定期予防接種が、新たに昨年10月より始まって、状況はどのようになっているのか。

さらに、3点目お聞きしたいのは、0歳児対象となっている1歳、2歳の幼児及び接種漏れ者への予防接種費用、助成の予定はないのか。

この3点についてお尋ねをいたします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

最初の、予防接種事業費に係る予算額の減額についてでございますけれども、本年度行っておりました妊娠安心風しん予防接種、これは、妊娠中に風疹にかかることによって、風疹症候群の子供が生まれるのを防ぐという県の補助事業でございますけれども、これが平成28年度でもう終了になりまして、平成29年度は実施されないということ。

あとは平成28年度途中までと平成27年度の実績に応じた予防接種対象者数の減による予算額の減でございます。

それから、2点目の今年度10月から始まりましたB型肝炎の予防接種につきましては、これは、9月の補正予算で委託料をお願いしておりました。

844名の予定をしておりまして、まだ12月末までの接種者数しかわかりませんが、12月末時点で572名の接種ということで、67.8%の接種率でございます。

あと、1月から3月までございますので、かなりの高い予防接種率を期待しております。

10月から始まりまして、1968年4月1日生まれからにさかのぼりましたので、1968年4月生まれがきちんと接種が終えられるかっていうことがちょっと懸念されていたところではあるんですけども、4月生まれ、それから5月初め生まれにつきましては、電話等で対象者のほうに確認をとりましたところ、無事にB型肝炎予防接種を終えられているということでございました。

それから、すいません、3点目の質問がちょっとよく聞こえなかった、済みません。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

マイクを。

国松敏昭委員

0歳児対象となっていると思いますが1、2歳の幼児及び接種漏れの予防接種費用助成の

予定はないのですかと、こういう質問でございます。

意味わかりますか。0歳児は対象になっているんでしょう。（「B型肝炎についてですか」と呼ぶ者あり）そうそう。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

B型肝炎につきましては、生後1歳未満の子が対象となっておりますので、うちのほうで生後2カ月児のほやほや教室を実施いたしております、そのときに予防接種の説明と予防接種の予診票の配付をいたしております。

それで、今年度はちょっとまだ開始したばかりで、接種率ははっきりわかりませんが、先ほど申し上げましたように、今の時点でかなり高い接種率になっておりますので、漏れ者に関しましては、少ないものだと思っております。

あとは、受診勧奨につきましては、月に1回行っております育児相談ですとか、家庭訪問事業において、母子健康手帳の予防接種欄を必ず確認しておりますので、そこでお済みになっていない方につきましては受診勧奨を行っておりますので、もし、1歳を過ぎるまでに受けることができなかつた方についての費用の助成ということについては考えておりません。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

国松敏昭委員

そして、主要事項説明書の14ページになるんですが、これ、がん検診の受診率向上ということで、本年度予算が4,405万円。がん検診、前年度は4,800万5,000円。

目的には、がん検診の受診率向上のため、市民が受診しやすい環境整備を行い、がんの早期発見、それから、早期治療を目指すとありますが、この前年度、これは予算がなんで395万円減額されているのか、根拠を教えてくださいということ、今年度の実施方法と、新しい取り組みは何か考えられているのかと。

これは、事業内容6番目の、わかりやすいチラシ、ポスターを作成すると。このPRの方法、これ以外、また、この内容の詳細な流れを教えてください。

以上3点。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

がん検診事業の予算額の減額につきましては、歳出の説明のときに申し上げましたとおり、一番大きいのは委託料の減でございます、これは、現在乳がん検診を行っております、平成28年度当初の予算を組みましたときは、乳がん検診が診察プラス、マンモグラフィーというX線の検査で単価を組んでおりました。

それで、途中で国の指針が変わりまして、マンモグラフィーだけの乳がん検診とするって

いうふうになりましたので、今年度3月補正でも委託料の減額をお願いしておりましたとおり、来年度の予算につきましても、そのマンモグラフィーだけになったということで、実際には469万円程度の単価落ちで減額になっているところでございます。

それから、来年度の受診率向上のための新規事業ということでございますけれども、新規ではございませんけれども、一度の、複数のがんを組み合わせると同時にできる日、私たちはフルコースの日と呼んでおりますけれども、その日数をふやすとか、あと(5)の子宮がん検診の個別検診を広域化で実施するっていうのが新しい取り組みでございます。

これは、現在市内の医療機関でしか行っていなかった個別健診を佐賀県内、それから、久留米市、小郡市の産婦人科医院で受診できるようにしております。

また、それ以外の市の医療機関で子宮がん検診を受けられた場合につきましては、検診費用を償還払いするということが新しい取り組みでございます。

それから、3点目のポスターについてなんですけれども、以前のポスターにつきましては、あなたの健康のためとか、あなたの愛する方々のためにがん検診を受けようっていうふうなポスターとチラシを作成しておりました。

2年前ぐらいからは、健康のためということではなくって、お得ながん検診、がん検診を受けてお得感が出るようなコピーを使って、集団健診も無料になりましたし、これだけお得ですよっていうお得感を出したようなチラシとポスターをつかって、全戸配布、それから、関係機関への配布を行っているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

ありがとうございました。

佐賀県も女性のがん検診受診促進強化事業ucciゅうことで、健康増進課、県ですけどね、これは、ふえているのか減っているのかっていう、ちょっとその比較はできませんが、1,631万6,000円出ておるわけですよ。

それで、夫婦で検診キャンペーンの実施とか、そういういろんな啓発活動をされている県の事業に対して、本市はどのように今、思われているのか。これは、もちろん、県議会の当初の予算ですから、つかんであるのか知りませんが。

そういうことで、もう少し角度を変えた、そういう取り組みの中で、進められようと思われていると思うんですよ。そういうことでお聞きしたわけですが、何かそれに対する御意見がございましたら。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

特別に県のほうの事業と連携を組んでということではございませんけれども、同じよう

にうちのほうで行っているフルコースの日の検診っていうのは、男性も女性も1日で、御夫婦御一緒に、親子御一緒に受けられる検診の日となっております。

これは、市民の方にとっても好評でございます、希望される方がとても多うございます。全部予約制になって、1日に検診を受けられる人数が決まっておりますので、今予約をお断りすることが多い状況でございますので、来年は、今年度よりも5日間その日にちをふやして実施をするようにしております。

それで、県のほうの事業も、うちのほうの検診のときとかにもPRしつつ、うちのほうのフルコースにつきましても、広く市民の方に広報をして、たくさんの方に受診をしていただけるようにしていきたいと考えております。

国松敏昭委員

予算、大丈夫っっちゃうことね。結構です。

西依義規委員

済みません、その主要事項説明書の14ページの関連で、さっきもあったんですけど、事業費が4,400万円で、そのうち賃金が22万1,000円とか、こう分けてあるんですよ。これは、どういう……、この事業単体で22万1,000円かかる職員の方がいるっていう感じでいいんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

ここに上げております事業費のうちの賃金の22万1,000円は、がん検診当日に雇い上げている看護師とか事務員の方の賃金でございます。

西依義規委員

それは、例えば委託料、委託先は医師会か何かですか。そこが丸ごと委託じゃないんですけど、そこ、賃金は、看護師は別にして、それだけを委託するんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

がん検診の集団検診につきましては、入札になっておりますので、がんの種類ごとに委託をしている業者が違っております。

この賃金がついている職員につきましては、当日の受付でございますとか、あと、終わった後の入力、それから、要精密者が出た場合の要精密者が本当にきちんと受けられているかどうかのフォローをしていただいたりとか、そういう業務をしていただいております。

西依義規委員

ということは、委託内容としっかり仕事を分けられているっていうことですかね、わかりました。

中川原豊志委員長

ほか。（「今、質問どこまで」と呼ぶ者あり）

今、15ページの半ばから19ページの半ばまでになっておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、次に行きます。

19ページ後半から最後まで、款10. 教育費関連のところ質疑を受けたいと思います。

よろしくをお願いします。

樋口伸一郎委員

19ページをお願いします。

目4の幼稚園費のところですけど、説明欄の2段目の幼稚園就園奨励費補助金ですね。これ、条件等御説明いただいて、1,100人くらいでしたっけ、見込みが。

それで、ここの1,100人の、ここ数年の傾向を教えてくださいんですけど。今回は1,100人ということで。お願いします。平成26年度ぐらいからでいいです、よろしければ。新制度の前ぐらいからで。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

申しわけございませんが、平成27年度の分しか持ち合わせておりません。

平成27年度の実績になります。幼稚園に通われた園児数が1,236人で、このうち補助の対象となった園児数が1,124人でございました。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、ちなみに平成28年度の当初の見込み人数とかわからないですか。これ、実績っておっしゃったですね。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

実績に基づいて次年度予算を編成しておりますので、1,100人ということで予算額を出したところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ここの部分というのは、細かい数字はちょっとさておきまして、ここ数年で対象者が減少傾向にあるとか、増加傾向にあるっていう把握はなされてますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

幼稚園就園奨励費の対象となる園児さんということでは、ちょっと今持ち合わせておりませんが、園児の数からすると、幼稚園に通われている園児数、若干減り気味になっております。

と申しますのも、保育園のほうに預けたらという、要するに、働きに行きたい方がふえておりますので、その関係で、幼稚園のほうが若干減っていると思います。（「それは、認定こども園も含めてということ」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

この件は以上です。

ありがとうございます。

田中大介 こども育成課子育て支援係長

1点、補足をさせていただきます。幼稚園就園奨励費に関しましては、私立幼稚園に通われる児童の方の世帯に御支払いするものでございまして、認定こども園は対象外となります。

その関係で、布津原幼稚園が今該当から外れておりまして、来年度以降、カトリック幼稚園と神辺幼稚園が外れる予定でございますので、今後につきましては、確実に減少していくものと想定をしております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。（「19ページやろ」と呼ぶ者あり）

19ページ以降です。

樋口伸一郎委員

すいません、すぐ終わります。

これ、続きですけど、認定こども園、わかりました。わかったんですけど、だとしたら、これ、平成28年度実績ベースで1,100人って、多過ぎたりはしないんですか。移行率がふえてくるかなと思ったので。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

申しわけございません、説明が悪かったと思います。

当初予算を編成するのは平成28年10月末でございますので、この場合、前年度実績というのは、平成27年度の実施になります。（「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

20ページ、委託料。先ほどは説明で文化事業委託料の数字が少なくなっているのがよくわかりました。私がずっと指摘させていただいておった、いわゆる総計予算主義を前提とした見直しが行われたものと思います。7年ぐらいかかったですね。ありがとうございます。

ただ、あと1つ、その下のピアノコンクール委託料も、これは柴藤議員か誰かの質問の中でわかったんですけど、この350万円だけで事業をやっているわけじゃなかったと思うんです

よね。ですよね。総事業費はもっと大きかったでしょう。

だから、その歳入についてどうするのか。せっかくここまでやってあるんで、できれば平成29年度中の補正かなんかで、必要なやつを、歳入と歳出に上げれば済むわけですから。

まあ、歳入は最後でいいんでしょうけど、余り額が大きいから。

できれば、平成29年度に一緒にやられたらと思うんですが、いかがでしょうか。

それとも、350万円以内で事業をされるっていうことなんでしょうか。

以上です。

村山一成文化芸術振興課長

新年度予算といたしまして、ピアノコンクール委託料350万円をお願いいたしておるところでございます。

この委託料につきましては、コンクールの審査員を依頼し、また、会場を準備し、コンクール自体を運営するための経費としてお願いしているものでございます。

全体の実行委員会の経費といたしましては、ほかにピアノコンクールの1席入賞者の発表会を兼ねまして、オーケストラによるコンサートを11月に開催しております。

これについては、企業より協賛金をちょうだいしまして、市内の方を無料で招待してほしいという条件つきのもとに行っているところでございます。

そのほかに出場をされる方から雑入といたしまして、参加料等もいただいておりますが、これについては、参加者の方も結構全国方々からおいでになりまして、実際にコンクールに参加するに当たってのピアノでの練習する環境がないということで、以前から御要望いただいたところございまして、そういうピアノを借り上げたり、あるいは練習室を利用したりといった経費に充てるために、受益者の負担と申しますか、応分の負担をちょうだいしているところでございます。

現状のところ、委託料としては、先ほど申し上げたとおり350万円でコンクールの運営をさせていただきたいと考えておりますので、雑入等について歳入に計上するということは考えておりません。

成富牧男委員

要は350万円でこの事業をやりますということでもいいんですか。

今のさっきの説明やったら、そういうのも要るんじゃないですか。事業のために必要なお金じゃないんですか。いろいろ言われた、350万円以外のお金。総事業費は幾らかっていうことですよね。350万円で全て終わりますということであれば別に問題ないんですけど、先の話やったら、どうもそうじゃないみたい、その歳入はどこに行くんですか。

村山一成文化芸術振興課長

その他の雑入、企業協賛金につきましては、フッペル鳥栖ピアノコンクール実行委員会のほうで収入としております。

成富牧男委員

これ、委託でしょう。これ、同じなんですよ、性格的には。

さっきの文化事業協会に対する委託、ちょっと今回、私からすれば、ちゃんとやってたいただいたなと思って評価しているんですけど、これも同じなんですよね。

要は実行委員会が黙って取っていいんですか、お金を、っていう話なんです。実行委員会がとれる理由。

村山一成文化芸術振興課長

委託の部分につきましては、先ほど来説明しておりますとおり、繰り返しになりますが、コンクールの実施に当たる経費を委託しておりますということで、それが事業の範囲というふうに考えております。

成富牧男委員

要は、逆に言うと歳入をどうして実行委員会が自分ところの収入にできるんですかちゅう話なんです。

これは、委託っていうことは、鳥栖市が直接は文化振興課が主催しておられるわけでしょう。ということでしょう。ということになると、全くさっきの文化事業のやつと同じ性格なんですよね、ある意味。ああ、そうか。あれと一緒にしたらいかんね、収入ゼロんとで整理してもろとるから。

要は、歳入、全ての歳入は、収入は歳入に、そして全ての支出は歳出として両方上げなさいちゅう話ですよ。

これが、実行委員会が主催して、それこそ実行委員会に対する補助金やったらいいですよ、350万円補助金として出してあるのであれば。

それは、もうそこが、当然、主体は実行委員会だから、実行委員会が得た収入は実行委員会の懐でいいですよ。

ところがこれは、そうじゃないわけですよというところですけど、理解していただければ、今後せないかんねって思って、ちょっと検討せないかんかなあて思っていただければもうそれで終わりますけど、全然わからんて言われるならば、もう少し話ばせんといかんとはばってん。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 4 時20分休憩



午後 4 時22分開議

中川原豊志委員長

再開します。

村山一成文化芸術振興課長

ピアノコンクール事業につきましては、ピアノコンクールの実施につきましては350万円の委託料で、市と実行委員会とで実施しているところでございます。

そのほかに、受賞者の記念コンサート、3月に行います受賞記念コンサート、また11月に行います優勝者を含めたところでのオーケストラによるコンサート、これをまた別事業として実行委員会のほうで実施しているところでございます。

成富牧男委員

要は、このピアノコンクールは350万円でやっとなよと、いうことですね。

もうそれだけでよかったんですけどね、私は。はい、理解しました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

西依義規委員

同じ、19ページの市民文化会館運営審議会の審議されている大体の概要と、何か大ホールは減免がないんですよね。その理由を教えてください。

村山一成文化芸術振興課長

まず、市民文化会館運営審議会の審議内容についてでございます。これまでの審議会の内容等を把握している部分について申し上げますと、条例改正であったり料金改定であったり、そういったときに諮問を受けて、それについて審議をしていただくというふうな経過がございます。

通常の場合ですと、2年1期の委員でございますので、2年に一度委員の改正、それから役員決定、また通常の場合ですと、実際の市民文化会館の利用状況、使用料収入の推移、また事業の実施状況、これは文化事業協会に委託した事業、また市民文化祭、あるいはフッペル鳥栖ピアノコンクールといった文化会館を会場にいたしまして行うような事業についての御報告をいたしまして、それぞれ意見を委員のほうから頂戴しているものでござい

ます。

また、大ホールの減免規定でございますが、現在、市民文化会館として小ホール、大ホールでございますが、小ホールのほうにだけ減免規定がございます。

これは、以前、中央公民館でございました経緯で、公民館、今まちづくり推進センターになっておりますが、そういった施設と足並みをそろえる形で小ホール側にだけ減免規定があったものというふうに解釈をしております。

以上です。

西依義規委員

じゃあ、できた当初の大ホールに減免をしない理由は何ですか。(発言する者あり) そういう意味で、いや、僕が言いたいのは、いろんな、もちろん当初の建てたときの理想と現実と、今使われているいろいろな状態を考えて、この審議会とかでたまに検討をされているのであれば、僕は全然問題ないと思うんですけど。

じゃなくて、これはもう減免しないんだっていう、条例で決まっているからではいけないかなと思うので、当初の、じゃ減免しないと決まった理由が、僕が納得いくんであればもうそれがそれでいいです。

中川原豊志委員長

どなたか答弁できますか。

休憩します。

午後 4 時20分休憩



午後 4 時22分開議

中川原豊志委員長

再開します。

村山一成文化芸術振興課長

御質問にお答えをいたします。

文化会館の開館当初にございました周辺の文化ホール等を参考に大ホールのほうは減免をしないという規定になっておるものと考えております。

西依義規委員

じゃあ、審議会のほうにも要望なんですけど、そういった近隣自治体に、今のまたあれから立って、30年とかなっているんで、そういった条例も見渡して一回検討してみるべきかなと思います。

もう1ついいですか。21ページの定住・交流センター費の、ここには給料が発生しないんで職員の方がいらっしゃらないってことでいいんでいいんですかね。

嘱託職員の方々がいらっしゃって、なぜここにはいらっしゃらないのか。

村山一成文化芸術振興課長

定住・交流センターの職員体制といたしましては、嘱託職員7名と市職員4名を配置しております。

その4名分の給与に関しましては、目6の文化振興費の給料以下共済費までのほうに計上させていただいております。

西依義規委員

という、ここでは9名とおっしゃったんで、文化会館に5名とサンメッセのほうに4名いらっしゃるといことですか。

村山一成文化芸術振興課長

サンメッセのほうに4名で文化会館は6名でございますけれども、現在、久留米市より派遣職員を1名受け入れておりますので、鳥栖市の職員といたしましては、文化会館は5名でございます。

西依義規委員

いや、項目が分けてあるんですけど、これは定住・交流センターのいろんな運営とかお仕事等をされているのはこの賃金の方々だけっていうふうに見られませんか。そうではないんですね。

わかりました。

中川原豊志委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、ございますか。

成富牧男委員

21ページの定住・交流センター費に施設管理運営委託料というのがありますよね。それから、文化会館のほうにもそのたぐいの業務委託料、20ページにありますね。

これって、大体似たような業務なんですとか、基本的に。

そして、これはそれぞれの受託、これを受けている事業者さんは別々なんですか。それとも一部重なっているとか、そこら辺。

何々業務はこれって幾つか分かれると、いわゆる舞台の関係の業務とかもあると思いますが、そういうのも含めて、私の趣旨はなるべく事業者さんが複数おられるのであればなるべく、それぞれに事業者さんを決めたほうがいいんじゃないかという趣旨で聞いております。

そうでなかったら、それで結構だっちゅう話ですよ。別々であればもうそれで結構だっちゅう話。

村山一成文化芸術振興課長

市民文化会館の管理業務等委託料とそれから定住・交流センターの管理運営委託料でございますけれども、大体ビル関係の管理でございますので、同じような業務を委託しております。

例えて申しますと、両方ともホールを持っていますので舞台運営の業務委託料、それから日常の清掃、害虫駆除等を行うための委託料、あと空調機、消防施設の点検、それからホールにございますつり物の点検などなど、同じものもございますし、若干違う部分もございます。

ですから、それぞれに契約を行いますので、入札等によりまして業者が同じになる場合もありますし、違う場合もございます。

ずっと見たところで、重なる部分っていうのは舞台の運営の業務委託料については同じ業者が現在行っております。

あと、ピアノの点検業務っていうのがございますが、これもメーカーが指定されますので、同じところが行っているところでございます。

成富牧男委員

舞台運営委託料っていうやつですよ。

それで、これは入札等っていわれたかな。これも入札されているんですか、随契じゃなくて。

随契であれば、随契の適用条項っていうか、お願いします。随契の理由ですね。

村山一成文化芸術振興課長

すいません、舞台運営の業務委託については随意契約、2号随契で行っております。

この理由につきましては、従前から舞台関係の装置の操作等になれてありますのと、長年委託をいたしておりますので利用者からの打ち合わせであったり、舞台設営であったり、そういったところでの信頼が厚いということで、そういった意味合いでの随意契約になっております。

成富牧男委員

2号随契ってどういう場合か、ちょっと一緒に、わざわざ2回に分けんでも、それも含め

て言っていたかかったんですが。

2号随契のどういう場合かを、2号随契をそのまま読み上げていただいてもいいけど。これがそれに当たるって、さっき言ったことに当たるって。

林康司文化芸出振興課文化芸術振興係長

随意契約の2号、第2号の場合ですけれども、その性質、または目的が競争入札に適さないときとなっております。

内容といたしましては、不動産の買入れ、借り入れ契約。物品製造等のための物品売り払い契約。契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき。特殊な技術が必要とするとき。特許を持つ業者との契約。設備施設等で設置業者しか保守点検や維持管理ができないとき。契約の目的と合致した広域の特殊法人との契約。工事の管理業務がございます。

以上です。

成富牧男委員

2号随契っていうところを読み上げていただきましたけど、厳密に言うところの舞台運営が——その前に聞きたいのは、例えば登録してあるのは、業者登録してあるのは1件だけですか、ここだけですか。

村山一成文化芸術振興課長

契約をいたしております当該業者については指名願いを出してあるっていうのは承知しておりますが、「それは、指名願い出さなされん」と呼ぶ者あり）そのほかの業者があったかどうかについては、すいません、今ちょっと承知をしておりません。

成富牧男委員

わかりました、現時点ではわからないということですが、私はいろいろさっき言われた理由はそれなりに理解します。

理解しますけど、だから2号随契でできるということは必ずしも言えないんじゃないかというふうに、そういう意見だけ申し上げておきます。

中川原豊志委員長

ほか、いいですか。

成富牧男委員

最後のページで質問を。スタジアムの関係です。鳥栖スタジアムの条例の中には、鳥栖スタジアムの北部グラウンドの、グラウンドの使用もそこに含まれるわけですけど、今、もう基本的に、何かサガン鳥栖の練習場みたいになっているんじゃないかなあと、私は思っているんですね。

それで、まず実績ですけど、いわゆるアマチュアスポーツなんかも使えるように書いてありますね、アマチュアスポーツに使用する場合はこうだと。小中学生、1面1時間当たり530円とかそういうのがあって、当然、あそこは小学生も、小中学生も一般も使えるようになっているわけですけど、これまでの、少しさかのぼってわかれば3年前ぐらいからでいいんですけど、わかるところからの利用状況を教えてください。

古賀達也スポーツ振興課長

北部グラウンドの一般利用、サガン鳥栖以外で使われている分につきましては、平成26年度が8回、平成27年度が2回、現時点で平成28年度は2回というふうに聞いております。

以上でございます。

成富牧男委員

8回から2回に急に減っているんですけど、これ2回ってというのは別々ですか、それとも同じ。差し支えなかったら団体名もお願いしたいんですけど、差し支えがあれば小学生のとか中学生とか、一般のとかそういう形でもいいです。別々の方なのか。

古賀達也スポーツ振興課長

平成27年度と28年度、2回でございますけれども、同じく1回が市のサッカー協会のほうで、中学生の大会を実施されております。

もう1つが民間のクラブでございます、市内の民間クラブで練習試合をされているというところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

私がこれ、前々から気になっていたのと、今回、一般質問で、これは野球場の話でしたから直接、いや、それはあんまり無理ばいってという話に思われているかもしれませんが、それにしても、例えば多目的にするとかいうやり方あるわけですから。

とにかく、この2回しか使ってない、しかもサッカーでしょう、両方とも。ここはサッカーしか使えないわけやないですよ。

古賀達也スポーツ振興課長

設備的にはサッカーが主になるかと思えますけれども、そのほかでございましたらグラウンドゴルフ等はできるかというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

この条例、規則を見る限りは、余り、今の状態だから芝生をめちゃくちゃ痛めるようなやつはあれでしょうけど、使えないようにはなっていません。

それで、例えばよく聞く、私もう直感的に思ったのは、弥生が丘小学校はあそこで運動会しよるわけじゃなかろう。弥生が丘小学校がほんな隣にあるやないですか、その運動会なんかも使えるんじゃないかなと思うし、もう少しいろいろあそこ利用できるんじゃないかなと。

やはり、ひさしを貸して母屋を取られるようなことになってはならないと思うんですよ、あそこは全体、市民の財産だから。

サガン鳥栖に盾突きよるわけやないですよ。サガン鳥栖のものじゃないですよね。

かなりあそこ、ああいうクラブ舎をつくるときも、議論は多分総務委員会なんかであつてと思うんですけど、ですから、そこんところたった2回っちゅうのはやはりPRが足りんっちゃない。今、どうなんですか、最初にサガン鳥栖が押さえたあとを、ここやったら借りられ……、どういう状態なんですか、借りる場合。

古賀達也スポーツ振興課長

主に、北部グラウンド含めましてサッカーを中心に利用がございまして、スタジアム、それから北部グラウンド、それから陸上競技場でサッカーの大会等を行います。

それで、基本は、天然芝でございまして、作業的に使用がなかなかできない期間もございましてけれども、基本サガン鳥栖のホームゲーム、練習等含めたところを勘案しながら空いているところで一般の利用等を行っているところでございまして。

そうしますと、スタジアムも当然、ホームゲーム等のときには使いませんが、そうでないときには一般の大会であったり、グラウンドゴルフ、ラグビーの大会等を実施しております。

それで、陸上競技場でも同じような形で大会等を実施されております。

北部グラウンドにつきましても、もう当然、サガン鳥栖の練習等もございまして、あいているときに一般利用等には調整はしているところでございましてけれども、サッカー等での芝のグラウンドでの調整については、現時点では調整が困難であったというような話は聞いていないところでございまして。

以上でございます。

成富牧男委員

もうあそこまで、鳥栖市があそこに、そういう利用の仕方をしていいですよってサガン鳥栖に言っているわけですから、市民と全く同じように条件つけて調整しろとかいうことまでは言いませんけどね。とにかく市民が使えるんだと、みんなも使えるんだっていうことをもうちょっと外に向かって言っていただくべきだと私は思います。

そうしないと、片一方でそれこそ場所がないとか、校庭が狭いと。運動会ときは大変だとかいう話もよく聞くやないですか。

そういうことも、公的な機関が使うことも含めて、もう少し活用できるようにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。これで終わりますけど。

古賀達也スポーツ振興課長

確かに、一般の利用が少ないという現状でございます。

いろんな競技ですね、先ほど申し上げましたサッカーとか、グランドゴルフとか、いろんな場所で使用が可能です。特に、天然芝のサッカー場を県内で持っている自治体というのも佐賀市と鳥栖市ぐらいかなと思います。

そうした関係では、通常子供たち、中学生の大会とかであれば中学校のグラウンド、土のグラウンドでなされたりしております。グランドゴルフとかも都市広場であったり、土の所でなされたり、小中学校でなされたりしているところがございます。

そうした関係で、一応、北部グラウンドにつきましても一定の使用料等がかかってまいりますので、そういう学校の施設等であれば使用料が発生しないというような状況もあるかとは思いますが、できる限り市の施設として利用促進には努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

使用料も、さっき言ったとおりめちゃくちゃな金額じゃありませんので、もう子供なんか特に、大人でも喜ぶでしょうけど、あんな天然芝の上でね、ふわふわするところで競技なんかできたら大喜びじゃないかと思います。

以上です。

西依義規委員

最終24ページの、工事請負費の市民プールっておっしゃったんですけど、来年度の工事費は幾ら、この362万円の中の幾らかということですか。

古賀達也スポーツ振興課長

市民プールにつきましては、毎年営繕工事費で計上させていただいております。

平成29年度につきましては、営繕工事費362万円のうち、市民プール関係では、塗装関係とプールサイドの床補修で242万円を予定いたしております。

以上でございます。

西依義規委員

これは、毎年これぐらいがかかっていくってということですか。来年だけということ。

古賀達也スポーツ振興課長

ここ数年、塗装と床補修の工事費といたしまして大体二百四、五十万円かかっているとこ

ろでございます。

今後につきましては、状態にもよりますけれども、これぐらいの金額がかかるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

その上の、11番需用費の修繕料で1,000万円計上されていますけど、主な支出先はもう決まっているんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

修繕料につきましては、毎年1,000万円予算化をお願いしているところでございます。

これにつきましては、緊急的に修繕が必要になった箇所について行っておりまして、支出先があらかじめ、この場所の修繕が必要だというところで予算化しているものではなくて、枠として毎年1,000万円予算化をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

いや、普通だったら全部チェックして、この体育館のこことか、いろいろ出して、それが積み上がって、やっぱ来年度は3,000万円いります、だけど、結果1,000万円ならわかるんですけど、その1,000万円の範囲内であってということが、それ以上は要求はされないんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

例年、その修繕につきましては、例えばトイレの弁が壊れたので急遽修繕が必要であるとか、例えば会議室、体育館の会議室のエアコンが壊れたのでそれを修繕とかそういう、あと防球ネットの一部が破損したのでそれをかえるであったりとか、そういう部分の緊急的にやってみますので、できる範囲の中で修繕を行っているところでございます。

それで、具体的には、当然、大規模な改修、営繕ってなると工事請負費で年次計画的に計上をさせていただいているところでございまして、修繕については、あくまで毎年これぐらいの修繕がかかっているので、予算化については毎年大体1,000万円を予算化させていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

ありがとうございます。

じゃあ、もうここでしか言えないんで、もう1つ、樋口議員が一般質問でグラウンドのことを、ほかの議員さんも言ってらっしゃったんですけど、例えば照明設備、中学校のグラウンドとかをすることによって、利用時間も広がるし、新たにグラウンドを立てる必要もないと

思うんですけど、何かそういうことをこう、今のグラウンド不足について何らか、課で検討とか対応をされたことってあるんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

当然、グラウンドの日程調整について、非常に苦勞しているということは認識いたしております。

そういった観点で、基里中学校につきまして、学校行事、部活動に支障がない範囲で野球について使用ができるようお願いをしているところでございます。

議員御案内のように、田代小学校と麓小学校には夜間照明をつけまして、夜間につきましては一般的な利用をしていただいているところでございます。

ただ、近所に住宅があつたりとか、田んぼがあつたりとかいうところで夜間照明につきましても、例えば基里中学校、周り結構田んぼがございますので、日照とかの問題、あと害虫が寄ってくるとかいう問題もありますので、実際そういう形で夜間照明つけて大人の方たちの野球をする場所の確保というの、課内では——正式ではないんですけど——話はしたことはございます。

ただ、課題としては、先ほど申し上げましたような日照の問題とか害虫の問題とか、そういう部分も発生するのではなかろうかというところでございます。

ただ、体育施設が不足しているという認識は持っておりますので、これで充足しているというようなことではなくて、いろんな形で検討はしていく必要があるということは思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

24ページをお願いします。

ちょっと、さっきの西依議員の市民プールの件とちょっと関連ですけど、まず目3の体育施設費の節7賃金のところから、ちょっと教えていただきたいんですけど、体育施設の21名分。

市民プールの臨時職員も入っていたんですけど、この体育施設の21名分と臨時職員4名分の内訳を合計でいいんで教えていただけますか。4名分でしたよね、この市民プールのところは。間違っていますか。

古賀達也スポーツ振興課長

体育施設の嘱託職員につきましては、約総額3,762万円でございます。

それで、市民プールの臨時職員につきましては、7月、8月ですので臨時職員になりますけれども、約183万円でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これは臨時と嘱託で違うんでしょうけど、7、8月ということで、余り額面上は時間ベースとかにしたらあんま変わらないのですか。やっぱり少し違いますか。

古賀達也スポーツ振興課長

本市の嘱託職員につきましては、臨時職員の日額賃金をベースで月額給を算定しておりますので、基本的な基準につきましては日額7,110円になるかというふうに思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら次に行きます。同じ市民プール関連ですけど、先ほどの営繕工事費のところについてなんですけど、これ、もともとは健康長寿用のプールがあったころは、もう改修がほぼ不可能に近づいてきたからそうした取り組みが出てきたかっていうふうに認識しているんです。

でもこれ、今度平成29年度ではこの予算を組まれて、先ほど御説明、御答弁されたように塗装であったり、ほかのことをされていくかと思うんですけど、これどの状態で、もうここから先は使えない、例えば平成30年度から使えないというのがわかってくるのかなっていうのをちょっと疑問に感じたんで教えていただけますか。

古賀達也スポーツ振興課長

例年、市民プールにつきましては7月の開設に向けまして、新年度に入りまして施設の点検等行っております。

そういった中で、プール槽の塗装ですね、塗装するに当たりましては一回塗装を剥がして、研磨をかけて、それから塗装するというので、当然、研磨をかけるとその金属の肉厚と言いますか、それが大分薄くなっているんで、これ以上削ったらもう穴があいてしまうような状態ではないかというところでございます。

そういう必要性がなければ、当然、使用できますので、そういった形では、できる限り市民プールについては利用できるような形で施設の点検を行いながら、利用できるような形で管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

今の御答弁では、実際研磨作業に入った後にぼこってほげてから改めて確定するっていう

感じですか。

それとも、当初でたったってということは、夏、使用できるイメージが持たれがちじゃないですか。でも、実際研磨して、ほげたら使用できないという流れになる御答弁なのか、それとも当初がたつということは、もう前年度そういう状況であった。だけど、今回は使えるっていう前提で当初がたっているのかっていうところなんですけど。

古賀達也スポーツ振興課長

市民プールにつきましては、一応7月、8月に開設いたしまして、その後は、通常水を張った状態で管理をいたしております。

現実的には、使う前に点検をしますので、その中で使えるかどうかということが判明するかと思っています。

また、プール槽は先ほど申し上げましたけれども、そのあとに循環器、水を循環するやつとか、ろ過機とかいう部分も非常に老朽化していますので、いつ崩れるかどうかというのは、ちょっとわからないところがございますので、そういう設備が壊れれば、それにつないでいる、例えばちびっこプールだけ使用ができなくなるとか、変形プールだけ使用できなくなるとかいうケースは出てくるかというふうに思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

最後です。

ありがとうございます。

ということは、これ仮定ですけど、例えば、営繕工事費でそれをやっていて、夏を迎える前にその幼児プールだけはちょっと限界やから、ここは立入禁止で使おうっていう措置が出てくるのかなと思ったんですけど、そうした場合は、そこにかけた当初予算の費用っていうのは、1回は無駄なお金が出てくるということになっとですか。

夏、使用できないけれども、営繕工事費としてはかけて、改修をやった上で、この部分に関しては使えませんという判断がなされたときには、もうそこにかかった分というのは無駄になっちゃうんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

施設を点検して不具合があれば、その部分について営繕工事は実施しないことになるかと思しますので、必要な部分だけの営繕工事になるかというふうに思います。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

国松敏昭委員

24ページの、公有財産購入費のスタジアム駐車場用地購入費が、第4駐車場を、これ土地開発公社の所有でしょう。

それで、今後この推移はどんなふうにして、最終的には有効利用しなくちゃいかんでしょうけど、その辺の推移と今後の購入財産後の考え方について。これ、何億円かな。

古賀達也スポーツ振興課長

すいません、御質問のスタジアム駐車場用地購入費でございます。

主要事項説明書の44ページをお願いいたします。

こちらに、スタジアム第4駐車場の用地購入費といたしまして2億円を計上させていただいております。

これにつきましては、対象面積が約1万2,000平米ございまして、毎年2億円で買い戻しできる面積が約2,339平米、概算をお願いいたしております。

現時点、平成28年度時点で、合計で7,024.85㎡取得いたしまして、取得率としては約58%となっているところでございます。

これにつきましては、開発公社から計画的に購入するというところで、毎年2億円を計上いたしまして購入しているところでございまして、あと数年で第4駐車場の用地購入が終了する予定でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、平成29年度一般会計予算案の健康福祉みらい部関係の議案についての質疑は終わります。



中川原豊志委員長

本日の委員会はこの程度でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

では、市民環境部関係の議案につきましては、あす以降に行いたいと思っておりますのでよろし

くお願いします。

では、以上をもちまして本日の委員会は散会いたします。

午後 5 時 3 分散会

平成29年 3 月 17 日（金）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原信

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 天野 昭子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 下川 有美

市民課長 徳淵 悦子

市民課整備係長 原 隆士

市民課市民係長 大石 昌平

国保年金課長 吉田 秀利

国保年金課長補佐兼健康保険係長 古賀 友子

国保年金課年金保険係長 山内 一哲

税務課長 青木 博美

税務課長補佐兼固定資産税係長 佐々木利博

税務課管理収納係長 豊増 裕規

税務課市民税係長 榎 浩喜

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 榎原 聖二

環境対策課長補佐兼環境対策推進係長 竹下徹

環境対策課担当係長 野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

市民環境部関係議案審査

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第9号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第2号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 1 時58分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。



中川原豊志委員長

本日は、市民環境部関係の議案の審査となっております。

審査に入ります前に、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けいたします。

橋本有功市民環境部長

皆さん、こんにちは。本日、委員会で御審議いただきます乙議案 3 件、甲議案 1 件につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、議案乙第 8 号 平成29年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係分につきましては、歳入127億4,753万7,000円、歳出32億9,285万6,000円となっております。一般会計予算総額232億9,835万円に占めます市民環境部関係歳出予算の割合は14.1%となっております。

次に、議案乙第 9 号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入、歳出とも86億3,273万円となっております、前年度比0.6%の増となっております。

次に、議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入、歳出とも 7 億8,038万3,000円となっており、前年度比0.9%の減となっております。

次に、甲議案、第 2 号鳥栖市税条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の10%引き上げ時期の延伸に伴いまして、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、法人市民税の法人割税率の引き下げ及び自動車取得税の廃止とともに、新たなる軽自動車税環境性能割の創設を行うもの、また環境性能を有する軽自動車に対するグリーン化特例を 1 年延長するものでございます。

なお、詳細につきましては関係課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



市民環境部

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

中川原豊志委員長

では、これより市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係議案は、部長からありましたけれども、議案乙第8号から10号及び議案甲第2号の4議案です。それでは、議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

なお、御手元にお配りしております厚生常任委員会資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員会資料1ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款1. 市税、項1. 市民税、目1. 個人、節1. 現年度課税分につきましては、東日本大震災からの復興に関連します地方税の臨時特例に関する法律の施行によりまして、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割の標準税率に500円が加算されます。今回、その増額分、また、納税義務者の増を見込みまして計上いたしております。

節2. 滞納繰越分につきましては、後ほど一括して説明をさせていただきたいと思っております。

次に、目2. 法人、節1. 現年課税分につきましては、平成27年度の実績及び業績から推定した額を計上しております。

次に、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分につきましては、土地の評価見直しによる税収減を見込んでおります。

家屋及び償却資産につきましては、平成28年度の実績などから推計した額を計上いたしております。

目2. 国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込み額を計上いたしております。

項3. 軽自動車税、目1. 軽自動車、節1. 現年課税分につきましては、平成28年度の実

績から税収増を見込んで計上いたしております。

2 ページをお願いいたします。

項4. 市たばこ税、目1. 市たばこ税、節1. 現年課税分につきましては、平成28年度の収入状況をもとに推計いたしました額を計上いたしております。

次に、項5. 都市計画税、目1. 都市計画税、節1. 現年課税分につきましては、固定資産税額からの見込み額を計上いたしております。

次に、項6. 入湯税、目1. 入湯税につきましては、平成28年度の実績から推計した額を計上いたしております。

2の滞納繰越分につきましては、平成28年度の実績から見込み計上をいたしております。

主なものといたしましては、市民税個人分、固定資産税及び軽自動車税、都市計画税を見込んでおります。

なお、平成28年度分、3月補正予算審議の中で、滞納繰越歳入予算の減額補正の説明及び質疑におきまして、説明内容に十分でない部分がありましたので、ここで滞納繰越予算につきまして御説明申し上げます。

まず、滞納繰越分につきましては、市税の過年度分の収入未済額及び現年度分の収入未済額それぞれの見込み額を合計した額に過去の滞納繰越分の収入実績をもとに見込んだ徴収率を乗じて得た額を計上しております。

このため、滞納繰越予算につきましては、見込み額と実際の決算による滞納繰越額の増減や、年度内の収納状況によりまして、予算の補正が出てまいります。

平成28年度分の固定資産税の滞納繰越分につきましては、平成28年度予算編成時点の平成27年10月時点において、過年度分といたしまして、平成26年度までの収入未済額として見込まれる額、1億6,400万円と、現年度分、平成27年度分ですが、収入未済額として見込まれる額7,200万円の合計である2億3,600万円に、過去3年間平均の徴収率27%を乗じまして、6,500万円を計上いたしております。

しかしながら、平成27年度現年度の収入未済額が7,200万円から4,200万円に減少しましたことから、最終的な平成28年度の滞納繰越調定額が2億600万円となり、また、徴収率が約20%程度になるという見込みから、4,100万円を決算見込みとしたところでございます。

なお、御指摘のありました減額補正の時期に関しましては、予算計上に対して大きな見込みの違いが生じるような場合には、適切な時期に対応することが必要であり、常に歳入への影響を考慮しながら検討すべきものと考えておりますので、年度末に限らず、市税全体の収入状況を把握し適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センター使用料を計上しております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その下になります。目3. 衛生使用料、節2. 環境衛生使用料につきましては、市外居住者の斎場使用料でございまして、1件7万5,000円の前年度と同じ24件分を計上しております。

以上です。

徳淵悦子市民課長

歳入3ページをお願いいたします。款14. 使用料及び手数料、項2. 手数料、目1. 総務手数料、節1. 総務管理手数料の主なものとして、印鑑証明等の発行に係る手数料の収入見込み額を計上しております。

以上です。

青木博美税務課長

同じく節2. 徴税手数料といたしまして、税務関係証明手数料の見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

徳淵悦子市民課長

すぐ下の行、節3. 戸籍住民基本台帳手数料の主なものとして、戸籍証明や住民票証明の発行に係る手数料の収入見込み額を計上しております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その下になります。目2. 衛生手数料、節2. 環境衛生手数料につきましては、新規の犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済み票交付手数料でございまして、

同じく、節3. 清掃手数料のうち主なものは、指定ごみ袋の販売収入でありますごみ処理手数料で、前年同額を計上しております。

また、その下になります廃棄物処理依頼手数料は、一時多量排出ごみに対する2トン車1台による臨時収集の手数料と動物死骸持ち込みの処理手数料でございまして、

以上です。

徳淵悦子市民課長

4ページをお願いいたします。款15. 国庫支出金、項3. 委託金、目1. 総務費委託金、節2. 戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、外国人の住民異動等の事務に係る国から

の中長期在留者住居地届出等の事務委託金を計上しております。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

その下、目2. 民生費委託金、節2. 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、市が国民年金の資格の取得や喪失等の事務を国から法定受託事務として委託されておりますことから、これらの事務処理に要する人件費や物件費などの経費につきまして交付されるものでございます。

そして、その下、款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその4分の3を負担するものでございます。

以上です。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

その下、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金につきましては、市民協働推進課内に設置しております消費生活相談員2名中1名分の人件費相当額及び研修費等の助成を受ける消費者行政推進事業費補助金を計上いたしております。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その下になります。目3. 衛生費県補助金、節2. 清掃費県補助金の不法投棄防止対策等支援事業費補助金につきましては、市町村が実施する不法投棄物撤去事業や啓発事業に対する県補助金で、監視カメラ借上料や不法投棄警告看板購入費、不法投棄物の処理費用などが対象となっております。佐賀県産業廃棄物税を活用した支援事業で、平成29年度から上限が125万円までとなっております。補助率は10分の10でございます。

以上です。

青木博美税務課長

その下でございます。項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節2. 徴収費委託金につきましては、県民税徴収委託金として計上いたしました。

以上でございます。

徳淵悦子市民課長

すぐ下の行、節3. 戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、人口動態調査に係る県からの事務委託費を計上しております。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

5ページをお願いいたします。款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入につきましては、鳥栖市轟木町にあります旧不燃物処理場跡地の有限会社鳥栖環境開発総合センターへの貸し付けに係る貸付料でございます。

面積は4,731.45平米ということになっております。

青木博美税務課長

その2つ下でございます。款21. 諸収入、項1. 延滞金加算金及び過料、目1. 延滞金につきましては、見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

その下、項4. 受託事業収入の後期高齢者健康診査事業委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る人件費や物件費などの費用につきまして広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次のページ、6ページをお願いいたします。項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のシンポジウム助成金につきましては、市民協働活性化シンポジウム等の開催に対しまして、一般財団法人自治総合センターから助成を受けるものでございます。事業内容につきましては、歳出のなかで御説明を申し上げます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

その下でございます。県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、広域連合の派遣職員1名分の人件費相当分が広域連合から交付されるものでございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その下になります。指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋への広告掲載料でございます。1枠20万円の4社分を計上しております。

また、その下になります。鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣しております職員の人件費相当分を組合側から受け入れるもので、所要の額を計上しております。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

その下、款22. 市債、項1. 市債、目1. 総務債、節1. 総務管理債につきましては、旭

まちづくり推進センター改修事業に伴う起債でございます。

以上、市民環境部関係の一般会計歳入に関する説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

委員会資料7ページをお願いいたします。款2. 総務費、項1. 総務管理費、目10. 市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節8. 報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会、男女共同参画懇話会の委員謝金、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金などがございます。

節9. 旅費の主なものにつきましては、友好交流都市でありますドイツ連邦共和国ツァイツ市から本年6月に同市で開催されますツァイツ市1,050年祭へ招待を受けたことから、公式訪問団を派遣するものでございます。また、7月から8月にかけて、鳥栖市の中高生をドイツツァイツ市へ派遣するものでございます。

ツァイツ市1050年祭の公式訪問につきましては、予算説明関係資料の主要事項、平成29年度当初予算主要事項説明書の5ページをごらんいただきますようお願いいたします。

平成24年に本市と友好交流都市となりましたドイツ連邦共和国ツァイツ市からツァイツ市1050年祭の招待を受けましたので、今回、公式訪問団の派遣を考えております。

日本文化の紹介ですとか、日本庭園の管理についての協力を行いまして親交を深めたいと考えておるところでございます。

派遣期間につきましては、本年6月7日から6月13日までの7日間を予定しておりまして、派遣いたします団員といたしましては、副市長及び鳥栖市文化連盟の会員の方、鳥栖市緑化協力会の会員の方など12名を予定しているところでございます。

それでは、再度委員会資料7ページをお願いいたします。

続きまして、節13. 委託料の主なものにつきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料及び市民協働活性化シンポジウム事業委託料でございます。

市民協働活性化シンポジウムにつきましては、たびたび申しわけございませんけれども、先ほどの主要事項説明書の6ページをごらんいただきますでしょうか。

この市民活動活性化シンポジウム事業につきましては、市民活動、地域活動の取り組みや市民協働について改めて考える機会として、市民、市民活動団体、行政がともに学び、ともに考え、市民協働のまちづくりを進めるために研修会、パネルディスカッションなどの開催を予定いたしております。開催時期といたしましては、本年の9月から12月を予定しているところでございます。

市民協働研修会、市民活動活性化シンポジウム、市民活動団体の活動報告会の開催につき

まして計画をしておりますけれども、その財源につきましては、こちらの資料の中で、財源内訳のその他というところに200万円を計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、一般社団法人自治総合センターのシンポジウム助成事業の活用を予定しているところでございます。

再度、委員会資料の7ページをお願いいたします。

節18. 備品購入費の主なものにつきましては、消費生活に関する書籍等の購入費でございます。

次のページをお願いいたします。節19. 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内76町区に対します自治会活動費補助金及びまちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次に、その下でございますけれども、目11. まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。まちづくり推進センター費のうち、旭まちづくり推進センターの改修事業につきましては、厚生常任委員会参考資料により御説明をさせていただきます。御参照いただけますでしょうか。

こちらの資料でございます。「A4の縦の」と呼ぶ者あり）まず、1ページをお願いいたします。

まず、改修の目的といたしましては、施設の経年劣化への対応及び利便性の向上を図ることを目的といたしております。

次に、改修の主な内容でございますが、屋根外壁の改修、連絡通路の整備、屋内の改修がでございます。

この参考資料の2ページをごらんいただけますでしょうか。

今回の改修事業によります増築及び屋内の改修箇所を図面に落とししたものでございます。

図面の上のほうは1階なっております、左のほうは西館、右手のほうは東館となります。

左下のほうにございますのが、西館の2階というふうなレイアウトになってございます。また、右下のほうに今回の改修事業の基本的な考え方を記載をいたしております。まず、西館と東館をつなぐ連絡通路の整備でございます。図面の上のほうの中央部あたりでございますけれども、こちらが連絡通路、今回の増築で新しくつくる予定といたしているところでございます。

次に、東館の右手にあります集会場1、ステージの左側、集会所1という記載がございます。現在、畳敷きとなっておりますけれども、こちらにつきましては、この廊下の部分を含めまして、こちらを板張りの集会所として改修をすることといたしております、現在、東側

の2階にあります集会所の機能を1階のほうに移すということで、より利便性の向上につながるのではないかと考えているところでございます。

次に、先ほど御説明いたしました連絡通路の増築にあわせまして、多目的トイレと女性用のトイレを増築するようにはいたしております。

また、防災面での整備といたしましては、連絡通路の、ちょっと右側あたりになりますけれども、新たにシャワー室を設けるようにはいたしております。

また、西館のちょっと左手のほうの北のほうの隅になりますけれども、従前の倉庫を防災倉庫というように位置づけを考えているところでございます。

なお今回、施設のユニバーサルデザイン化を図るために、施設入り口のところのドアを自動ドアということで設置をしたいと考えているところでございます。

また、西館の通路の床につきましては、今回、タイルカーペットを敷くことで、スリッパに履きかえることなく館内を御利用いただけるように計画しているところでございます。

改修内容につきましては、以上でございます。

再度、先ほどの1ページのほうにお戻りください。

次に、今回提案をさせていただいております改修事業に係る予算の内訳につきまして御説明をさせていただきます。消耗品につきましては、調理実習室の改修に伴いまして、IHクッキングヒーターの配置を考えておりますので、それに対応するための鍋ですとかフライパンですとか、そういった調理器具が主なものでございます。

次に、委託料でございます。今回の改修工事の施工に際しまして、設計意図の伝達及び工事監理業務の委託料ということになります。

次に、使用料及び借上料につきましては、今回、改修工事に伴いまして、一時的にセンターで使っております備品等を保管するために倉庫を借用するということを考えておりまして、その分の借上料でございます。

次に、工事請負費につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に係るものでございます。

次に、備品購入費につきましては、集会場、研修室等の改修に伴いまして、畳敷きから板張りとなることによりまして、机、椅子の整備が必要になってございます。その分と、調理実習室の改修に伴いますIH器具などの購入費でございます。また、防災用備品といたしまして、マンホールトイレ及びポータブル発電機の配置も考えております。

次に、負担金につきましては、今回の改修に際しまして、設計上、水道の口径を変更する必要が生じたので、その水道加入負担金につきまして予算計上をしているところでございます。

予算の内訳につきましては、以上です。

次に、改修工事の期間につきまして御説明をいたします。すみません、再度、資料2ページをごらんください。

図面の左側のほう、西側の部分、ちょうど真ん中の連絡通路の増築分を含めまして、下のほうにつきましてが本年6月から10月までということと考えております。その後に図面の右側のほう、東館でございますけれども、こちらのほうにつきましては、11月から来年の2月までを工事期間として予定をいたしております。

旭まちづくり推進センター改修事業の説明につきましては、以上です。

続きまして、まちづくり推進センター費の御説明を続けさせていただきたいと思っております。厚生常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

節7.賃金につきましては、まちづくり推進センター嘱託職員34人分の賃金でございます。

その下、節8.報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたします講座の講師及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

1つ飛びまして、節11.需用費につきましては、燃料費、光熱水費、修繕料などがございます。

節12. 役務費の主なものにつきましては、ケーブルテレビ、インターネット利用料、電話料、公民館行事傷害保険などがございます。

節13. 委託料の主なものにつきましては、まちづくり推進センター施設管理運営委託料及び先ほど御説明いたしました旭まちづくり推進センター改修に伴います管理委託料等がございます。

節15. 工事請負費の主なものにつきましては、旭まちづくり推進センターの改修に係るもの及び鳥栖北まちづくり推進センターの駐車場舗装工事に係るものがございます。

節18につきましては、先ほど御説明いたしました旭まちづくり推進センターの改修に伴うものが主なものがございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、旭まちづくり推進センターの改修に伴う水道加入負担金及び公民館類似施設整備補助金でございます。

今回、補助対象ということで予定しておりますのは、田代昌町の公民館でございます。

以上です。

青木博美税務課長

続きまして、款2. 総務費、項2. 徴税費、目1. 税務総務費、節2. 給料から節4. 共済費までにつきましては、税務課職員30名のうち28名分の人件費でございます。

次に、目2. 賦課徴収費、節1. 報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞

納処分指導のための滞納整理指導員報酬でございます。

節7. 賃金につきましては、繁忙期の市民税係及び管理収納係の臨時職員の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものといたしましては、トナーやインクカートリッジなどの消耗品でございます。

節12. 役務費につきましては、賦課徴収のための郵送料及びコンビニ収納業務委託手数料などでございます。

10ページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、固定資産評価業務委託料、システム保守委託料等でございます。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムの賃借料及び国税連携のための地方税電子申告支援サービス使用料などがございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会の運営のための負担金、これは、平成27年度のたばこ税収額に応じた鳥栖市の負担額でございます。

また、地方税電子化協議会負担金につきましては、国税連携のための負担金でございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、税額変更等による市税の還付金でございます。

以上でございます。

徳淵悦子市民課長

歳出の10ページ、税務課の下のところをお願いいたします。款2. 総務費、項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、市民課職員18名分の人件費を計上しております。

続いて、11ページをお願いいたします。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、戸籍総合システムなどの事務機借上料が主なものでございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目5. 後期高齢者医療費のうち、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、広域連合に派遣しております職員1名分の人件費でございます。

節7. 賃金から節13. 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等の事務に係る人件費や物件費などの経費でございます。

次のページをお願いいたします。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費の見込み額に対する公費負担分であり、市の負担割合は負担対象額の12分の1となっております。

その下、後期高齢者はり・きゅう助成費につきましては、はり・きゅう施術料として後期高齢者1人当たり1回につき1,000円を助成するものでございます。

節28. 繰出金のうち、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療特別会計事務費は、一般管理費や賦課徴収費などの事務費、並びに佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金は、広域連合が業務運営をしていく事務経費等の負担金につきまして、それぞれ後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、項4. 国民年金事務取扱費、目1. 国民年金費につきましては、国民年金事務に従事する職員3名分及び臨時職員等の人件費のほか、国民年金の事務処理等に要する経費でございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

それでは、続きまして13ページをお願いいたします。

款4. 衛生費、項2. 環境衛生費、目1. 環境衛生総務費、節13. 委託料のうち、残土処理委託料につきましては、町区で実施していただいております生活排水路清掃等によって発生したしゅんせつ残土の処理に係る委託料でございます。

続きまして、目2. 斎場費、節11. 需用費のうち、燃料費は、主に火葬に使用する灯油代でございます。また、修繕料の主なものは、現在5台ある火葬台車のうち、3台の耐火物打ちかえ等の修繕に係るものでございます。

次に、節13. 委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付業務及び火葬業務全般に係る委託料で、委託業者につきましては、コスモ株式会社と平成28年10月1日から3年間の長期委託契約を結んでおります。

説明資料17ページに記載しておりますが、斎場管理運営委託料といたしまして、平成29年度から平成31年度まで、総額4,125万円の債務負担行為の設定を行っております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

一番上になります。節15. 工事請負費の営繕工事費につきましては、年次計画で行っております火葬炉の改修工事に係るもので、平成29年度は2号火葬炉内に張られている耐火物の全面張りかえを予定しております。

続きまして、その下にあります項3. 清掃費、目1. 清掃総務費のうち、節2. 給料から

節4. 共済費につきましては、環境対策課職員15名分の人件費でございます。

続きまして、その下、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合の建設負担金及び所在地交付金管理運営費のうち、鳥栖市分の負担金でございます。

これにつきましては、予算説明関係資料の主要事項説明書の15ページをお願いいたします。15ページのほうで、構成市町の負担内訳につきましては、その下の表にお示ししているところでございます。

現在の施設の管理運営につきましては、鳥栖市負担分が溶融炉の燃料として使用しておりますLPガスの価格下落及び鳥栖市のごみ減量により、ごみの排出量割による負担が前年度比で2,784万8,000円の減となっておりますが、次期ごみ処理施設の建設に向けた調査業務など、1億4,666万2,000円のうち、鳥栖市負担分といたしましては、6,472万9,860円を計上しております。負担総額といたしましては、鳥栖市の負担金が対前年比で820万6,000円の増というふうになっております。

また、平成29年度以降、次期施設建設事業が本格化してまいりますことから、鳥栖・三養基西部環境施設組合内にあります建設対策室の体制を強化するため、平成29年度から、鳥栖市、神崎市、みやき町からそれぞれ1名ずつを新たに派遣する予定となっております。

それでは、説明資料に戻っていただきまして、14ページをお願いいたします。

目2. 塵芥処理費、節11. 需用費のうち、消耗品費の主なものにつきましては、指定ごみ袋作成費の4,000万円でございます。

続きまして、節12. 役務費の手数料の主なものにつきましては、指定ごみ袋等販売手数料で、指定販売店に対して指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の10%を支払うものでございます。前年度と同額となっております。

次に、節13. 委託料3億1,094万3,000円のうち、指定袋配送等委託料は、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に係る経費でございます。これも前年と同額となっております。

また、塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出る可燃ごみの収集運搬に係る経費で、これも前年同額となっております。

次の粗大ごみ収集運搬委託料は粗大ごみシールによる収集で、町区別の定期収集に伴う委託料でございます。これも前年と同額となっております。

次に、資源物回収指導等業務委託料及び資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、先ほどの主要事項説明書の16ページ目をお願いいたします。

ごみ減量化・リサイクル対策経費といたしまして、こちらのほうに記載しております5つの事業に対して、合わせて1億997万円を計上しております。

まず、資源物回収指導等業務委託料4,670万9,000円につきましては、真木町衛生処理場内にある資源物広場での分別指導及び回収した資源物の運搬に係る経費で、前年同額でございます。

また、その下でございますけれども、資源物分別コンテナ収集運搬委託料4,966万9,000円につきましては、各町区単位で実施しておりますコンテナ収集に際してのコンテナの配付及び回収した資源物の運搬に係る経費で、これも前年同額でございます。

次に、事業内容の1番上に記載しておりますコンテナ収集美化活動推進奨励金以下3事業につきましては、当初予算説明資料の15ページ、節19. 負担金、補助及び交付金記載しているものでございますが、このまま主要事項説明書によりまして説明させていただきます。

まず、コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ回収を実施する町区に対して1世帯当たり240円を交付しているものでございまして、前年同額2万4,500世帯分を計上しております。

次の生ごみ処理機購入費補助金につきましては、生ごみ処理機の購入に際して、1世帯当たり電動で2万円、非電動で1万円を限度に補助するもので、これも前年同額を計上いたしております。

また、その下の資源物回収奨励補助金は、古紙等の資源物回収を行う自治会や子どもクラブ、老人会など市登録の各種団体に対して、回収量に応じまして古紙類1キロ当たり8円の補助金を交付するもので、近年、回収量が減少傾向にあり、平成28年度当初におきましては、前年度より64万4,000円少ない741万2,000円を計上いたしております。現在、登録団体数は93団体となっております。

それでは、また説明資料に戻っていただきまして、14ページをお願いいたします。

一番下になります。節14. 使用料及び賃借料の監視カメラ借上料につきましては、今年度から新たに導入いたしました移動式の監視カメラのリース料でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

目3. し尿処理費、節2. 給料から節4. 共済費までは、職員1人分の人件費でございます。

次の節7. 賃金につきましては、嘱託職員3人分の賃金でございます。

続きまして、節11. 需用費のうち、光熱水費の主なものは、電気料でございます。

また、医薬材料費は、し尿処理に必要な脱臭用活性炭のほか、苛性ソーダなどの薬品代でございます。

続きまして、下から2段目になります。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、一時処理したし尿等を下水道浄化センタ

一で処理するための下水道事業会計の負担金でございます。これまでと処理量等が変わったものでありませんが、今回、下水道事業会計における非費用負担区分の明確化などを理由に負担金として徴収することに伴いまして、新たに計上したものでございます。

処理費用については、これまで一般会計から下水道事業会計の繰出金の中で調整をされておりましたが、今回からし尿処理に係る負担金として整理したところでございます。このため、負担金相当分につきましては、一般会計からの繰出金から差し引かれることになりまして、実質的な会計間の増減は発生いたしておりません。

それと、続きまして、16ページをお願いいたします。

このうち、項4．環境対策費、目1．公害対策費のうち主なものについて申し上げます。節12．役務費につきましては、市内6カ所の水質汚濁検査手数料や臨時的な騒音等の検査手数料、振動レベル系の計量法に基づきます検定の手数料でございます。

また、節13．委託料につきましては、市内主要9河川、13カ所の年4回の測定委託料のほか、井戸水や工業排水などの水質汚濁測定委託料や大気汚染測定委託料のほか、国道など主要路線5カ所の自動車騒音測定委託料を計上いたしております。

以上をもちまして、平成29年度一般会計当初予算市民環境部関係分につきましてはの説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑につきましては、資料が多うございますので、その関係上、歳入及び歳出の款2．総務費、7ページ、8ページ、9ページ、それから10ページ、11ページの中ほどまでの総務費分から質疑をお願いいたします。

いいですか、よろしく申し上げます。

成富牧男委員

歳入のところですけど、市税のところ、ちょっと、なおってということで、補正予算のときに私がお尋ねしとった分ですよね。もう丁寧に言われているので、簡単に確認だけさせていただきます。

結局は、質問の前提になる私の認識は基本的に間違っていなかったということ適切に対応することは可能だということによろしいですか。その確認だけさせていただきます。

青木博美税務課長

適切な対応は可能でございます。（「いや、違う。その中身、私が言うたことは間違っちゃおらんやっただかっちゃんこと」と呼ぶ者あり）

委員御指摘の点は間違いございません。（「結構です」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

参考資料からいいですか。

旭まちづくり推進センターの件、全般、この参考資料でちょっとお尋ねさせていただき
ます。

まず、御説明の中に、最終の……。

中川原豊志委員長

マイクは。

樋口伸一郎委員

済みません。

改修の目的についてちょっと確認なんですけど、この一番すごいこの改修内容というか、
要望があったところって、多分雨漏りだと思うんですけど、これは対応の中に含まれとると
いうことでよろしいですね。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

屋根の防水等につきましては、今回の改修に含まれております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

こっちのほうのA3のほう、目的の中に、そこの部分というのが何か余り見受けられなか
ったんで、ちょっと確認ばさせてもらったところでした。

それと、ちょっと細かいところになります。この件、先ほど工事期間の御説明で平成29年
6月と平成29年11月からっていう予定で御説明されたんですけど、平成29年6月であれば、
実際、この今、見た目でわかるのがこの図しかないんですけど、実際のところ、もっと、も
う少し細かい絵的なものっていうのが、時期的にはもうあるんじゃないかなと思ったんです。
ちょっと、その確認はできないですか。

この図面に関しては、もうちょっと、議会に示すことのできる図というのは、もうこれし
かないんですかっていうお尋ねですけど。現在の段階です。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、こちら資料につけさせていただいておりますのは、今回の改修の主な内容につつま
して御説明するために資料を準備させていただいているものでございまして、図面はありま
すけど。

樋口伸一郎委員

この件で最後です。

そしたら、わかりました。

もうちょっと細かい準備等もされながら進められているというところで、今後の流れとしては、6月、工事期間はわかったんですけど、大まかな流れをもう少し細かく教えていただけないですか。

ここで例えば工事の入札をして、業者を決定して、そこから工事に入って、2期工事目はどうのようにして流れるという、もう少し細かい流れの説明をお願いできないでしょうか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

入札は、一応5月を予定しております。

それで、6月からの着工、工事開始ということで進めていきたいと考えておりまして、1期工事、2期工事ということで、こちらの入札は当初にさせていただいたもので、そのまま2期工事は別入札ということではなくて、一つの工事ということで今のところ予定はしているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、5月で入札をしたら6月議会ではそこが大体をお示しいただけるっていうか、もう工事が6月からってなれば、議会との関連というのはどういうふうなお知らせとか、報告になるんでしょうか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

工事の入札が終わりましたら、その業者名でございませうとか、そういったところにつきましては、また御説明させていただくことができると考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

それは、もう6月定例会とかじゃなくて、もう業者さんが決まればその時点でお知らせいただけるということですかね。

中川原豊志委員長

業者についてですか、入札後の。

多分、委員会を開けばできるんでしょうけれども、それが必要であれば、担当部に確認することはできると思いますが。

わざわざ教えるということっていうのはないのかな、今までの流れの中で。

樋口伸一郎委員

じゃあ、6月議会のときはもう自動的にわかっているという状況になってくるという……。

中川原豊志委員長

自動的。（「自動的」と呼ぶ者あり）自動的というのは。（「細かい」と呼ぶ者あり）

橋本有功市民環境部長

一応、5月に入札を行って業者を決定いたしますので、細かいその時期として5月下旬になるのかという部分もございますので、決まりましたら、当然、6月議会の中で、委員会等で、こういう細かい、先ほどあったスケジュールを含めて、業者がどこになったということについても御報告できると思っております。

国松敏昭委員

これは当たり前のことばってんが、既存の改修ですよ、これは。

だけん、業務的には問題ないわけ。

今の業務に対する、何か、西館とか東館とか分かれてするから、そういうことで対応できる、ちょっとそこの確認。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、まず西館を、その後東館をとということで、分けて工事を考えておりました。

ただ、どうしても今まで御利用いただいている中には、御不便をおかけする部分も出てくると思っております。

旭地区の町区の公民館につきましても、御協力をいただけないでしょうかということでもよっとお問い合わせをさせていただいたりとか、そういったことも考えておりますし、場合によっては、他の、市内で、他のまちセンのほうで、例えばいろんなサークル等の活動をいただくというふうなことも出てくるのかとは思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか。

西依義規委員

これは、主要事項説明書の5ページのツァイツ1050年祭ですけど、鳥栖市文化連盟の8名の方々の、その人選が決まっているのか、行く分野が決まっているのか。

あと、年齢とか男女とか、そういったバランス等々、それとも、文化連盟さんにも丸々というか、もう、全部お願いされているのか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、派遣団員の中で、鳥栖市文化連盟の8名ということで考えております。

それで、分野が、書道、華道、吟詠、舞踊ということで、4つのジャンルにつきまして各

2名ということで考えているところでございます。

人選につきましては、文化連盟様のほうにお願いをしているというところでございます。

西依義規委員

文化連盟にお願いするのはいいんですけど、できたら年齢も少し考えていただいて、例えばベテランの方と、次の方とか。何かそういうことも考えていただけたらと思います。

それと、もう1つ、これ例えば、向こうに行って通訳が要ったり、ほかの経費というのは、ここの事業費の中に入っているんですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

通訳につきましては、ツァイツ市のほうで手配をいただくということになってございます。

と言いますのが、ツァイツ市のほうからこちらのほうに以前、市長がお見えになったときに、通訳につきましては、こちらのほうで、その場合は御負担させていただくということになってございます。

ですから、あちらに滞在をしているときの公式行事等につきましては、ツァイツ市のほうから通訳の方をつけていただくということになってございますので、こちらのほうの予算には入ってございません。

以上です。

西依義規委員

じゃあ、次の6ページ、主要事項説明書の、市民協働活性化シンポジウムですけど。

これ、シンポジウム助成金というのをいただかれて事業をされるとお聞きしたんですけど、その助成をもらおうとされた経緯っていうのを教えてください。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、鳥栖市民活動センターが開設から10年という節目でもございまして、市民活動団体等の活性化ということは常々御指摘もいただいておりますし、考えているところでございまして、一般財団法人自治総合センターさんの事業といたしまして、シンポジウム助成というのがございました。

そういった助成金を活用しながら、幅広くといいますか、通常よりも大きなイベントをできたらということで、今回、助成事業に応募をさせていただいているところでございます。

西依義規委員

でしたら、これ、市民活動センターの10周年記念シンボルイベントみたいな形の意味合いで、例年じゃなくて単発でっていうことでいいですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そうですね、10周年記念ということではないんですけども、確かにおっしゃるように平

成29年度ということで、もう一度市民活動はどういったものなのかとかいうのを考え直すということで、こちらのほうに書いております3部構成で、いろいろ研修会等も交えながら、事業を実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

西依義規委員

最後は意見なんですけど、ここに目的で、市民と市民活動団体、行政がともに学びつつ書いてありますんで、僕、ちょっと思うのは、市民協働推進課ができて何年になるかわかんないんですけど、どっちかというとな役所の中の理解が足りないんじゃないかなとつくづく思うんですよね。

担当課だけが市民協働、市民協働ってわあわあ、それで、ほかの課はもう知らん顔、今までの例年どおりの業務を淡々とこなす。

多分、これじゃあ協働も進まんし、市民の側も、何か行政のほうから教えてやるよぐらいの、何かそういう目線でしか思えないので。

できたら、この部だけじゃなくて、ほかの部の方々もわかってくれと、そこをしないと僕は市民協働進まないと思うんで、1課だけの事業には終わらせないようにお願いします。

以上です。

成富牧男委員

8ページの目で言うと、まちづくり推進センター、11。その13委託料の最初のところですね、施設管理運営委託料。

これ、まず委託先とはどこなのか、ちょっとそれを、期間等、また勘違いしとったらいかなので、すみませんが。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

施設管理運営委託料の中には、こちらのほうに掲げております1,313万1,000円という金額がございませうけれども、こちらにつきましては、まちづくり推進センターの運営委託料ですか、あと施設の保守点検委託料、保守点検委託料の中には、剪定、草刈り等の委託料もございませうし、消防設備等もございませう。

電気工作物の保守点検委託料、自動扉の保守点検委託料、機械設備の保守点検委託料ですか、麓にしかございませうませんが、エレベーターの保守点検委託料、そういったものも含まれたところで1,313万1,000円という金額になってございませう。

以上です。

成富牧男委員

それで、前回多分、今言われた中で、確かに施設管理委託料とかは業者さんに委託するわ

けですからいいんですけど、あそこにおられる、いわゆる運営委託のほうですよ、問題は。

前回にまで指摘したと思いますけど、要は市役所の人に市役所が委託するちゅうのはおかしいっちゃんないかと。それは、少し何か改善されているんですか。今の説明では、全くなかったの。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらの委託料の中に、まちづくり推進センターの運営委託料というのがございまして、まちづくり推進センターの運営委託につきましては、今、まちづくり推進センターになる前、公民館であったころから、講座の運営ですとか施設の管理等につきまして、それぞれ各センターで行ってまいりまして、その運営につきましては、議員御指摘のように支出の方法につきまして検討させていただいているところでございます。

けれども、各センターでそれぞれ運営の方法が違っておりましたりですとか、講座ですと地域の方々との関係等もございまして、ちょっと整理するのに時間を要しております、今年度、今回の予算編成までにその辺のあたりが整理をすることがちょっとできかねておまして、今年度につきましては、平成28年度と同様な形で、委託料ということで予算を計上させていただいているところでございます。

これは、講座の運営、施設の管理につきまして検討を進めておりますので、来年度の予算編成に向けまして整備したいと思っておりますので、御理解をいただければと考えているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

努力されているというのはわかったんですけども、今の説明だけでは目にちょっと見えないということですよ。

それで私、これだけは誤解ないようにしていただきたいのは、全てしゃくし定規にやって、その現場がものすごくやりにくくなったとか、そういうのを望んだらわけじゃないんですね。

ただ、やっぱり前回も言ったように、類似っていうか、想定されるっていうか、類似のやつで既にやっているところちゅうのはあるかと。例えば、教育委員会と学校の関係とか。

いや、それは違うと言われるかもわからんけど、例えば、いろいろ知恵を出していただいて、私、形から入るっていうことにちょっとこだわっているんですけど、やっぱりこれはこれで大事なことだと思うんですよ。法令を守るのが、公務員ですから。我がよかごとではできんのが公務員ですから。

そこんところは、ぜひ何か模索されているのわかりますから、来年度は、こういう形にやったら、今回もいろいろ歳入、歳出のことで、若干、ほかの部ですけど、考えて、少し前年

度から変えられたりしているところもありますので、ぜひお願いします。

以上です。

国松敏昭委員

関連するというよりも、今回、関連することでしょうけど、今、まちづくり推進センターで、旭まちづくりセンターが今回は工事請負ということで13億円云々出ております、——1億か、ごめん。

そうすると、鳥栖北の駐車場の舗装工事とか、私が聞きたいのは、どこも古いですよ。老朽化したり、いろんな整備しなくちゃいかんところもあって。

だから、年次計画とか、教育委員会の学校管理等はそれなりに、お聞きしたらちゃんと年次計画や何かで進めておると。

ずっと再三、このまちづくり推進センターの建設工事も踏まえて、その対応をどのような……、言われてする、緊急を要するんで、そこに予算をつぎ込むという考えなのか知りませんが、年次計画とかその辺は、課もしくは担当部署でどのようにお考えになっているのか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センターの改修につきましては、それぞれのセンターを何年にという具体的な企画は持ち合わせておりませんが、公共施設の総合管理計画の中で、またそのあたり、老朽化というか、どういった状況であるかというのを捉まえながら、その中でまた検討していくところだと考えているところでございます。

国松敏昭委員

だから、ある面では、ある程度公共施設総合計画も今できて、当然、その中の一環としていろんな手当てをされると思うんですが、さっきの施設管理運営委託料、保守点検云々という話もありまして、そんなら、草刈りがどこまで現場でされているのか、これ、個人差があるのか——各推進センターで違うのかですたいね。草刈り、あそこの職員がされとるんでしよう、いろいろなお話を聞くと。

じゃあそんなら、中には個人的に、ちょっとした状況は……、大まかにこの予算をつけてやらないといかない部分もあるし、何を言いたいかっちゅうと、なかなか、いろんな危険を要する、過去、私は田代地区におりますが、あそこの大きな木が切れて、なかなか処理するのに時間がかかったとか、市役所の木が倒れたり、いろいろしたときは、すぐ処理をすとかという、いろんなそういう話も聞いてきているんですよ。

何を言いたいかっちゅうと、そういう年次計画の中で、早目に対策を打つような計画がないじゃないかということと、それから、保守点検とか、ある程度マニュアルを決めて、この段階は現場でやってもらいたいとか、いや、これはこういうふうな計画がありますよという、

そういうことを立てていかないと、行き当たりばったりではいかんと、そういうことはないと思うんですけどね。

麓だってそうですよ、水漏れあったってずうっと……、これはあんまり言いたくなかばってんさ、やっと去年やったかな、して。

だから、そういうことで、もう保守点検、または修繕しなくていかん状況に来ているということ前提で、きちっとやはり、予算要求なかなか大変でしょうけど、年次計画を立てて進めるべきだということを申し上げておきたいと思うんで。

早目にそれは、表にきちっと言われたほうが公民館としてもやはり希望が持てるし、いっちょんならもんねじゃなくて、やっぱりもうちょっと先をちゃんと見越して、計画あるということ、やはりそういう対応もされると思うんで。

言っている意味わかりますかね。

そういうことで、いろんな絡みの中で、進めるのは大変でしょうけど、やはり各公民館の実態調査をまずされていけば、きちっとそれを出して、そして、きちっと年次計画、もしくはいろんな部署の見直し、さっきの話じゃないけど、そういうルールは決めてやるべきだということを申し上げておきたいと思います。

成富牧男委員

ついでつちゅつちやいかん、直接に話したことはあると思いますが、田代の推進センターの前の、あれは何か市道じゃないそうですね、前の道。

それで、あそこは一生懸命、道路補修材、やっておられるわけですね、推進センターの職員さんが、センター長筆頭に。しかし、もう直つとんなど思ったらまたなりよるわけです。

それで、御存じのように、要はもう少しちゃんとしたやつをせんといかんじゃないか。

道路でいうなら、打ちかえなんか、せめてせんといかんのやないかと。もう少し敏感になってもらいたい。

まず、上がって来よるですか、センターからは、その話。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらの道路の、例えば打ちかえですとか、そういった舗装のやり直しということにつきましては、ちょっと私は、知らないところでございます、すいません。

成富牧男委員

多分、自助努力しよんしゃつとやろと思うんですよ。

だけど、ああいう補修材やから、それで、今からますます雨が、梅雨時期になったら、もうすぐばらばらばらでいくですたいね。

だから、ああいうところについて、ちょっと抜本的にきちっとせんと、御存じと思います

けど、今回も出とったね、建設課がもう毎定例会、毎定例会、道路賠償の分が出ているやないですか。

だから、これはぜひ、結構あそこ多いですよ、学校の人も使いよるし、もちろんセンターの人が使いよるし、ちょっと現場も課長自身が1回見られて、ぜひして、そういうやつはもうぜひうちに上げてくださいと、頑張り過ぎらんでっていうことも含めて、言っていただきたいなとちょっと一言、いいです。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、御指摘いただきました田代のところの職員が補修、私も実は補修に行ったことがございまして。

ですから、そういったところにつきましては、ほかのセンターも同様ですけれども、施設の状況等も把握につきましては、これよりも一層努めていきたいと考えております。

成富牧男委員

くれぐれも、課長が頑張るやり方じゃあだめだって言いよるっちゃけん、よろしくお願いします。

中川原豊志委員長

ほかは、いかがですか。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、休憩します。

午後3時10分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後3時19分開議

中川原豊志委員長

では、再開します。

引き続き質疑をお受けいたします。

ただいま質疑につきまして、款2. 総務費関係のところを質疑していただきましたが、次に移ってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、引き続き、11ページ半ばほどからの款3. 民生費について質疑をお受けします。

民生費は1ページ半ですかね、12ページまでになっていますが。

民生費、ちょっと少ないですけども、この件について質疑がありましたらお願いします。

(「なし、広域やけん」と呼ぶ者あり)

構えてもらっとるばってん、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、引き続き、款4. 衛生費について、13ページから最後までですね、質疑をお受けします。

樋口伸一郎委員

歳入も絡めてよかですか、この分の。4ページをお願いします。ちょっと、歳入のところですね。

款16. 県支出金、項2. 県補助金のところですね。目3. 衛生費県補助金、節2. 清掃費県補助金のところですね。

先ほど御説明いただいて、上限が減額されたということだったんですけど、不法投棄防止を強化する事業に対する県補助金ということで、何か減額された理由があるんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

この補助金の原資となっておりますのが、佐賀県の産業廃棄物税ということになっております。

それによって、各市町のほうに出す補助金の額が、今回については平成29年度以降については、125万円になったと。

それまでについては、200万円が上限ということになっておりまして、その廃棄物処理、廃棄物、産廃税のほうは歳入のほうは少なくなったというふうに理解しております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

減った理由がわかったんですけど、鳥栖市で設置している監視カメラとかの御説明があった看板とかですかね、っていうところのかかってくる費用っていうのは、どんどん減ってくるわけでもないと思うんですよね。

やっぱり新しいものを入れたり、古くなったのをかえたりいろいろ、ランニングコストって言うていいんですかね、全部かかってくると思うんですけど、そのあたりっていうのは、県の補助金は減ったけど、鳥栖市でかかってくるお金は別に減るわけじゃないのかなと思っただんで、その分の調整ってどこでされているんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

これまで上限200万円ということで、鳥栖市としても200万円はちょっと使ってなかったと、もともとがですね。

今回、監視カメラの借上料につきましても、若干金額が下がっております、前に比べて。そういうのと、あとは設置看板を1年つくらないとか、そういうので調整をして、125万円の上限の中でさせていただければというふうに思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

ついでにちょっと13ページいいですか、もう1個。13ページの目1の環境衛生総務費の中の節13. 委託料の残土処理委託料なんですけど。

これ、地域の泥ってというか、ああいうのを持ってこられた分だと思うんですけど、この分って、たしか数年前に聞かせてもらった時も、何かどんどんもう、その処理をする場所がどんどん埋まってきていて、もうキャパがどんどん埋まってきている状態って聞いたんですけど、今年度で埋まるっていうのはないですよ。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

早急にもう満杯になるというわけではございませんけれども、当然、何年か経過すればいっぱいになるということで、そのときは、次の残土処分場を設置するのか、あるいは今ある分を拡張するかというふうな検討はしてまいりたいというふうに考えております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、いかがですか。

成富牧男委員

まとめて質問します。

14ページ、款4の衛生費。

みんな簡単なことなんですけど、目1の負担金、補助及び交付金の組合負担金の説明の中で、派遣を1名、ここに書いてありますね、3名増員しますと。

そのうち、鳥栖市が1名ですってということなんですけど、これは、例えば、榎原次長のところから1名出ていくのか、それはちゃんと純増で確保して向こうに行くのか、それが1つ。

ちょっとみんなまとめて言いましょね、関連。それと、執務室か何かはどうなのかということですね。

それと、2番目は、次の目2の塵芥処理費、これはいつも言っているやつなんですけど、市民の方、地域の方から出ますので、その思いを代弁してお尋ねしたいんですけど、塵芥収集運搬委託料に関連して、結構私が運んでいるところも、距離500メートルぐらいあるんですね、

置く場所。

それで、逆にこの間も、大木の交差点のところまでこうしてとまっとしたら、若い人がとっとと持ってきて、こぎゃんところらぼっと置きよんしゃるわけですね。交差点ところの手前の右側、ちょっとスペースがあるやないですか。

そいけん、言いたいのは、感情的に、わかるけれども、感情的には何かもやもやとするようなところがあるわけですかね。田舎のほうはスペースがあるもんだから。

そして、そのスペースも自分たちで工夫して、きちっとしたやつをつくったり、あるいは自分たちでこうこうして、そういうカラスの害もないごとつくって。

片一方ではそげんしよんしゃつとに、片一方では、ほいほいって前に出しよんしゃるじゃないですか。

なかなか難しいところだというのはようわかりますけれども、今後高齢化すれば、前は私はこちら抱えて行きよったけれども、今は一輪車で持って来りますけど、今度、もうすぐしたらどげんなるのかなと、そういう思いもするんですけど、それをどう今後考えてあるのか。

それが2つ目の質問ですね。

3つ目は、これも一度課長にもお話したんですけど、資源物回収場の営業時間やないけど、特に閉所時間、4時っていう時間が、4時までにゲートをくぐっておけばいいのか、それとも、もう係員さんが全部始末する時間が4時なんだよということなのか。オーダーストップと実際のあれの関係と似てると思いますけど、要は、戸惑いがあるんですね。

私自身も一回それで、十分間に合うと思って、ぎりぎり行ったとが悪かっちは言われればそれまでですけど、4時に入っておけばいいと思って行ったら、もうどンドン片づけよんしゃるわけですね。

だから、それはもう、いずれにしろ、現場の人から見ても、トラブルを避けるためにどうなのか。

片一方では、その後また来よんしゃるわけですよ。むしろ、私であれば、ゲートきちっと4時で閉めると。そのかわり、その間に施設の中におられる方の分は処理すると。慌てさせないという、何かそんなのが必要じゃないかって私は思うんですけど。何かちょっと曖昧になっているような気がするんですけど。

以上3点です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

じゃあ、順番にお答えをいたします。

1番目の人員体制につきましては、基本的には環境対策課以外でもう1名増員して派遣をするというふうなことになろうかと思っております。

それと、場所については、現在、溶融資源化センターの管理棟内に1室ございます。そこに建設準備室というのを置いておまして、そこに動員をするということで考えておるといふことでございます。

ただ、一部事務組合が今度、議会のほうにも御説明しておりますけれども、平成30年1月にできるということで、今予定をしております。そうなってきますと、それが西部環境施設組合内でいいのかどうかというのは、またちょっと場所については変わる可能性はあるかというふうに思っております。

それと、2点目の塵芥処理のごみ収集でございますけれども、いろんな御意見は頂戴いたしております。近いところもあるし、遠いところもあるということで、そこら辺については、どうしても物理的に、どっかは遠くなって、どっかは近くなるというふうなことには、ある程度御理解いただかなくてはならないと。

しかしながら、やはり高齢化してまいりますと、やはりごみを遠くまで運べない方等が出てくると。

あともう1つは、障害者の関係ということで、現在、私どももほかの市町のほうで進めておるようなふれあい収集的なものを検討はしております。

しかし、やはりそこにも結構課題が多数ありまして、まだ現実、実施までは至っていないと。

ただ、検討については平成28年度中もずっとしてまいっております、介護のほうとお話をさせていただいたりとか、障害のほうとさせていただいたりとかということでやっておりますで、それについてはもうしばらくお待ちいただければと思います。

それと、3点目の資源物広場の件でございますけれども、午後4時ということで、これについても、どうしても、入ってくる方の4時と閉める方の4時と、終わる方の4時という、4時自体も何かこう曖昧ということで、自分は時計で見て4時前に入ったと。ぼってん、その作業員さんに言わせれば、もう4時過ぎていたと。

そういうふうなことで、どこにどう時間を持ってくるにしても、どうしてもそのぎりぎりの分の出入りについては、かかってくる。

じゃあ、自分は4時前に来たのに閉められたとか、そういう問題なってきた、結局は、なかなか難しい問題と。

ということと、だから作業員さん——あそこに立っていただいている指導員さんのほうですね、については、できるだけ4時までちゃんと入れてくださいというようなことは言っていますし、若干、議員が行ったときにだめだと言われたかどうかという点についてはあれですけれども、基本的には、ある程度その辺は大目に見るといいますか、ある程度そういう

融通を利かせてしてくださいというようなことではお願いをしておると。

しかし、原則としては4時ということではしておりますし、ゲートを閉めると、またそれはそれでいろんな問題が出てくるのかなというふうに現在は思っております。

検討は、いずれにしても考えてまいりたいというふうに思っております。

成富牧男委員

最後の分ですけど、やっぱり今幾つか言われましたけど、こういう場合も困る、困る……、ただ、やっぱりきっちり何時、あそこの閉門が4時なら4時って、一つ決めんといかんと思うんですね。

そして、それについて後を若干の……、もう多分、入ろうってしているのを現場の方も、こうするっちゃうことはないと思いますから。

そこんところは、やっぱりそういうふうに、選挙のときのごと——選挙のときやらは、有無を言わず問答無用で8時で切るわけでしょうけど、投票日。

ぜひ、まずは今の話聞きよったら、どうもやっぱり、行政のほうがまずはきちっとせんと、現場がまた大変ですよ、現場が市民から文句言われた、それで、ひよっとしたら本当は原則どおり守ったのに、何か現場の人が悪いごとして、上司からはもう少し市民サービスせんといかんやろうかと、4時過ぎにも受け入れるごとせろとか、もう全然違う話……、これは私は想像で言っているんですよ、直接言われたわけやない。そういうふうになったらいかんですよね。もう一番大変なのはあそこの人たちですから。

やっぱりまずは行政のほうがあそこの門を4時で閉めるんですという、閉めてよかよっていうふうにお墨つきを与えんと、ちょっとうまく回らんのかなと、私は思いました。

もう問題意識は持ってあるようなので、ぜひそういうところをお願いしたいということと、あと1ついいですか。

今の3つの質問の中で、いわゆる施設組合負担金の絡みですけど、今度、一つの節目っていうか、また私たち、もしくは全協とかで説明されるというのは、どういうタイミングなんでしょうか。ざっとでいいです。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

形としては、ちょっとまだ、どういう形かというのはわかっておりませんが、今、施設整備基本計画というの立てております。

それで、これが大体平成29年8月から10月の間ということ。

もう1つが環境アセスというのをやっております、環境アセスの方法書というのが10月ぐらいまでにできると——どういう調査をするという具体的なですね、というのができますので、そうしたタイミングで、一度議会のほうには、お話といいますか、御説明をできれば

というふうには考えております。

あわせて、地域のほうにも、周辺町区なり、久留米市の小森野町等のほうについても、そのタイミングで御説明を申し上げたいというふうに、今考えておるところでございます。（「はい、オーケーです」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

内川隆則委員

直接、環境対策課の所管じゃないけど、きのう介護保険の話があった際に、あんたたち知っているか知らんか知らんけど、要介護1、2については、介護保険で見なくて、市町村レベルで見なさいというふうなことで。ひいては、介護保険から鳥栖市の場合、きのうの説明じゃあ2,100万円ほど、そのお金が来て、市町村レベルでその面倒を見なさいというふうなことであったけど、国会のほうでいろいろがちゃがちゃがちゃがちゃになって、ほとんどもう介護保険が見ますと。

しかし、介護保険課から資料ばもらったときには、買い物のお手伝いとかごみ出しの手伝いとか書いてあったたい。

それが2,100万円かというふうに思ったけど、介護保険課は、福祉のほうは、嘱託職員を1名増員しましたというふうなことで、もうこれは200万円程度で済むような話たいね。

それでね、ごみ出しの話が、もしあんたたちのところにそういう話があった際には、その辺、介護保険との関係で、ちょっと話を通しておかんと、いやもう、そげんとは自分たちの今までの判断でせんように、やっぱりそういう法律ができて、そういう2,100万円もらっとるわけやけん、じゃあ、そんなら、どげんするかというふうな話まで市民に説明ができるように、話を通してっていただきたいというふうなことです。

以上。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

先ほど申し上げたように、ふれあい収集について社会福祉課と話をさせていただく中で、ちょっと正式名称は私も覚えてないんですけど、総合支援事業か何かということで国の事業があるということで、それに何とか絡めて、収集のほうの費用を捻出できないかという相談はさせていただいておるということでございます。

その辺が可能であれば、私どもとしても、当然、そうした事業を利用させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

樋口伸一郎委員

済みません、16ページをお願いします。

節13. 委託料で、3種類、委託料があって、測定委託料になっているんですけど、この測定委託料で分析とか調査した結果とかは、まず、どのように使用されているか、活用されているのか教えてください。

竹下徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

水質汚濁測定と大気汚染測定については、市のホームページのほうで、鳥栖市の環境というところで測定結果を公表させていただいております。

それから、自動車騒音測定につきましては、これ、国のほうの、環境省のほうにデータを上げまして、全国の自動車騒音の状況が見られるようなサイトがございます。そちらのほうで、全国どこの地区でも、騒音の状況について見られるようになっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、この測定結果については、鳥栖市の環境づくりっていうか、直接的に何かに活用するデータとかとしては余り使われてないという考え方でいいですか。あくまでも公開する情報として調査しているっていうことでいいですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

逆に、測定して悪いような状況がないかというの監視しておりますんで、もし出れば、逆に対応すると。

出ていないときは、そうした出ていない情報をホームページ等で発信しておりますし、出ないようにということ、それを常時監視しておるという考え方です。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、平成29年度 鳥栖市一般会計予算の市民環境部関係の質疑については、終了いたします。



中川原豊志委員長

引き続き、議案乙第9号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第9号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

説明のほうは、厚生常任委員会資料の特別会計のほうでさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税の目1. 一般被保険者国民健康保険税及び次のページ、2ページの目2. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度分と滞納分につきまして、それぞれ見込み額を計上いたしております。

次に、款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料、目1. 総務手数料のうち、節2. 督促手数料につきましては、保険税の収納に係る督促手数料を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金のうち、目1. 療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者分の療養給付費等に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用について、国が32%の定率で負担するものでございます。

次の目2. 高額医療費共同事業負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にして、市町村に交付金を交付する高額医療費共同事業に対する国の負担金であり、国の負担率は4分の1でございます。

その下、目3. 特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の対象経費の一部を国が負担するものであり、国の負担率は3分の1でございます。

次に、項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、節1. 普通調整交付金につきましては、全国の市町村間の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するため、一般被保険者分療養給付費等に係る保険者負担分の9%相当額が国から交付されるものでございます。

また、節2. 特別調整交付金につきましては、災害等により収入が確保できない結核性疾患、精神疾患に係る療養給付費等が多額であることなど、普通調整交付金の画一的な算定方

法では措置できない特別な事情を考慮して国が交付するものでございます。

次に、款４．県支出金、項１．県負担金、目１．高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業の県の負担分であり、県の負担率は４分の１でございます。

その下の目２．特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査等の対象経費に対する県の負担分であり、県の負担率は３分の１でございます。

４ページをお願いいたします。

項２．県補助金、目１．財政調整交付金、節１．１種調整交付金につきましては、市町村国保の財政を調整するため、療養給付費等に係る市町村格差を勘案して交付されるものでございます。

節２．２種調整交付金につきましては、国保事業の安定化に資する事業の実施状況、その他国保財政に影響を与える特別の事情を勘案して交付されるものでございます。

次に、款５．療養給付費交付金につきましては、退職医療制度に基づきまして、退職被保険者等の医療給付費から退職被保険者等の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払い基金から交付されるものでございます。

次に、款６．前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者を対象とした被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度に基づくものであり、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから、支払い基金から交付されるものでございます。

次に、款７．共同事業交付金のうち、目１．高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト１件当たり80万円を超える医療費を対象に80万円を超える部分の59%が国保連合会から交付されるものでございます。

その下の目２．保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保の財政の格差を調整して均衡を図るため、市町村が拠出金を出し合い、レセプト１件当たり80万円までの部分の額の59%が国保連合会から交付されるものでございます。また、この事業の原資といたしまして、歳出の款７．共同事業拠出金で同額を計上いたしているところでございます。

次に、５ページをお願いいたします。

１つ飛びまして、款９．繰入金、項１．一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る繰り入れでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減相当分を県４分の３、市４分の１の負担割合で補填するための保険税軽減分の繰り入れでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、１子につき42万円を給付する出産育児一時金の費用のうち３分の２を一般会計から繰り入れるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなどの保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目し、国の財政措置が講じられる財政安定化支援事業繰入金の繰り入れでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金につきましては、子どもの医療費助成事業の実施により、国庫支出金が減額されているため、この減額分を補填するため繰り入れるものでございます。

特別繰入金につきましては、累積赤字を計画的に解消するため、1億円を繰り入れるものでございます。

次に、1ページ飛びまして7ページをお願いいたします。

款11. 諸収入、項3. 雑入のうち、2つ目の目2. 一般被保険者第三者納付金及びその下の目3. 退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故など第三者の行為によって生じた保険給付について請求した損害賠償金の納付金でございます。

2つ飛びまして、目6. 雑入につきましては、特定健康診査の検診料及び指定公費負担医療費雑入につきましては、73歳から74歳の方の窓口負担割合の1割の暫定措置に係る国の補填措置である指定公費負担医療費のうち、現金給付に係る分でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費のうち、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、国保業務に従事する職員7名分の人件費でございます。

その下の節9. 旅費から節12. 役務費につきましては、それぞれ国保業務に係る経費を見込みにより計上いたしております。

節13. 委託料のうち、システム改修委託料につきましては、平成30年度からの広域化に対応するためのシステムの改修に要する経費でございます。

その下の第三者行為求償事務委託料につきましては、第三者行為による求償事務を国保連合会へ委託して行うものでございます。

その下の共同電算処理業務委託料は、医療機関からのレセプトの例月処理や、費用被保険者の資格異動処理などの業務を国保連合会に委託しているものでございます。

次に、目2. 連合会負担金につきましては、県内市町が加入する佐賀県国保連合会の運営経費に対する市町の負担金でございます。

次に、目3. 医療費適正化特別対策事業費のうち、節13. 委託料のレセプト点検業務委託料につきましては、療養給付費の適正化を図るため、請求内容に疑義のあるレセプトについて縦覧点検などの2次点検業務を委託して実施し、再審査請求を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

項 2. 徴税費、目 1. 賦課徴収費のうち、節 4. 共済費及び節 7. 賃金は、国保税の電話催告などに従事する国保税滞納整理補助員の社会保険料及び賃金でございます。

節 9. 旅費から節 12. 役務費につきましては、滞納整理や督促、納税通知などの国保税の賦課徴収に係る事務処理経費でございます。

節 28. 繰出金につきましては、国保税の収納に係る経費等について、県の財政調整交付金のうち、2種調整交付金の対象経費分とされておりますので、滞納整理システム関連経費につきまして一般会計に繰り出すものでございます。

その下の項 3. 運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費のうち、目 1. 一般被保険者療養給付費及びその下、目 2. 退職被保険者等療養給付費につきましては、医療機関の窓口で自己負担分を支払った残りの医療費分について保険者が支払う現物給付の療養給付費でございます。

次に目 3. 一般被保険者療養費及び目 4. 退職被保険者等療養費につきましては、柔道整復師や医師による施設や医師が必要と認めた治療用具の経費などに対し、保険者が支払う現金給付の療養費でございます。

目 5. 審査支払い手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請書の 1 次審査や、保険医療機関への支払い事務を代行する国保連合会への手数料でございます。

次に、項 2. 高額療養費のうち、目 1. 一般被保険者高額療養費及び目 2. 退職被保険者等高額療養費につきましては、1カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合、被保険者に対し高額療養費を支給するものでございます。

目 3. 一般被保険者高額介護合算療養費及び目 4. 退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、医療費が高額になった世帯に介護の受給者がいる場合、医療保険と介護保険両方の自己負担を年間で合算した額が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものでございます。

11ページをお願いいたします。

1つ飛びまして、出産育児諸費は、出産育児一時金の支給に要する経費でございます。

またその下、項 5. 葬祭諸費は、被保険者の死亡により 1 人につき 3 万円を葬祭執行者に支給するものでございます。

次に、款 3. 後期高齢者支援金等につきましては、支払い基金へ拠出いたします後期高齢者支援金及び関係事務費でございます。

12ページをお願いいたします。

款4. 前期高齢者納付金等につきましては、前期高齢者医療制度に基づき、支払い基金へ拠出したします前期高齢者納付金及び関係事務費でございます。

次に、1つ飛びまして、款6. 介護納付金につきましては、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に係る介護保険料相当額を各保険者が支払い基金に納付するものでございます。

次に、款7. 共同事業拠出金のうち、目1. 高額医療費共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業の原資として国保連合会に拠出するものでございます。

その下の目2. 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業の原資といたしまして、国保連合会に拠出するものでございます。

13ページをお願いいたします。

款8. 保健事業費、項1. 特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の事業の実施に要する経費でございます。

主なものといたしましては、節7. 賃金は集団健診及び特定保健指導、また、未受診者への訪問受診勧奨などに係る保健師、看護師、管理栄養士などの資格を持った臨時職員の賃金でございます。

節13. 委託料のうち、特定健康診査委託料につきましては、特定健診の個別健診及び集団健診を県医師会、また、データ管理を国保連合会へ委託するものでございます。

節18. 備品購入費につきましては、現在使用している水銀血圧計が使用できなくなることから、新たに血圧計3台を購入するものでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

項2. 保健事業費、目1. 保健衛生普及費につきましては、年3回発送する医療費通知の経費及び年4回発送する後発医薬品差額通知の経費でございます。

目2. 療養費のはり・きゅう助成費につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術1回につき1,000円を助成するものでございます。

目3. 健康推進事業費のうち、節7. 賃金及び節8. 報償費につきましては、生活習慣病予防事業に係るもので、訪問指導看護師等の臨時職員の賃金及び生活習慣病予防の講師謝金を計上いたしております。

節12. 役務費及び節13. 委託料につきましては、人間ドック等に係る経費で、受診決定通知の郵送料及び医療機関への委託料を計上いたしております。

款9. 基金積立金につきましては、累積赤字補填のための特別繰入金1億円を5月末の決算時まで一時的に基金に積み立てるものでございます。

次のページ、15ページをお願いいたします。

款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目1. 一般被保険者保険税還付金及び目

2. 退職被保険者等保険税還付金につきましては、所得の更正や社会保険加入により過年度還付が生じた場合の還付金を計上いたしております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

ここで休憩します。

午後 3 時59分休憩

〰〰

午後 4 時 6 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

では、国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

成富牧男委員

1つだけちょっと教えていただきたいんですけど。

あんまりばあって言われるけん、頭がついて来んところがあったけど。御案内のとおりっちゅうか、地方6団体と国との間でその国民健康保険の見直しについての協議があって、いわゆる平成27年から毎年まず1,700億円、それで、平成29年度からさらに同じ額で、全体として3,400億円かな、入れていくという話ですけど、これの趣旨と、それから、具体的にそういうふうに、その目的ですよね、それが具体的に鳥栖市の財源とかにはどういうふうになっているのか。

お願いします。

吉田秀利国保年金課長

国からの財政支援としての1,700億円についてでございますが、この1,700億円の保険税の配分の仕方といたしましては、低所得者を多く抱える保険者に対して多くの支援をするというふうな形での支援でございます、具体的に申し上げますと、国保の特別会計の中では、資料の5ページになりますけれども、款9の繰入金、一般会計繰入金のところでございます。

ここの中に保険基盤安定繰入金、3億9,200万円を計上させていただいております。

この保険基盤安定繰入金の内訳といたしましては、保険税の軽減分を補填するための軽減

分と、保険者を支援するための保険者支援分と2つがございます。その中で、保険者支援分ということで、ここを増額して1,700億円を配分したというふうなことでございます。

この1,700億円につきましては、国保財政の基盤を強化するためということで財政支援をされたということになっております。（「それで、その具体的な数字は、今言われた数字になると。イメージが多分」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

多分、わかっておらんねっていう感じでしょうけど、通常やったら、この1,700億円とか3,400億円、国から来る分、県もあったのかな、県の負担金ですね。その国の分がどこに反映されとるのかっていう意味ですけど、それが今の、額だけでいいです。その中に幾らっていう額をもう一度。

吉田秀利国保年金課長

先ほど申しあげました保険基盤安定繰入金の3億9,200万円の中に1,700億円を鳥栖市の分で試算しますと、一般質問のほうでもお答えしましたけれども、約4,200万円が増額になっているということでございます。

ここはあくまでも平成29年度予算でございますので、平成28年度の実績をもとにこの額は推計をしているということでございます。

成富牧男委員

今、言われたように、これ保険料の負担の軽減にも使われるかなと思っていたんですけど、それでは保険料はかわらんですよね。

じゃなくて、あと1つは、伸びを例えば抑えるとか、鳥栖市の場合はその伸びを抑制したんだよと、その分だけ、例えばその4,200万円を、それを使えば安くなるんじゃないかっちゃう話も、ちょっと単純に考えるんですけど。

そうじゃなくて、保険者の財政基盤に、安定化っていうか、そのために使うということですか、強化するために、そこんところ。

吉田秀利国保年金課長

確かに、国からの財政支援として、鳥栖市分としては4,200万円ほど多くというか、追加で支援をいただいたということで、通常この4,200万円があれば、被保険者の負担軽減ということで、保険税の引き下げという形にというふうにも考えられますが、実情といたしまして、国保のみならず、医療費は年々増加をいたしております。

医療費が増加するということは、保険給付費も増加をしたいたしております。

国民健康保険制度の制度的なものとしたしましては、保険給付費が増額すれば、公費も増額する、被保険者の負担も増額するという形になっております。

そういった中で、毎年ですけれども、医療費のほうはもう年々増加をしているという状況でありますので、制度上申し上げますと、医療費が上がれば、当然、保険税率も上げなくていけないというふうなことになっておりますけれども、この医療費を上げなくてするという事で、被保険者の負担を下げるんじゃなくて抑制するという方向で、鳥栖市のほうは4,200万円を使わせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

よくわかりました。伸びを、本当はこう上がるかもしれないとば抑えよつとばいということ
でいいですか、そういう理解で。

わかりました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

中川原豊志委員長

次に、議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料は、先ほどの資料の16ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料につきましては、年金受給額が月額1万5,000円以上、年額にいたしますと18万円以上の年金受給者からの年金天引きによる保険料の収納見込み額でございます。

目2. 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料の収納見込み

額でございます。

1つ飛びまして、款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算の一般管理費、賦課徴収費など、後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費に対する負担金について、それぞれ一般会計から繰り入れをするものでございます。

その下、保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分につきまして、県が4分の3、市町村が4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れするものでございます。

17ページをお願いいたします。

款5. 収入のうち、1つ飛びまして、項2. 償還金及び還付加算金、目1. 償還金、節1. 保険料還付金につきましては、後期高齢者医療保険料の還付が発生したものを県広域連合から受け入れるものでございます。

その下の項3. 市預金利子及びその下の項4. 雑入につきましては、それぞれ収入を受け取るための頭出しを計上いたしております。

次のページ、18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

それぞれ実績及び見込みにより計上いたしております。

まず、款1. 総務費のうち、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費につきましては、保険証の交付や各種通知に係る経費などのほか、後期高齢者医療の事務処理等に要する経費を計上いたしております。

項2. 徴収費、目1. 賦課徴収費につきましては、納付書や各種通知など賦課徴収に係る事務処理等に要する経費を計上いたしております。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入で御説明いたしました広域連合共通経費及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより、過年度還付が発生した場合の還付金等の見込み額を計上いたしております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

1点だけ。

16ページの特別徴収保険料、これ、年金18万円ですよ。

これって、年間ですか、年間の18万円。

吉田秀利国保年金課長

年間でございます。

成富牧男委員

それで、これは介護保険料もそうですよね。

この中から、合わせて取りよるっちゃ……。

中川原豊志委員長

マイクを。

成富牧男委員

介護保険料は合わせて取るんじゃないんですかね。

とにかく、私が言いたいのは、年間18万円でしょう。1カ月18万円じゃないんですよ。

そういう人から天引きするわけでしょう。

自分が、大体が少ないけんあればってん、何か、自分がもらって納めるんじゃないくて、もうそのまんま18万円、そうしたら1万円ちょっとですかね。その中から天引き、幾らかされるわけですよ、金額は小さくても。18万円ぎりぎりですどのぐらいの保険料になるんですか。わかりますか。そういう計算じゃないって言われる。

吉田秀利国保年金課長

後期の保険料につきましては、所得割と均等割という形になっております。

所得の少ない方については、軽減措置がございますので、かなり少ない額、7割軽減、8割軽減、9割軽減という形がございますので、年額としても数千円程度の保険料になるかというふうに思っておりますので、十分特別徴収の対象にはなるかと思っております。

成富牧男委員

いろいろ言いませんけど、やっぱりちょっと金部分的には、何か、私の金ば勝手に、しかも少なくしかもらいよらんとに。

もちろん、年金だけで生活しているはずないですよ、18万円やったら。ほかにもいろいろ、逆に、いや私は借家ばいっぱい持つとるよっちゅう人もおるかもしれんし、いろいろおるわけでしょうけど。

やっぱり、何かこう、取られる側からすると、ちょっとやっぱり抵抗がある、そう思わんですか。もう個人的でもいいです。

吉田秀利国保年金課長

この特別徴収は強制ではございませんので、本人の申し出であれば、口座振替であったり、通常の普通徴収のほうに切りかえることができますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

成富牧男委員

それなら、もうこれで終わりますけど、それは今私も、ああそうしたらって思いましたけど、そういう周知というか、お知らせというのは徹底してされているんですか、特別徴収じゃなくてもいいよっていう。

吉田秀利国保年金課長

特別徴収での納付の方につきましては、当初の段階で、特別徴収という形で引き落とししますということでの御案内を毎年差し上げているかと思っておりますので、その段階で、いや、特別徴収じゃなくってという方であれば、普通徴収のほうにも切りかえられるというふうなことになっております。

以上でございます。

成富牧男委員

小そう書いてあったりはせんでしょう。そこだけ小さく書いてあるとか。

もういいです、いいですよ。

やっぱり役所は便利かですよ、なるべく特別徴収したほうが。滞納、手もかからんし。

だけど、やっぱりあわせて特別徴収される側の気持ち、確かに今の聞いて少し安心、ああそうかって思いましたけれども、やっぱりそこら辺の取られるほうの気持ちもぜひ考えていただきたいなっていう、以上です。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

いいですか。

[発言する者なし]

では、質疑を終わります。



中川原豊志委員長

続きまして、議案甲第2号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。
執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、議案甲第2号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

参考資料の3ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことに伴う条例の改正でございます。

4点の改正がございますので、順に説明させていただきます。

まず、3ページをお願いいたします。まず、住宅ローン控除の適用期限の延長でございます。

これは、住宅借入金等特別控除の対象の居住年を現在の平成31年までから平成33年までに2年半延長するものでございます。

住宅借入金等特別控除は、居住用の住宅建設のために借入れを行った場合に、借入れの年末残高の1%を所得税額から10年間控除するもので、所得税で控除し切れない額があった場合に、その額を住民税から控除するものです。

これまでの経緯は、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられるとともに、平成27年10月1日から10%に引き上げられる予定になったときに、適用期限を平成29年12月31日までの入居とし、控除対象の内容が拡充されました。所得税控除限度額が認定住宅で30万円から50万円に、一般住宅で20万円から40万円に引き上げられております。

また、所得税で引ききれなかった場合に、住民税から控除できる金額の上限も、最高9万7,500円から13万6,500円に引き上げられております。

その後、消費税率の10%引き上げが1年6カ月延長され、平成29年4月1日施行となったときに、住宅借入金特別控除も1年6カ月延長され、適用期限を平成31年6月30日入居までとされました。

さらに、今回消費税率の10%引き上げが2年6カ月延長され、平成31年10月1日施行とされたことに伴い、住宅借入金等特別控除も2年6カ月延長され、適用期限を平成33年12月31日入居までとされたものです。なお、施行は公布の日としております。

次に、4ページをお願いいたします。

法人市民税の税率の改正でございます。

改正の内容は、法人市民税の法人税割の税率を現在の12.1%から8.4%に改正するものです。

この改正は、地方税である法人市民税の法人税割の一部を国税である地方法人税に移しか

えることで、地方交付税の原資として、地域間の財政力格差の縮小を図ることを目的としたものでございます。

平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられたときに、法人市民税の法人税割の税率が14.7%から12.1%に引き下げられており、今回も消費税率の改正に合わせて施行されるものです。

施行日は平成31年10月1日でございます。

当初は消費税率10%段階の措置として、平成29年4月1日とされておりましたが、消費税率の引き上げが平成31年10月1日に延長されたことに伴い、導入時期を合わせたものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

次に、軽自動車税環境性能割の創設でございます。

現在、県税である自動車取得税を廃止し、自動車税環境性能割と軽自動車税環境性能割を創設し、そのうち、軽自動車税環境性能割を市税とするものです。

なお、市税にはなりますが、当分の間、賦課及び徴収については県が行うこととなっております。また、これに合わせて、市で課税しております軽自動車税の名称を種別割に変更するものでございます。

施行日は、消費税の引き上げに合わせて平成31年10月1日でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

最後に環境性能を有する軽自動車に対する「グリーン化特例」の延長でございます。

これは、現行の特例措置を1年間延長するものでございます。

内容としましては、一定の環境性能を有する軽自動車について、取得後最初の1年に限り、環境性能に応じて軽自動車税を軽減するものでございます。

以上で、議案甲第2号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

今、ずっと説明を聞いていますと、消費税の引き上げに伴ってというのは大体出てきとったけど、この中で消費税の云々が出てきていないのは最後、ページ数で言うと4番目のグリーン化特例の延長。これは、消費税絡みじゃないんですか。もともとやっぱり消費税絡みなんじゃないですか。

青木博美税務課長

これは、消費税とは直接結びついていないものです。

成富牧男委員

あとは全部消費税絡みですよ、っていいですか。

青木博美税務課長

導入の時期は消費税と結びついております。（「わかりました、いいです」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。

国松敏昭委員

ちょっと、4ページの法人市民税割とか、こういう形で今、法人税割の税率改正、消費税絡みと言いながら、この税の収納に対する動きってというのは、どんなふうな変化、もしくはどんなふうに変わったということでしょうか。そのときの状況によって違うんでしょうけど。

大きく市税にマイナス要素が出てくるのか。もしくは、また違う影響があるのか。

その辺の、これが採用された場合っちゃうか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思いたすが。

青木博美税務課長

今回、提案しております法人市民税の12.1%から8.4%に下げられることによりまして、市税法人税割としては30%ほど減少になります。

ただ、それに対して、交付税としては、そのうちの一応75%が交付税の基準の額等に組み込まれることにはなっております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

国松敏昭委員

今のお話、30%減の75%交付金で云々ということで、全体的に減る傾向にあるんですかなんですよ、この法人市民税としては。今、難しいかな。

青木博美税務課長

交付税だけを見ますと一応算定される分は75%、それ以外の25%が基本的に今回、法人市民税減額分は交付税の原資として、全額交付税の税源とされることにはなっております。

ですから、その残り25%についてどのように配分されとことというのは、ちょっと明確ではありませんので、わからないところはあります。

また、それ以外に、県税である法人事業税の一部を平成31年から市町村に交付するというような制度も一応閣議決定をされておりますので、いろんなどころから様相は入って来ると

は思います。

中川原豊志委員長

いいですか。ほかは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あと、21日は10時から現地視察ということになっております。

現地視察の候補がありましたら、副委員長のほうまでお願いいたします。（「それはもう朝から行くっちゃうわけでしょう」と呼ぶ者あり）

今出ている分だけで、じゃあ。

柴藤泰輔副委員長

現在、視察先は旭まちづくりセンターの改修工事の件について1件だけ出ておりますので。

21日は10時に出発して、そこを視察したいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、本日はこれをもって散会いたします。

午後4時34分散会

平成29年 3 月 21 日 (火)

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員 長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間聡
社会福祉課長	吉田 忠典
社会福祉課地域福祉係長	八尋 茂子
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
文化芸術振興課長	村山 一成
スポーツ振興課長	古賀 達也
市民環境部長	橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原信
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長	天野 昭子
市民課長	徳渕 悦子
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
税務課長	青木 博美
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
税務課市民税係長	榎 浩喜
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	榎原 聖二

4 出席した議会事務局職員の名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

自由討議

議案審査

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第9号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第2号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

[総括、採決]

報告（市民環境部税務課、国保年金課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

国保制度改正の概要

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

旭まちづくり推進センター改修工事（儀徳町）

至 午前10時45分

oo

午前11時開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

oo

自由討議

中川原豊志委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託されました議案を含め、議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

では、いきなりですが休憩します。

午前11時休憩

oo

午前11時12分開議

中川原豊志委員長

具体的にどのような国からの指示、指導等が来るのかが見えていないところでございますけれども、新年度に入りまして、適切に対応してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、答弁いただきましたけれども、この件につきましてはよろしいですか。

成富牧男委員

国、県からと言われたのがよくわからなかったんですけど、保育士一般の話ですか。処遇改善一般のお話ですか。公立保育園ちゅう意味ではなくて。（「じゃあなくです」と呼ぶ者あり）ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



総 括

中川原豊志委員長

では、総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通して総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

国松敏昭委員

先ほども旭まちづくり推進センター改修事業ということで、まちづくり推進センターに視察に参ったわけでございます。

それで、委員会の中でも、私いろいろ御意見をまたお聞きしてきたわけですが、各校区とも、このまちづくり推進センターの施設のあり方、特に施設改修計画及び運営のあり方等について、すごく見えないちゅうか、私は知らないというか、そういう面があって、今後、やはり計画的、もしくはきちっと方向性を出す必要があると思うんです。

そういうことで、本当に、総合計画の中には、公共施設総合計画ということで進められておると言いますが、各部署においては、それぞれまだまだそういう計画の方向性さえ見えないというところもあると思うんです。

それで現実には、各施設においては、防災施設、また、避難所ということで、重要なポジションを占めていると思います。

そういうことで、今後のまちづくり推進センター、今お話ししたようなことも踏まえて、きちっと施設の改修計画、もしくは新しくそういう更新計画、つくるべきだということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ほか、ございますか。

西依義規委員

私から審査のときも言いましたけど、当委員会でもまとめて議決をした保育士の処遇改善の件ですが、やっぱり昨年も給料が45名分と。ことしも普通に45名分上がってきて、なおかつ代替保育士の賃金の予算は減らされるという。

やっぱり前向きな意思がちょっと見えないかなというのを感じましたんで、そもそも保育園をどうやって運営していくかとか、正規の方々がこれぐらい、もう100%を目指すのか、いえいえ、今の割合なのか。

そういったところも、しっかり運営計画等をつくっていただきまして、鳥栖市の保育園運営はこういう指針でやりますというのがないと、その当時の答弁答弁で、いや、今の定年した分をふやしますという、それ、どこにも書いてないんですよね。

だから、やっぱりそういうのを見てからじゃないと、その適正がわからないんで、ぜひそういうふうな計画をつくってほしいと。

それと、やはり近隣の自治体との、これは正規じゃなくてそういう嘱託員さんの話なんですけど、せめて近隣と同レベルぐらいの時給なり日給にはするべきじゃないかなあというのを思いましたんで、早期の対応を求めたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

成富牧男委員

議案には、予算の中には出てこないんですけど、ただ、気になるのは温水プールの件ですね。温水プールの今はどういうふうになっておるのか。いわゆるフリーズ状態なのか。

どういう位置づけになっておるのかちゅうのを、ぜひ明確にさせていただきたいというふうに思います。

要望だけしておきます。

中川原豊志委員長

要望でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

それと、あと1ついいですか。

あわせて、今度は北部グラウンドの話、質問させていただきましたけれども、過去3年間の利用状況見ると、去年が2件、その前が2件、その前が8件というのがありましたよね。

1年ずれとるかな。

とにかく、8件、2件、2件って、逆に言うたら。8件あったのが、後2件、2件になっているのはなぜなのかっていうのがあります。

これはなぜ、これ、ちょっと質問していいですか。なぜなのか、質問し忘れとったんで。

中川原豊志委員長

確認ということで。

古賀達也スポーツ振興課長

成富議員の御質問でございますけれども、件数につきましては、8件、2件、2件となっております。

基本的に、大会等での使用を考えておまして、具体的には、8件のうち1件はJリーグのチームの練習というか、そういう形で使われた部分、それから、サガン鳥栖のアンダー15が使われたというようなところでございまして、今回の2件の部分については、市のサッカー協会、それから、市内のクラブの大会というところです。

状況としては、Jリーグのチーム等の練習とか、あと、サガン鳥栖のアンダーのチームの利用がなくなった関係で件数が減ったのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

もう質問じゃないですけど、要はあそこ、質問したときも言いましたように、スタジアム条例の中に入っているんですよね、北部グラウンドの条例は。だから、要は条例で言えば、もっといろいろ使えるようになっているはずです。

ですから、極端に言うと、いろいろ皆さん使ってくださいと。芝の管理とかでも大分お金使っているはずですからね、あそこだけでも。

だから、もうちょっと、こういうことにも使えるんですよっていう周知を、ぜひしかるべき機会をとらえてしていただきたいなど。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

挙手多数でございます。よって、議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算中、当厚生常任委員会委員付託分につきましては、原案どおり可決いたしました。



議案乙第9号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

中川原豊志委員長

次に、議案乙第9号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

中川原豊志委員長

次に、議案乙第10号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第2号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第2号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



報 告（市民環境部税務課、国保年金課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

国保制度改正の概要

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、お受けしたいと思います。

では、報告をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、専決を予定しております鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

厚生常任委員会参考資料の1ページをお願いします。

改正の理由は、地方税法の一部改正ではありますが、現在国会において審議中で、3月末成立になる予定であり、そのうち平成29年4月1日施行のものについて、専決処分による条例改正を予定しているものです。

主な内容といたしましては、個人住民税、軽自動車税及び固定資産税についての改正がな

される予定です。

まず、個人住民税関係ですが、①として特定配当などについては、所得税、住民税がそれぞれ源泉徴収されており、申告の必要がありませんけれども、税の軽減や損益通算をするために申告を選択することができます。

その場合に、確定申告書と住民税申告の両方を提出され、その内容に相違があった場合には、申告書の内容を勘案して、市長が決定できるとするものです。

次に、2番目でございますけれども、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例ですけれども、内容としましては、肉用牛の売却による事業所得の市民税の所得割の額を免除するものでございます。

現在も制度はありまして、その適用期限を平成30年度までから平成33年度までに、3年間延長するものです。

次に、③でございますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例ですが、対象となる土地等の譲渡に係る長期譲渡所得金額2,000万円以下の部分について、市民税の所得割を通常の譲渡の場合の3%から2.4%に軽減するものです。

この適用期限を、平成29年度までから平成32年度までに3年間延長するものです。

次に軽自動車税関係ですが、①です。

軽自動車税の税率の特例について、グリーン化特例の対象車両の基準を見直すとともに、平成29年度と平成30年度に初回車両番号指定を受けた車両について、それぞれ翌年度の軽自動車税に限り、課税の特例を適用するものです。

2ページをお願いいたします。

次に、②の軽自動車税の納付義務が所有者にありますけれども、先にありました燃費の不正のように、国土交通大臣の認定等の申請において不正があったことを原因として認定を取り消され、軽自動車税の額に不足が生じた場合には、不正な申請をしたものを当該不足額の納税義務者とするものです。

また、納付すべき軽自動車税の額を、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とするものです。

次に、固定資産税関係ですが、①、これは、第60条の固定資産税の課税標準について地方税法の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次、②でございますが、小規模の保育事業や市民公開緑地の用に供する家屋、償却資産、固定資産、土地などに対する課税標準の特例の適用について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例でございますが、これによって、地方自治体で定めることができる特

例割合を条例で定めるものでございます。

次に、③でございます。被災市街地復興推進地域に定められた場合に、被災住宅用地を住宅用地とみなして、固定資産税の課税の特例を適用する期間を2年度分から4年度分に拡充するものです。

次に、④でございます。居住用高層建築物の固定資産税の課税については、平成29年4月1日以後に売買契約が締結されるものについて階層の差異による取引単価を反映させるため、補正率により補正することとなりますが、区分所有者全員による申し出があった場合には、申し出があった割合により税額を按分することができるとするものです。

次に、3ページをお願いいたします。

⑤でございます。耐震改修工事、熱損防止改修工事により、認定長期優良住宅となった場合の固定資産税の減額が創設されたため、減額適用の申告書の提出について規定するものです。

施行日は、平成29年4月1日を予定しております。

以上で、専決処分による条例改正を予定している鳥栖税条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。

吉田秀利国保年金課長

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について御説明をさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が3月末成立予定となる予定であり、平成29年4月1日施行のものにつきましては、専決が必要となるためでございます。

改正の主な内容につきましては、国民健康保険税の軽減措置が拡充されるものでございます。これは、国民健康保険の低所得者の方に対しまして、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

今回、軽減判定所得の改正は、応益分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正が予定されております。

5割軽減の判定では、これまで基準額の算定で、基礎控除額33万円に加え、26万5,000円に国保加入者を乗じたものを加算しておりましたが、改正により、国保加入者に乗ずべき金額26万5,000円を27万円に引き上げる予定でございます。

次に、2割軽減の判定におきましては、これまで基礎控除額33万円に加え、48万円に国保加入者数を乗じたものを加算しておりましたが、国保加入者に乗ずべき、金額48万円を49万円に引き上げる予定でございます。

このことによりまして、5割、2割の軽減判定所得がそれぞれ引き上げられまして、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金のおのおのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

なお、今回の国民健康保険税関係の見直しを盛り込んだ地方税法施行令の改正は、地方税法の改正案の成立に合わせて年度末に公布され、平成29年4月1日から施行される予定であり、したがって、議会に諮りすることが困難なことから、今回の改正に伴います鳥栖市国民健康保険条例の一部改正につきまして、専決処分報告を行わせていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

引き続き、国保制度改正広域化についての概要の説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

国保制度改正の概要についてでございます。

平成27年5月、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部改正が国会で可決、成立しております。

この法律の成立に伴い、平成30年度から都道府県は都道府県内の市町村とともに、国保の運用を担うこととなります。

都道府県の役割といたしましては、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するものでございます。

市町村の役割といたしましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率等の決定、賦課徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなっております。

資料の2ページをお願いいたします。

国民健康保険の改革による制度の安定化について御説明をさせていただきます。

現行では、各市町村が個別に国保の運営を担っております。現行の国保制度では、年齢が高く、医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いなど構造的な課題があり、財政運営が安定しておりません。

鳥栖市でも高齢者の割合が高く、60歳以上の被保険者が全体の53%を占めており、また、被保険者世帯の約半分が年間100万円未満の所得の世帯となっております。

このような構造的な課題を解消するため、国は財政支援を拡充し、都道府県が国保財政運営の中心的な役割を果たすという国保制度の改革が行われることとなっております。

改革後では、都道府県が国保運営方針の策定を行い、都道府県内の市町村に対し国保事業

費納付金を決定し、都道府県内市町村は、この国保事業費納付金を納付します。

また、都道府県内市町村は、保険給付に必要な費用を都道府県から交付金として交付を受けることとなります。

資料の 3 ページをお願いいたします。

改革後の国保運営に係る都道府県と市町村の役割についてでございます。

まず、運営のあり方としていたしましては、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保運営を担うこととなります。

県及び市町の主な役割として、①財政運営については、県は財政運営の責任主体となり、市町ごとの国保事業費納付金を決定し、市町はこの国保事業費納付金を県に納付します。

資格管理については、県は国保運営方針に基づき、事務の効率化・標準化を推進し、市町は従来どおり資格を管理することとなります。

保険税率等の決定、賦課徴収については、県は市町ごとの標準税率等を算定・公表し、市町は県が算定した標準保険税率等を参考に保険税率等を決定し、従来どおり賦課徴収を行うこととなります。

保険給付につきましては、県は保険給付に必要な費用を市町に支払い、市町は従来どおり保険給付の決定及び給付を行うこととなります。

保健事業につきましては、県は必要に応じ助言、支援を行い、市町は従来どおり被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施することとなります。

資料の 4 ページをお願いいたします。

改革後の国保財政の仕組みについて御説明いたします。

現行は市町がそれぞれ国保特別会計を設置し、市町村単位で運営しておりましたが、改革後は佐賀県全体で保険給付に必要な費用を算定し、そこから国の負担金や交付金などの公費を差し引いた残りの額を被保険者数や世帯数に応じて、また、医療費水準や所得水準を勘案しまして、県内市町に国保事業費納付金として振り分けることとなります。市町では、この納付金に応じて、国保税率を設定することとなります。

この交付金及び国保税率等の算定につきましては、次のページで説明させていただきます。

保険給付につきましては必要な額を県から交付金という形で受け取り、国保連合会に支払うこととなります。

資料の 5 ページをお願いいたします。

納付金及び標準税率算定の概要について御説明いたします。

まず、納付金の算定についてでございますが、県全体に係る保険給付費を推計し、それに県全体に要する共通経費を加えます。これが県全体の国保運営するために必要な経費となり

ます。これから前期高齢者交付金や国庫負担金などの県からの公費分を差し引きます。

公費分としては、前期高齢者交付金、療養給付費負担金調整交付金などでございます。

この差し引いた残りが納付金算定基礎額となり、県内市町が負担する金額となります。

納付金算定基礎の按分につきましては、各市町の医療費水準を勘案し、応能・応益の割合で案分いたします。

応能・応益の割合の按分につきましては、所得割、均等割、平等割を合わせた世帯割で按分することとなります。

案として、所得割対均等割対平等割を50対30対20などが現在考えられているところでございます。

佐賀県全体における鳥栖市の負担割合といたしましては、所得割が7.26%、均等割が7.18%、平等割が7.61%となっており、均等割を基準とした場合、所得割、平等割で他市町より多く負担することとなります。

次に、標準税率の算定について御説明いたします。

各市町の納付金に各市町に要する個別経費を加えます。これが市町の国保を運営するために必要な経費となります。

個別経費といたしましては、出産育児諸費、葬祭費、保健事業費などがあります。これから市町分の国からの公費差し引きます。この差し引いた残りが各市町に必要な保険税総額となります。必要な保険税総額を所得割、均等割、平等割の割合で按分し、それぞれ標準税率を算定することとなります。この標準税率を参考に、市町は保険税率等を設定することとなります。

現時点では、県に納める納付金がどれくらいになるか、現在、国が提供する、算定システムが改修中でございますので、納付金が見込めない現状でございます。

県に納める納付金や市町ごとの標準税率によっては、現在の国保税率等を改定する必要も出てくることとなります。

資料の6ページをお願いいたします。

国保制度改革に向けたスケジュール案でございます。これは、県のスケジュール案でございます。

昨年11月からことし2月に連携会議が開催されております。連携会議は、県及び県内市町の長で構成される会議でございます。

この会議では、広域化後の国保運営方針や国保の将来像について協議されております。

今後は、国保担当課長で構成する実務者会議、担当係長で構成する勉強会、担当で構成するワーキンググループなどの会議が改正され、主な協議事項としては国保運営方針案、納付

金の算定方法について、標準税率等の算定方法についてなどを協議することとなっております。

その後、7月の連携会議において、実務者会議等で協議された事項について承認及び決定することとなっております。

10月末には、国から納付金及び標準税率算定のための仮係数が提示されることとなっております、この仮係数によって県が納付金及び標準税率算定の試算を行うこととなっております。

12月末には、国から納付金及び標準税率算定ための確定係数が提示されることとなっております、この確定係数によって、県が納付金及び標準税率の算定を行うこととなっております。

県が算定した納付金及び標準税率によっては、現行の国保税率等の改定が必要となりますので、改定が必要となった場合は、平成29年1月から2月に国保運営協議会を開催し、平成30年1月から2月に国保運営協議会を開催し、平成30年度の国保税率の改定について諮問しなければなりません。

その後、国保運営協議会からの答申を受け、3月議会で国保税率改定案を上程することとなります。

非常に過密なスケジュールとなることが見込まれておりますが、その辺はよろしくお願ひしたいと考えておるところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

今、報告受けました件について、せっかくですんで確認したいこととか御意見等ございましたらお受けしたいと思います。

樋口伸一郎委員

すいません、最初の資料、説明いただいた分で、2ページについてちょっと教えていただきたいです。

(3)の②の件ですけど、真ん中に、改正前と改正後の表があって、地方自治体で定めることができる特例割合ということで、改正後の特例割合のところ、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲ってありますけど、この範囲を定める方法っていうのはどういうふうな基準になっているんですか。

青木博美税務課長

2分の1というのが標準割合として定められております。

3分の1以上3分の2以下というのは、それぞれ市町村により、こういったものを広めていきたいとかいうことで税の優遇をすると。

逆に、広めたくないということで税を厳しくするとか、そういった判断に基づいて率を決めていくものになっております。

樋口伸一郎委員

ということは、厳しくせざるを得ないところとかは、これが3分の1になって、逆に上がってしまうということも可能性としてはあるということですか。3分の1であった場合ですね。

青木博美税務課長

3分の1は、逆に割合で緩めると。3分の2で厳しくするというようなことになると思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これはまだ鳥栖市にはどっちっていうのはないですか、そこを厳しくとか。

青木博美税務課長

鳥栖市として、今の時点では特段厳しくするとかいうことは今考えておりませんので、標準税率で決めていきたいというふうに考えております。

中川原豊志委員長

ほか、何かございますか。

成富牧男委員

国の制度改正の概要の最後のページの、県のほうで、ずっと仮係数とか確定係数とかありますけど、これ、係数っちゅうのは何なんですか。単純な質問です。

吉田秀利国保年金課長

例えば、全国の所得水準等を勘案したときの全国の数値であったりとか、また、全国の1人当たりの医療費水準を算定する段階での5歳刻みで1人当たりの単価等を計算いたしますけれども、そういった単価とかですね。

あと、国が交付いたします交付金にそういったところの配分辺りを、この段階ではそのケースとして示すっていうことになっております。

以上でございます。

成富牧男委員

ごめんなさい。

これ、要は税率という形で、出てくるのを、括弧して確定係数って書いてありますけど、税率のことですか。

吉田秀利国保年金課長

いや、税率ではございません。

あくまでも各市町の納付金であったり、標準税率を算定するための指数というか計数、単価、そういったものでございます。

成富牧男委員

この係数っちゅうのは、県ごとのですか。

それとも、市町ごとの……、市町ごとっていうのは、どのタイミングで出てくるんですか。

吉田秀利国保年金課長

一応、全国の現在ですね。係数、一律のところでございます。

ちょっと、先ほどの係数について詳しく申し上げますと、医療給付費の推計に必要な係数ということで、全国平均の伸び率であったりとか、あとは、前期高齢者交付金等の推計に必要な係数、これも全国共通のやつ。それとか、後期高齢者支援金の推計に必要な係数で、これもまた全国。

ですから、これも全国平均っていうか、統一した係数、これが国から示されるということでございます。

成富牧男委員

あと、詳しい内容をまた個別にお尋ねしたいと思えますけど、要は3月議会で税率改定議案提出って書いてありますが、一般質問の中では、現段階では上がるか下がるかわからないっていうことでしたよね。っていうのは、一つはさっきの係数とかともかかわりがあるわけですか。

吉田秀利国保年金課長

この件数、10月段階で仮係数は提示されますけれども、この仮係数のところが、どれほどまで精度が高くなるのかってところが、ちょっとまだ明らかになっておりませんので、その辺がちょっと不透明ということ。

ですから、12月末に確定係数が示された段階で、県のほうが税率を算定いたしますので、それを参考にして市町のほうでは、3月議会が最短という形になっているところでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、以上で執行部からの報告を終わります。



中川原豊志委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



中川原豊志委員長

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成29年3月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ⑩

